〇社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日 国官会第2317号) 新旧対照表

改正案	現行							
社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金交付要綱							
平成22年 3月26日 制 定 <u>令和 7年 3月31日 最終改正</u>	平成22年 3月26日 制 定 <u>令和 6年12月17日 最終改正</u>							
本編 附属第 I 編 基幹事業 附属第 II 編 交付対象事業の要件 附属第 II 編 国費の算定方法	本編 附属第 I 編 基幹事業 附属第 II 編 交付対象事業の要件 附属第 II 編 国費の算定方法							
本編	本編							
<u>附 則 (令和7年3月31日付け国官会第25830号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>	<u>(新設)</u>							
附属第 I 編 基幹事業	附属第Ⅰ編 基幹事業							
イ 社会資本整備総合交付金事業	イ 社会資本整備総合交付金事業							
イー7ー(2)ー③下水道総合地震対策事業	イー7ー(2)ー③下水道総合地震対策事業							
下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難	下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及							
所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化	ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73							
等によって、震災時にも下水道の機能を確保するための施設の整備等を	号)に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に							
<u>行う</u> 事業をいう。	対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的							

改正案	現行
	として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の
	耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進め
	<u>る</u> 事業をいう。
イー11 広域活性化事業	イー11 広域活性化事業
広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化	広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化
に関する事業	に関する事業
 イー11ー(1)広域連携事業	 イー11ー(1)広域連携事業
1 複数都道府県が連携・協力して作成する広域活性化法第5条第1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
項の広域活性化計画に基づく同法第5条第2項第2号及び第3号	1項の広域活性化計画に基づく同法第5条第2項第2号及び第3
の事業等をいう。	号の事業等をいう。
② 同法第2条第1項第1号ハに掲げる活動に関して都道府県が作成	
する同法第5条第1項の広域活性化計画に基づく同法第5条第2	
<u>項第2号及び第3号の事業等であって、市町村が作成する同法第</u>	
22条第1項の特定居住促進計画に位置付けられたものをいう。	
イー16 住環境整備事業	イー16 住環境整備事業
イー16ー(17) <u>削除</u>	イー16ー(17) <u>都市・地域再生緊急促進事業</u>
ロ 防災・安全交付金事業	ロ 防災・安全交付金事業
ローフ 水道・下水道事業	ローフ 水道・下水道事業
ローフー(1)一③生活基盤近代化事業	ローフー(1)一③生活基盤近代化事業
簡易水道施設等の基盤強化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施	簡易水道施設等の基盤強化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施
設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張 <u>、重要施設に接続する上下水道</u>	設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張を行う事業をいう。

管路の一体的な耐震化を行うための施設整備を行う事業をいう。

ロー7-(1)-⑤水道総合地震対策事業

水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化及び災害時の代替性・多重性の確保を行うための施設の整備等を行う事業をいう。

ロー7-(1)-⑥緊急時給水拠点確保等事業

土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業、災害復旧事業 と併せて行う水道施設の耐災害性強化等を行い、水道施設の耐災害性強 化を図るための施設の整備を行う事業をいう。

ローフー(1)一⑦水道施設アセットマネジメント推進事業

「水道施設アセットマネジメント計画」の作成、導水管及び送水管、配水管等の更新等を行う事業をいう。

ロー7-(2)-③下水道総合地震対策事業

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難 所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化 等によって、震災時にも下水道の機能を確保するための施設の整備等を 行う事業をいう。

ロー7-(1)-⑤水道総合地震対策事業

上下水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施設の整備等を行う事業をいう。

ロー7-(1)-⑥緊急時給水拠点確保等事業

<u>配水池の容量を 12 時間程度に確保するなど、緊急時における給水の確保及び浄水時の配水調整の容易化等を図るための施設の整備を行う事業をいう。</u>

ローフー(1)一⑦水道管路耐震化等推進事業

自然災害発生時等の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減するために、導水管及び送水管、配水管等について耐震機能を有する管への更新等を行う事業をいう。

ロー7-(2)-③下水道総合地震対策事業

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。

現行

- ロー13 市街地整備事業
- ロー13-(9)津波防災拠点整備事業

津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の津波からの防災性を高める拠点となる市街地(津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都市計画決定されたものに限る。以下「津波防災拠点」という。)を整備するために支援を行う事業をいう。

ロー16 住環境整備事業

ロー16-(17)削除

附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

第1章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イーフ 水道・下水道事業

イー7ー(2)一①通常の下水道事業

- 1. (略)
- 2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道 を除く。以下同じ。)、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下 水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げ る要件をそれぞれ満たす事業とする。

(1)~(5) (略)

ロー13 市街地整備事業

ロー13-(9)津波防災拠点整備事業

南海トラフ地震の 津波により甚大な被害が想定される地域において、 都市の津波からの防災性を高める拠点となる市街地(津波防災地域づく りに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都 市計画決定されたものに限る。以下「津波防災拠点」という。)を整備 するために支援を行う事業をいう。

ロー16 住環境整備事業

□-16-(17)都市·地域再生緊急促進事業

附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

第1章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イーフ 水道・下水道事業

イー7ー(2)一①通常の下水道事業

1. (略)

2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道 を除く。以下同じ。)、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下 水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げ る要件をそれぞれ満たす事業とする。

(1)~(5) (略)

(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること(災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く)。

(7)・(8) (略)

3. ~6. (略)

イーフー(2)-③下水道総合地震対策事業

1. 目的

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避 難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐 震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とす る。

2. 交付対象事業の要件

(削除)

現行

(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。

(7)・(8) (略)

3. ~6. (略)

イーフー(2) 一③下水道総合地震対策事業

1. 目的

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を 及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策 強化地域、水道水源地域等において、地震時に下水道が最低限有すべ き機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機 能のバックアップ対策を併せて進めることをもって地震に対する安 全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを 目的とする。

2. 交付対象事業の要件

「下水道総合地震対策事業」とは、次のいずれかに該当する地域に

改正案	現行
	おいて、地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道総合地
	震対策計画」に従い実施する事業をいう。
	(ア)DID 地域を有する都市
	(イ)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域
	(ウ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置
	法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域
	(エ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推
	進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地
	<u>震防災対策推進地域</u>
	(オ) 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策
	<u>区域</u>
	(カ)上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域
	(キ) 地震による下水道施設被害があった地域(災害復旧事業終了
	後5年以内に完了する事業に限る。)
① 「上下水道耐震化計画」を策定していること。	_(新設)_
② 3.の③を実施する場合、下水道 BCP に当該処理場を支援者の	
活動拠点として位置付け、活用方針について記載することと	
3. 交付対象事業の内容	3. 交付対象事業の内容
交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整	交付対象事業の範囲は、 <u>イー7ー(2)一①の対象となる事業及び</u>
備とする。	<u>施設の整備に加え、</u> 次のいずれかに該当する事業及び施設の整備 <u>のう</u>
	<u>ち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたもの</u> とする。
<u>(削除)</u>	① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けら
	れた施設(防災拠点・避難地)並びに高齢者・障害者等要配慮者
	関連施設、感¥染症拠点病院、災害拠点病院、帰宅困難者一時滞在

現行

- ① 「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所 等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ② 終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設並びに流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ③ 次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業 (備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備)
 - (a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域
 - (b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
 - (c) 奄美群島
 - (d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域

ただし、上記(a)については1自治体あたり1処理場(近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大汚水量が2000m3/日を超える処理場を対象とする。)、(b)~(d)については1島あたり1処理場(計画1日最大汚水量が2000m3/日を超える処理場を対象とする。)を限度とする。

- 4 以下の施設の耐震化事業
 - (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管路
 - (b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管路

施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業 (新設)

- ② 以下の(a)~(e)の施設の耐震化事業
 - (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付け られた緊急輸送路及び避難路の下に埋設されている管渠
 - (b) 道路法に基づく重要物流道路<u>及び代替・補完路</u>の下に埋設されている管渠
 - (c) 軌道の下に埋設されている管渠

(削除)

(d) 河川の下に埋設されている管渠

(削除)

(削除)

⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点・避難地)が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7ー(2)ー②2.ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあっては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあっては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業

(削除)

⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積 0.3ha以上または想定避難者数が 200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数(小数点以下は切り上げ)を設

(e) 水管橋

③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点・避難地)が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7ー(2)ー②2.ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあっては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあっては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業

現行

- ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。)内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。
 - (ア)対象地域において都市機能が集積していること
 - (イ)対象地域の面積が20ha以上であること
 - (ウ)対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国 平均値以上であること
- ⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積 0.3ha以上または想定避難者数が 200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数(小数点以下は切り上げ)を設

改正案	現行
置基数の上限とする。)	置基数の上限とする。)
4. (略)	4. (略)
(削除)	5. 下水道総合地震対策計画の社会資本総合整備計画への記載
	① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計
	画に、②に掲げる事項を定めた「下水道総合地震対策計画」を記載
	<u>するものとする。</u>
	② 「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりと
	<u>する。</u>
	<u>(ア)対象地区の概要及び選定理由</u>
	<u>(イ)整備目標</u> (ウ)事業内容及び年度計画
	(エ)下水道 BCP 策定状況(なお、計画策定時に下水道 BCP 未策定
	の場合は計画期間内に策定することとする。)
<u>5</u> . その他	<u>6</u> . その他
<u>(削除)</u>	本事業は、令和5年度より5年間以内に原則として計画期間5年以内
	の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に
	限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等
	の耐震化事業に係る工期が5年を超える場合は、計画期間は 10 年以内
	<u>とする。</u> (*r=n.)
① 3.の③に定める事業については、令和 11 年度末までに完了す	_ <u>(新設)</u>
<u>る事業に限り、交付対象とする。</u> ② 令和6年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」	
<u> ② </u>	

改正案	現行
<u>に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。</u>	
イーフー(2)ー⑧下水道広域化推進総合事業	イーフー(2)ー⑧下水道広域化推進総合事業
1. (略)	1. (略)
2. 交付対象事業	2. 交付対象事業
①・② (略)	①・② (略)
③ 人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転	_(新設)_
換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れ	
のある管渠等の撤去等。	
3. (略)	3. (略)
4. 留意事項	4. 留意事項
①~④ (略)	①~④ (略)
⑤ 2.の③を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施	_ <u>(新設)</u>
行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定	
める件(昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示	
第289号)の別表(合流式及び分流式の汚水については「改築以外	
の事業」を適用。)に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対	
また。 象とする。	
6 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議	⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議
の上決定するものとする。	の上決定するものとする。
イー7ー(2)ー(4)下水道情報デジタル化支援事業	イー/ー(2)ー(14)ト水迫情報ナシタル化文援事業
イー7ー(2)一⑭下水道情報デジタル化支援事業 1. (略)	イー7ー(2)ー⑭下水道情報デジタル化支援事業 1. (略)

改正案	現行
2. 交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。	下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などの <u>デジタル</u> 化に係る業務等とする。
3. (略)	3. (略)
4. 留意事項 ①本事業は、令和8年度までの事業とする。 ②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。	4. 留意事項 本事業は、令和8年度までの事業とする。 (新設)
イー8 その他総合的な治水事業	イー8 その他総合的な治水事業
イー8ー(1)総合流域防災事業	イー8- (1)総合流域防災事業
4. 交付対象事業の要件	4. 交付対象事業の要件
(3)情報基盤総合整備事業	(3)情報基盤総合整備事業
① (略)	① (略)
② 土砂災害情報共有システム <u>整備事業</u>	② 土砂災害情報共有システム <u>備事業</u>
③•④ (略)	③・④ (略)
イー10 都市再生整備計画事業	イー10 都市再生整備計画事業
イー10—(1)都市再生整備計画事業	イー10—(1)都市再生整備計画事業
1. ~3. (略)	1. ~3. (略)

現行

4. 交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1) に掲げる事業等をいう。

なお、イー10-(1)の5.1に規定する施行地区で、次の市町村 の市町村域において実施される事業等を除く。

- 1 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を 図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。
- 2 <u>立地適正化計画において、都市再生法第81条第2項第5号に規定</u> する防災指針を記載していない市町村。
- 3 都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を 作成した年度(令和6年度末までに変更(都市再生特別措置法施行規 則(平成14年国土交通省令第66号。以下イー10及びロー10関 係部分において「規則」という。)第31条に規定する軽微な変更を除 く。)を行っている場合は、当該変更を行った年度)の翌年度から起算 しておおむね5年を経過し、かつ、都市再生法第84条に規定する評価 を実施していない市町村。
- 4 立地適正化計画を作成し、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施し、かつ、直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむ ね5年を経過した市町村。

5. 施行地区

都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。

4. 交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。

(新設)

5. 施行地区

都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。

(略)

1

1 (略)

2 地方公共団体において、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。)第5条第8項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。)第7条第1項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号。以下「文化観光推進法」という。)第12条第1項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

ただし、市街化区域等を除く。

3・4 (略)

- (1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱第6. 4に規定するプロジェクト(以下イー10-(1)関係部分において「国策的プロジェクト」という。)に関連する区域。
- (2) (略)

6. (略)

イー10—(2) まちなかウォーカブル推進事業

1. ~3. (略)

2 地方公共団体において、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

現行

ただし、市街化区域等を除く。

3 • 4 (略)

- (1) <u>デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱第6</u> 4に規定する プロジェクト(以下イー10-(1)関係部分において「国策 的プロジェクト」という。)に関連する区域。
- (2) (略)

6. (略)

イー10-(2) まちなかウォーカブル推進事業

1. ~3. (略)

現行

4. 交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1) 第1項から第5項 、第9項から第11項、第14項から第16項(第14項第4号を除 く)、第18項、第21項、第27項から<u>第31項</u>に掲げる事業等をい う。

5. 施行地区

(略)

- (1) 次の1から3のいずれかの区域
 - 1 (略)
 - 2 地方公共団体において、歴史まちづくり法第5条第8項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法第7条第1項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法第12条第1項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

ただし、市街化区域等を除く。

3 (略)

(2) (略)

6. 7. (略)

4. 交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1) 第1項から第5項 、第9項から第11項、第14項から第16項(第14項第4号を除 く)、第18項、第21項、第27項から<u>第30項</u>に掲げる事業等をい う。

5. 施行地区

(略)

- (1)次の1から3のいずれかの区域
 - 1 (略)
 - 2 地方公共団体において、歴史まちづくり法に基づく歴史的風 致維持向上計画や観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画、 文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域 における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整 備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方 針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と 齟齬がないと認められる区域。

ただし、市街化区域等を除く。

3 (略)

(2) (略)

6. 7. (略)

改正案				現行				
表 10-(1) (都市	5再生整備計画事業の交付対象事業)		į	表 10-(1)	(都市	市再生整備計画事業の交付対象事業)		
交付対象事	交付対象事業の費用の範囲	間接交付		交付対象	事	交付対象事業の費用の範囲	間接交付	
業		の場合の		業			の場合の	
		事業に要					事業に要	
		する額					する額	
1. • 2. (略	(略)	(略)		1. • 2.	(略	(略)	(略)	
))				
3. 地域創造	都市再生整備計画の目標を達成するために	(略)		3. 地域創	削造	都市再生整備計画の目標を達成するために	(略)	
支援事業	必要な事業等に要する費用。			支援事業		必要な事業等に要する費用。		
	ただし、以下の施設の整備に要する費用を除					ただし、以下の施設の整備に要する費用を除		
	< ₀					< ∘		
	・駐車場(本表第10の3に該当するもの)					・駐車場(本表第10の3に該当するもの)		
	・地域交流センター					・地域交流センター		
	(本表第12の1に該当するもの)					(本表第12の1に該当するもの)		
	・観光交流センター					・観光交流センター		
	(本表第12の2に該当するもの)					(本表第12の2に該当するもの)		
	・まちおこしセンター					・まちおこしセンター		
	(本表第12の3に該当するもの)					(本表第12の3に該当するもの)		
	・賑わい・交流創出施設(地域資源活用型)					<u>・ワーケーション拠点施設</u>		
	(本表第12の4に該当するもの)					(本表第12の4に該当するもの)		
	・子育て世代活動支援センター					・子育て世代活動支援センター		
	(本表第12の5に該当するもの)					(本表第12の5に該当するもの)		
	・複合交通センター					・複合交通センター		
	(本表第12の6に該当するもの)					(本表第12の6に該当するもの)		

	改正案					
	<u>・イー10ー(1)における水防法第14条に</u>			(新設)		
	規定する洪水浸水想定区域、同法第14条					
	<u>の2に規定する雨水出水浸水想定区域及</u>					
	び同法第14条の3に規定する高潮浸水想					
	定区域の区域内における建築物(災害時					
	に避難所等として利用されるものに限る					
	。) のうち、利用者の安全を確保するため					
	<u>の対策が実施されないもの。</u>					
	(略)			(略)		
4. (略)	(略)	(略)	4. (略)	(略)		(略)
5. 公園	以下のいずれかに該当する公園の整備に要	(略)	5. 公園	以下のいず	れかに該当する公園の整備に要	(略)
	する費用			する費用		
	1・2 (略)			1 • 2 (略)	
	<u>ただし、イー10ー(1)において、水防法</u>			(新設)		
	第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第					
	14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域又					
	は同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区					
	域の区域内における建築物(災害時に避難所					
	等として利用されるものに限る。) の整備に要					
	する費用については、利用者の安全を確保す					
	るための対策が実施される場合に限る。					
6. 古都保存・	(略)		6. 古都保存・	(略)		

	改正案				現行	
緑地保全等	ただし、当該事業が以下の全ての要件に該当			緑地保全等	ただし、当該事業が以下の全ての要件に該当	
事業	する場合に限る。			事業	する場合に限る。	
	① 歴史まちづくり法第5条第8項の規定				① 地域における歴史的風致の維持及び向	
	に基づく認定を受けた歴史的風致維持				上に関する法律(平成20年法律第40	
	向上計画(②において「認定歴史的風致				号。以下「歴史まちづくり法」という。)	
	維持向上計画」という。)に位置付けら				第5条第8項の規定に基づく認定を受け	
	れていること。				た歴史的風致維持向上計画(②において「	
					認定歴史的風致維持向上計画」という。)	
					に位置付けられていること	
	② (略)				② (略)	
7. ~11. ((略)	(略)		7. ~ 11. ((略)	(略)
略)				略)		
12. 高次都市	以下に掲げる施設の整備に要する費用	(略)		12. 高次都市	以下に掲げる施設の整備に要する費用	(略)
施設	1~3 (略)			施設	1~3 (略)	
	4 賑わい・交流創出施設(地域資源活用型)				4 ワーケーション拠点施設(コワーキングス	
	(地域経済の活性化を目的とした、創業支援				ペース等(ただし、地域住民を主として広く	
	(営利目的を除く。)機能等を有する施設)				利用されるものに限る。))(イー10-(1)	
	<u>(イー10-(1)の5.2に規定する施行</u>				の5.2に規定する施行地区に限る。)	
	地区に限る。)_					
	5・6 (略)				5・6 (略)	
	(略)				(略)	
	水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、				<u>(新設)</u>	

	改正案			現行					
	同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定								
	区域又は同法第14条の3に規定する高潮浸水								
	想定区域の区域内における建築物においては、								
	利用者の安全を確保するための対策が実施さ								
	<u>れること。</u>								
13. 誘導施設	1 誘導施設相当施設(都市構造再編集中支援	(略)		13. 誘導施設	1 誘導施設相当施設(都市構造再編集中支援	(略)			
相当施設	事業費補助交付要綱第1条の3第5項に掲			相当施設	事業費補助交付要綱第1条の3第5項に掲				
	げる施設のうち、医療法第4条の2に定める				げる施設のうち、医療法第4条の2に定める				
	特定機能病院、医療法第4条に定める地域医				特定機能病院、医療法第4条に定める地域医				
	療支援病院、学校教育法第1条に定める大学				療支援病院、学校教育法第1条に定める大学				
	及び高等専門学校、学校教育法第 124 条に				及び高等専門学校、学校教育法第 124 条に				
	定める専修学校を除く。)の整備に要する費				定める専修学校を除く。)の整備に要する費				
	用 ^{注4} (移転・統廃合の場合に限る。)(イー				用 ^{注4} (移転・統廃合の場合に限る。)(イー				
	10-(1)の5.3に規定する施行地区に				10-(1)の5.3に規定する施行地区に				
	限る。)				限る。)				
	ただし、基幹市町村と連携市町村が共同				<u>(新設)</u>				
	して都市構造再編集中支援事業費補助交付								
	要綱表1第14号に定める同種の広域連携誘								
	<u>導施設を整備する又は整備予定である場合</u>								
	<u>(下記Bのただし書に該当する場合を除</u>								
	<u>く。)を除く。</u>								
	2 前号に掲げる誘導施設相当施設の整備が				2 前号に掲げる誘導施設相当施設の整備が				
	複数の施設の機能を集約する統廃合である				複数の施設の機能を集約する統廃合である				
	場合、統廃合を行うことにより廃止された施				場合、統廃合を行うことにより廃止された施				
	設の除却等(除却、整地(当該施設の敷地及				設の除却等(除却、整地(当該施設の敷地及				

改正案	現行
び隣接する区域における安全対策を含む。)	び隣接する区域における安全対策を含む。)
及び本表第14項第1号から第3号の既存建	及び本表第14項第1号から第3号の既存建
造物活用事業)、元地の管理の適正化に係る	造物活用事業)、元地の管理の適正化に係る
事業に要する費用	事業に要する費用
誘導施設相当施設の整備に要する費用に	誘導施設相当施設の整備に要する費用に
は、購入費を含む。1箇所における整備に要	は、購入費を含む。1箇所における整備に要
する費用は21億円を限度とする。ただし、	する費用は21億円を限度とする。ただし、
①②の場合においては30億円を限度とす	①②の場合においては30億円を限度とす
る。	る。また、③の場合において限度額を12億円
	<u>減じる。</u>
①・② (略)	①・② (略)
_ <u>(削除)</u>	③基幹市町村と連携市町村が共同して都
	市構造再編集中支援事業費補助交付要
	綱表 1 第14号に定める同種の基幹的誘
	<u>導施設を整備する又は整備予定である</u>
	場合(下記Bのただし書きに該当する
	<u>場合を除く。)</u>
ただし、次の全ての要件に該当する場	ただし、次の全ての要件に該当する場
合に限る。	合に限る。
A~F (略)	A~F (略)
水防法第14条に規定する洪水浸水想定区 域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸	

	改正案					
	水想定区域又は同法第14条の3に規定する					
	高潮浸水想定区域の区域内における建築物					
	においては、利用者の安全を確保するため					
	の対策が実施されること。					
	また、市町村が実施する事業については、				また、市町村が実施する事業については、	
	次の全ての要件に該当する場合に限る。				次の全ての要件に該当する場合に限る。	
	a~f (略)				a~f (略)	
14. 既存建造	(略)	(略)		14. 既存建造	(略)	(略)
物活用事業				物活用事業		
	1~3 (略)				1~3 (略)	
	4 誘導施設相当施設				4 誘導施設相当施設	
	購入、賃借(※1)、移設及び改築(大規模				購入、賃借(※1)、移設及び改築(大規模	
	な修繕を含む。)に要する費用(移転・統廃合				な修繕を含む。)に要する費用(移転・統廃合	
	の場合に限る。)並びに当該誘導施設相当施設				の場合に限る。) 並びに当該誘導施設相当施設	
	の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合				の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合	
	である場合にあっては、本表第13項第2号に掲				である場合にあっては、本表第13項第2号に掲	
	げる元地の管理の適正化に係る事業に要する				げる元地の管理の適正化に係る事業に要する	
	費用				費用	
	ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して				<u>(新設)</u>	
	都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表					
	1第14号に定める同種の広域連携誘導施設を					
	整備する又は整備予定である場合(下記Aのた					
	だし書に該当する場合を除く。)を除く。					

改正案	現行		
第3号及び第4号の事業については、1箇所	第3号及び第4号の事業については、1箇所		
における整備に要する費用(第4号の事業につ	における整備に要する費用(第4号の事業につ		
いては、元地の管理の適正化に係る事業に要す	いては、元地の管理の適正化に係る事業に要す		
る費用を除く。)は21 億円を限度とする。	る費用を除く。)は21 億円を限度とする。		
ただし、①②の場合においては30億円を限度	ただし、①②の場合においては30億円を限度		
とする。	とする。 <u>また、③の場合において限度額を12億</u>		
	<u>円減じる。</u>		
① 市街地再開発事業等により建設される	① 市街地再開発事業等により建設される		
複合建築物の一部を活用して整備する	複合建築物の一部を活用して <mark>を</mark> 整備す		
場合	る場合		
② (略)	② (略)		
また、第3号及び第4号の事業については、	<u>(新設)</u>		
イ-10-(1)において、水防法第14条に規			
定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規			
定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条			
の3に規定する高潮浸水想定区域の区域内に			
おける整備に要する費用については、利用者の			
安全を確保するための対策が実施される場合			
<u>に限る。</u>			
(削除)	③ 基幹市町村と連携市町村が共同して都		
	市構造再編集中支援事業費補助交付要		
	場合(下記Aのただし書きに該当する場		

改正案		現行			
			<u>合を除く。)</u>		
	第4号の事業については、次の全ての要件に		<u>また、</u> 第4号の事業につい	ては、次の全ての	
	該当する場合に限る。		要件に該当する場合に限る。		
	A~E (略)		A~E (略)		
	(略)		(略)		
	また、第3号の事業のうち、観光交流センタ		また、第3号の事業のうち	、観光交流センタ	
	ーはイー10ー(2)の5. (1)に規定す		ーはイー10-(2)の5	5. (1)に規定す	
	る施行地区、まちおこしセンターはイー 1		る施行地区、まちおこし	センターはイー 1	
	0-(2)の5. (1)1及び3に規定する		0 - (2) Ø5. (1) 1	及び3に規定する	
	施行地区においても実施ができるものとす		施行地区 <u>、ワーケーショ</u>	ン拠点施設はイー	
	る。		<u>10-(2)05. (1)</u>	2に規定する施行	
			<u>地区</u> においても実施ができ	きるものとする。	
15. 土地区画	イー13ー(6)に規定する都市再生区画整	(略)	15. 土地区画 イー13-(6)に規定す	る都市再生区画整	(略)
整理事業	理事業の交付の対象となる事業に要する費用		整理事業 理事業の交付の対象となる	事業に要する費用	
	(イー10-(1)の5.1、2及び4、イー		(イー10ー(1)の5.1	、2及び4、イー	
	10-(2)の5. (1)1及び2に規定する		10-(2) Ø 5. (1) 1	及び2に規定する	
	施行地区に限る。)		施行地区に限る。)		
	ただし、イー10ー(1)の5.4に規定す		ただし、イー10ー(1)	の5.4に規定す	
	る施行地区内に存する事業にあっては、イー1		る施行地区内に存する事業に	こあっては、イー1	
	3-(6) <u>の</u> 3. 第1項 <u>中「居住誘導区域(「立</u>		3-(6)3.第1項第1号	イ中「直前の国勢	
	地適正化計画によりまちづくりを進めるべき		調査の結果に基づく人口集	中地区 <u>に係る区域</u>	
	都市ではない都市(市街化区域内の人口密度が		<u>に存し、</u> かつ、次のいずれから	の」とあるのは「次	
	40人/ha以上あり当該人口密度が統計上		のいずれかの」と読み替える	らものとする。 -	

改正案					現行	
	今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下の市町村)」の区域を含む。以下3.において同じ。)に過半が該当する地区であって、次の要件のいずれかに」とあるのは「次の要件のいずれかに」と、同項第1号イ中「直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であって、かつ、次のいずれかの」とあるのは「次のいずれかの」と、同第2項中「居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に」				現行	
16. ~26. (略)	<u>とあるのは「次の要件に」と</u> 読み替えるものと する。 (略)	(略)	_	16. ~ 26. (略)	(略)	(略)
27. エリア価値 向上整備事業		(略)		27. エリア価 値 向 上 整 備 事業		(略)
28. こども	(略)	(略)		28. こども	(略)	(略)

改正案			現行			
まんなかま	1~5 (略)		まんなかま	1~5 (略)		
ちづくり事	(削除)		ちづくり事	6 ワーケーション拠点施設(本表第12項第		
業			業	4号及び本表第14項第3号に該当するも		
				<u></u>		
	<u>6</u> ~ <u>9</u> (略)			<u>7</u> ∼ <u>10</u> (略)		
29. 暑熱対策	緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗	<u>同上</u>	(新設)	_(新設)_	(新設)	
<u>事業</u>	装、日よけ施設等の暑熱対策に資する施設であ					
	って、通年利用するものの整備に要する費用					
	ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。					
	①都市再生整備計画の目標に暑熱対策に係					
	る目標を記載し、かつ、同計画の目標を定					
	量化する指標として暑熱対策に関連する					
	ものを設定すること。					
	②区域内において線的・面的に実施される					
	暑熱対策であること。					
<u>30</u> . 滞在環境	(略)	(略)	<u>29</u> . 滞在環境	(略)	(略)	
整備事業			整備事業			
<u>31</u> . 計画策支	(略)	(略)	30. 計画策定	(略)	(略)	
援事業			支援事業			
<u> </u>			注1) (略)			
主2)建築物の	エネルギー消費性能の向上 <mark>等</mark> に関する法律(平原	成27年法律	注2)建築物の	エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成2	27年法律第	
第53号。	以下イー10関係部分において「建築物省エス	ネ法」という	5 3 号。以	以下イー10関係部分において「建築物省エネ活	も」という。	
。)第2条	第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費	性能基準(以	第2条第一	1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能	作基準 (以 ⁻	

下イー 1 0 関係部分において「省エネ基準」という。)に適合すること (ただし、建築物省エネ法<u>第20条</u>により適用除外となる建築物を除く)。

注3) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の 基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300㎡未満)は 20%削減)となる省エネ性能の水準に適合すること(ただし、建築物省 エネ法第20条により適用除外となる建築物を除く)。

注4) (略)

イー11 広域活性化事業

イー11-(1)広域連携事業

1. 目的

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域的地域活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 交付対象

広域連携事業の交付対象は、都道府県とする。

3. 交付対象事業

広域活性化計画に基づき実施される表 1 1 - (1)に掲げる事業等をいう。

<u>ただし、附属第 I 編イー 1 1 ー (1)</u> ②に掲げる事業等は、広域活性化計画が、以下の $(P) \sim (1)$ の要件に該当するものに限る。

現行

イー10関係部分において「省エネ基準」という。)に適合すること(ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く)。

注3) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の 基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300㎡未満)は 20%削減)となる省エネ性能の水準に適合すること(ただし、建築物省 エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く)。

注4) (略)

イー11 広域活性化事業

イー11-(1)広域連携事業

1. 目的

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域的地域活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 交付対象

広域連携事業の交付対象は、都道府県とする。

3. 交付対象事業

広域活性化計画に基づき実施される表 1 1 - (1)に掲げる事業等をいう。

改正案	現行
<u>(ア)</u> 都道府県内の市町村における特定居住を促進するための、	
<u>都道府県の活動を含む計画であること。</u>	
<u>(イ)</u> 特定居住促進計画の実効性を高めるための、市町村の活動	
<u>を含む計画であること。</u>	
4. 広域活性化計画 (略)	4. 広域活性化計画 (略)
イー12 都市公園・緑地等事業	イー12 都市公園・緑地等事業
イー12ー(1)都市公園等事業	 イー12-(1)都市公園等事業
1. (略)	1. 目的 (略)
2. 交付対象事業	2. 交付対象事業
I 都市公園事業	I 都市公園事業
1 定義	
①~⑫ (略)	①~① (略)
2 事業要件	2 事業要件
A-1 ~ A-4 (略)	A-1 ~ A-4 (略)
B 防災公園	B 防災公園
A- 1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しな	A- 1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しな
い。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。	い。また、以下の要件は A- 1 に定める要件に替えて適用する。
①都市要件	①都市要件
①-1 防災公園対象都市要件 (略)	①-1 防災公園対象都市要件 (略)
①-2 防災公園対象地域要件	①-2 防災公園対象地域要件
1) 広域避難地の機能を有する都市公園	1) 広域避難地の機能を有する都市公園

以下の i)又は ii)に掲げる要件を満たす地域

- i) 以下のイ)及びロ)を満たす地域
 - √) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区。(ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。
 - 1) 10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 ㎡が確保されていないこと。ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、本要件を適用しないこととする。
- ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域 及びこれに隣接する地域であること。
- 2) 3) (略)
- ②面積要件
 - 1) 2) (略)
 - 3) 広域避難地の機能を有する都市公園 災害が発生した場合において、<u>給水機能・トイレ機能が確保</u> される見込み(ただし、令和6年度末までに整備計画が策

現行

以下の i)又は ii)に掲げる要件を満たす地域。

i) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 ㎡が確保されていないこと(ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

- ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域 及びこれに隣接する地域であること。
- 2) 3) (略)
- ②面積要件
 - 1) 2) (略)
 - 3) 広域避難地の機能を有する都市公園 災害が発生した場合において、広域的な避難地としての機 能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの(周辺の

改正案	現行
定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り給水機能・トイレ機能の確保を要件としない。)である広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの(周辺の空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園(面積概ね8ha以上)を含む。)	空地とあわせて 10ha となる 4ha 以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して 10ha 以上の都市公園と同等の不効避難面積が確保される都市公園。(面積概ね 8ha 以上) を含む。)
4) ~ 6) (略)	4) ~ 6) (略)
③対象事業内容 (略)	③対象事業内容 (略)
C ~ F (略)	C ~ F (略)
G ネイチャーポジティブ公園 A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 及び④については適用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。	G ネイチャーポジティブ公園 A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 及び④については用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用る。
①都市要件 · ②面積要件 (略)	①都市要件 · ②面積要件 (略)
③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとす る。	③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとる。

3-1 施設整備

3−1 施設整備

都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設(植栽等)、教養施設(自然生態園、動植物の保護増殖施設等)及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設(休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設)の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたもの若しくは地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和6年法律第18号)による認定を受けた計画に基づくものに限り交付対象とする。

- ③-2 用地取得 (略)
- 3 交付対象 (略)

Ⅱ ~ Ⅶ (略)

3. 留意事項

Ⅰ • Ⅱ (略)

- Ⅲ 新築する建築物は、原則として ZEB 水準※に適合すること。ただし、令和6年度までに工事着手した建築物については、この限りではない。
 - ※ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300 m未満)は20%削減)となる省エネ性能の水準に適合する

都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設(植栽等)、教養施設(自然生態園、動植物の保護増殖施設等)及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設(休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設)の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたものに限り交付対象とする。

- ③-2 用地取得 (略)
- 3 交付対象 (略)

Ⅱ ~ Ⅶ (略)

3. 留意事項

Ⅰ • Ⅱ (略)

- Ⅲ 新築する建築物は、原則として ZEB 水準※に適合すること。ただし、令和6年度までに工事着手した建築物については、この限りではない。
 - ※ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300 m²未満)は20%削減)となる省エネ性能の水準に適合する

改正案
こと(ただし、建築物省エネ法 <u>第20条</u> により適用除外となる
建築物を除く)。
<u>IV</u> 運動施設の整備については次に掲げるi)及びii)の要件を満た
す施設の整備を対象とする。
i)住民利用や行政機関が共催する競技大会での利用に即して適当
な規模・仕様となる範囲までであること。

ii)主としてプロスポーツやコンサート等の興行に際し必要となる施設(大型映像装置、音響施設、VIPラウンジ等)ではないこ

こと(ただし、建築物省エネ法<u>第18条</u>により適用除外となる 建築物を除く)。

現行

(新設)

イー12-(2)都市公園安全・安心対策事業

1 • 2 (略)

ہ ع

3. 留意事項

イー12-(1)3.の

<u>I、Ⅲ及びⅣ</u>に定める事項については、本

事業においても準用する。

イー12-(3)都市公園ストック再編事業

1 • 2 (略)

3. 留意事項

イー12-(1)3.の<u>II、II及びIV</u>に定める事項については、本 事業においても準用する。

イー12-(4) 市民農園等整備事業

1 • 2 (略)

3. 留意事項

イー12-(2)都市公園安全・安心対策事業

1 • 2 (略)

3. 留意事項

イー12-(1)3.の<u>■及び■</u>に定める事項については、本事業においても準用する。

イー12-(3)都市公園ストック再編事業

1 • 2 (略)

3. 留意事項

イー12-(1)3.の

□及び

□に定める

事項については、本事業においても

準用する。

イー12-(4) 市民農園等整備事業

1 • 2 (略)

3. 留意事項

イー12-(1) 3. の<u>II、II及びIV</u>に定める事項については、本 事業においても準用する。

イー12-(5)緑地環境事業

1 • 2 (略)

3. 留意事項

イー12-(1) 3. の

II、

II

イー13 市街地整備事業

イー13-(1)都市防災推進事業

イー13-(1)①都市防災総合推進事業

2. 交付対象事業

- 5 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 (略)
 - 二 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備 イ~ハ (略)
 - 二 用地費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用(道路については幅員4メートルを超える部分に限る。ただし、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域(同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む。)を含む市街地(南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震

現行

イー12-(1) 3. の<u>■及び</u>□に定める事項については、本事業においても準用する。

イー12-(5)緑地環境事業

1 • 2 (略)

3. 留意事項

イー12-(1) 3. の<u>■及び</u>□に定める事項については、本事業においても準用する。

イー13 市街地整備事業

イー13-(1)都市防災推進事業

イー13-(1)①都市防災総合推進事業

2. 交付対象事業

- 5 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 (略)
 - 二 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備 イ~ハ (略)
 - 二 用地費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用(道路については幅員4メートルを超える部分に限る。ただし、南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日

津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和11年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る。)において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては、この限りでない。)

ホ 補償費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に 付随する補償に要する費用(道路については幅員6メートル以 上(津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する 津波災害警戒区域(同法第 72 条第1項に規定する津波災害特別 警戒区域を含む。)を含む市街地(南海トラフ地震特措法第10 条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策 特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定によ り指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策 特別強化地域以外の地域は、令和 11 年度末までに国に提出され る社会資本総合整備計画に基づく事業に限る。)において整備さ れる道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案し て、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要 と認めるものについては幅員4メートル以上)のもの、都市施 設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性 貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を

本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波 災害警戒区域(同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒 区域を含む)を含む市街地において整備される道路であって、 周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時に おける円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについ ては、この限りでない。)

木 補償費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に付随する補償に要する費用(道路については幅員6メートル以上(南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域(同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む)を含む市街地において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては幅員4メートル以上)のもの、都市施設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。)

整備するものに限る。)

ただし、地区緊急避難施設の整備に対して、地方公共団体が 地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合(防災街区整 備推進機構に補助する場合を除く。)においては、当該施設が以 下①から③までの全てに適合する場合に限る。

- ①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。
- ②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体が実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。
- ③10年以上避難場所として利用されることが確実な施設であること。

三•四 (略)

6~8 (略)

3. ~ 7. (略)

ただし、地区緊急避難施設の整備に対して、地方公共団体が 地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合(防災街区整 備推進機構に補助する場合を除く。)においては、当該施設が以 下①から③までの全てに適合する場合に限る。

- ①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。
- ②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体が実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。
- ③10年以上避難場所として利用されることが確実な施設であること。

三・四 (略)

6~8 (略)

3. ~7. (略)

現行 改正案 表 13-(1)(1)-1 一般建築助成額表(耐火建築物) 表 13-(1)(1)-1 一般建築助成額表(耐火建築物) b) 金 b)金 b)金 b)金 b)金 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 額 額 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 mg以上 mf未満 千円 m以上 m未満 千円 m³以上 m³未満 ~5 0 120 ~ 130 3, 072 380 ~ 400 7, 104 **∼**5 0 120 ~ 130 2, 364 380 ~ 400 5 ~ 10 130 ~ 140 3, 328 400 ~ 420 7, 360 5 ~ 10 130 ~ 140 2, 561 400 ~ 420 128 10 ~ 15 140 ~ 150 3, 584 420 ~ 440 420 ~ 440 256 7, 616 10 ~ 15 197 140 ~ 150 2,758 150 ~ 160 440 ~ 460 440 ~ 460 15 ~ 20 3, 840 7, 872 15 ~ 20 295 150 ~ 160 2, 955 20 ~ 25 160 ~ 170 460 ~ 480 20 ~ 25 512 160 ~ 170 4,096 460 ~ 480 8, 128 394 3, 152 25 ~ 30 170 ~ 175 4, 352 480 ~ 500 8, 384 25 ~ 30 492 170 ~ 175 3, 349 480 ~ 500 640 30 ~ 35 175 ~ 180 4, 480 500 ~ 550 8,640 30 ~ 35 591 175 ~ 180 3, 447 500 ~ 550 35 ~ 40 689 180 ~ 200 3, 496 550 ~ 600 35 ~ 40 180 ~ 200 4, 544 550 ~ 600 9,024

9, 408

9, 792

10, 176

10,560

10,944

11, 328

11, 712

12,096

12, 480

600 ~ 650

650 ~ 700

700 ~ 750

750 ~ 800

800 ~ 850

850 ~ 900

900 ~ 950

1,000 ~

950 ~ 1,000

200 ~ 220

220 ~ 240

240 ~ 260

260 ~ 280

280 ~ 300

300 ~ 320

320 ~ 340

340 ~ 360

360 ~ 380

4, 800

5, 056

5, 312

5, 568

5, 824

6,080

6, 336

6, 592

6,848

40 ~ 45

45 ~ 50

50 ~ 60

60 ~ 70

70 ~ 80

80 ~ 90

90 ~ 100

100 ~ 110

110 ~ 120

1,024

1, 152

1, 280

1, 536

1, 792

2,048

2, 304

2, 560

2, 816

b)金

千円

5, 466

5,663

5,860

6, 057

6, 254

6, 451

6,648

6,944

7, 239

7, 535

7,830

8, 126

8, 421

8, 717

9,012

9, 308

9,603

600 ~ 650

650 ~ 700

700 ~ 750

750 ~ 800

800 ~ 850

850 ~ 900

900 ~ 950

950 ~ 1.000

1.000 ~

額

40 ~ 45

45 ~ 50

50 ~ 60

60 ~ 70

70 ~ 80

80 ~ 90

90 ~ 100

100 ~ 110

110 ~ 120

788

886

985

1, 182

1, 379

1, 576

1,773

1,970

2, 167

200 ~ 220

220 ~ 240

240 ~ 260

260 ~ 280

280 ~ 300

300 ~ 320

320 ~ 340

340 ~ 360

360 ~ 380

3,693

3,890

4,087

4, 284

4, 481

4,678

4, 875

5,072

5, 269

現行 改正案 表 13-(1)(1)-2 一般建築助成額表(準耐火建築物) 表 13-(1)(1)-2 一般建築助成額表(準耐火建築物) b) 金 b)金 b)金 b)金 b)金 b)金 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 額 額 額 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 mg以上 mf未満 千円 m以上 m未満 千円 m³以上 m³未満 千円 ~5 0 120 ~ 130 2, 352 380 ~ 400 5, 439 ~5 0 120 ~ 130 1,812 380 ~ 400 4, 190 5 ~ 10 130 ~ 140 2, 548 400 ~ 420 5, 635 5 ~ 10 75 130 ~ 140 1,963 400 ~ 420 4, 341 10 ~ 15 140 ~ 150 2,744 420 ~ 440 5,831 420 ~ 440 196 10 ~ 15 151 140 ~ 150 2, 114 4, 492 150 ~ 160 440 ~ 460 15 ~ 20 2, 940 6, 027 15 ~ 20 226 150 ~ 160 2, 265 440 ~ 460 4,643 20 ~ 25 160 ~ 170 3, 136 460 ~ 480 6, 223 20 ~ 25 460 ~ 480 4, 794 392 302 160 ~ 170 2, 416 25 ~ 30 490 170 ~ 175 3, 332 480 ~ 500 6, 419 25 ~ 30 377 170 ~ 175 2, 567 480 ~ 500 4,945 30 ~ 35 175 ~ 180 3, 430 500 ~ 550 6, 615 30 ~ 35 453 175 ~ 180 2,642 500 ~ 550 5,096 35 ~ 40 180 ~ 200 3, 479 550 ~ 600 6,909 35 ~ 40 528 180 ~ 200 550 ~ 600 5, 322 2, 680 40 ~ 45 200 ~ 220 3, 675 600 ~ 650 7, 203 40 ~ 45 200 ~ 220 2,831 600 ~ 650 5, 549 784 604 45 ~ 50 882 220 ~ 240 3, 871 650 ~ 700 7, 497 45 ~ 50 679 220 ~ 240 2, 982 650 ~ 700 5, 775 50 ~ 60 980 240 ~ 260 4, 067 700 ~ 750 7, 791 50 ~ 60 755 240 ~ 260 3, 133 700 ~ 750 6,002 60 ~ 70 1, 176 260 ~ 280 4, 263 750 ~ 800 8, 085 60 ~ 70 906 260 ~ 280 3, 284 750 ~ 800 6, 228 70 ~ 80 1, 372 280 ~ 300 4, 459 800 ~ 850 8, 379 70 ~ 80 1,057 280 ~ 300 3, 435 800 ~ 850 6, 455 80 ~ 90 1, 568 300 ~ 320 4, 655 850 ~ 900 8, 673 80 ~ 90 1, 208 300 ~ 320 3, 586 850 ~ 900 6, 681 320 ~ 340 900 ~ 950 900 ~ 950 90 ~ 100 1, 764 4, 851 8, 967 90 ~ 100 1, 359 320 ~ 340 3,737 6,908 100 ~ 110 1,960 340 ~ 360 5, 047 950 ~ 1.000 340 ~ 360 950 ~ 1,000 9, 261 100 ~ 110 1, 510 3,888 7, 134 110 ~ 120 2, 156 360 ~ 380 5, 243 1.000 ~ 9, 555 110 ~ 120 1,661 360 ~ 380 4,039 1.000 ~ 7, 361

現行 改正案 表 13-(1)(1)-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(耐火建築物) 表 13-(1)(1)-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(耐火建築物) b) 金 b)金 b)金 b)金 b)金 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 b)金額 額 額 額 mg以上 mf未満 mg以上 m未满 m以上 m未満 千円 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 千円 千円 ~5 0 120 ~ 130 3, 072 380 ~ 400 7, 978 ~5 0 120 ~ 130 2, 364 380 ~ 400 6, 139 5 ~ 10 128 130 ~ 140 3, 328 400 ~ 420 8, 320 5 ~ 10 130 ~ 140 2, 561 400 ~ 420 6, 402 10 ~ 15 140 ~ 150 3, 584 420 ~ 440 10 ~ 15 197 140 ~ 150 2, 758 420 ~ 440 <u>6, 66</u>5 256 8,661 6,927 150 ~ 160 440 ~ 460 15 ~ 20 295 150 ~ 160 2, 955 440 ~ 460 15 ~ 20 3, 840 9,002 20 ~ 25 160 ~ 170 4,096 460 ~ 480 9, 344 20 ~ 25 394 160 ~ 170 3, 152 460 ~ 480 7, 190 512 25 ~ 30 640 170 ~ 175 4, 352 480 ~ 500 9,685 25 ~ 30 492 170 ~ 175 3, 349 480 ~ 500 7, 453 30 ~ 35 768 175 ~ 180 4, 480 500 ~ 550 10,026 30 ~ 35 591 175 ~ 180 3, 447 500 ~ 550 7, 715 35 ~ 40 180 ~ 200 4, 565 550 ~ 600 10, 410 35 ~ 40 689 180 ~ 200 3, 513 550 ~ 600 8,011 896 40 ~ 45 1,024 200 ~ 220 4, 906 600 ~ 650 10, 794 40 ~ 45 788 200 ~ 220 3, 775 $600 \sim 650$ 8, 306 45 ~ 50 1, 152 220 ~ 240 5, 248 650 ~ 700 11, 178 45 ~ 50 886 220 ~ 240 4,038 650 ~ 700 8,602 240 ~ 260 700 ~ 750 8.897 50 ~ 60 1, 280 240 ~ 260 5, 589 700 ~ 750 11, 562 50 ~ 60 985 4, 301 1, 182 60 ~ 70 260 ~ 280 4, 563 750 ~ 800 9, 193 60 ~ 70 1,536 260 ~ 280 5, 930 750 ~ 800 11, 946 1, 379 70 ~ 80 1, 792 280 ~ 300 6, 272 800 ~ 850 12, 330 70 ~ 80 280 ~ 300 4,826 800 ~ 850 9,488 80 ~ 90 2,048 300 ~ 320 6, 613 850 ~ 900 12, 714 80 ~ 90 1, 576 300 ~ 320 5.089 850 ~ 900 9, 784 320 ~ 340 900 ~ 950 90 ~ 100 1, 773 320 ~ 340 900 ~ 950 10.079 90 ~ 100 2, 304 6, 954 13,098 5, 351 100 ~ 110 2,560 340 ~ 360 7, 296 950 ~ 1.000 100 ~ 110 1, 970 340 ~ 360 5,614 950 ~ 1,000 10, 375 13, 482 <u>13, 86</u>6 110 ~ 120 2, 167 360 ~ 380 5, 877 1,000 ~ 10,670 110 ~ 120 2, 816 360 ~ 380 7, 637 1.000 ~

表 13-(1)①-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金 額	a) 対象床面積	b)金 額	a) 対象床面積	b)金 額
mg上 m未満	千円	mg上 m未満	千円	m以上 m未満	千円
~5	0	120 ~ 130	<u>2, 352</u>	380 ~ 400	<u>6, 108</u>
5 ~ 10	<u>98</u>	130 ~ 140	<u>2, 548</u>	400 ~ 420	<u>6, 370</u>
10 ~ 15	<u>196</u>	140 ~ 150	2, 744	420 ~ 440	<u>6, 631</u>
15 ~ 20	<u>294</u>	150 ~ 160	<u>2, 940</u>	440 ~ 460	<u>6, 892</u>
20 ~ 25	<u>392</u>	160 ~ 170	<u>3, 136</u>	460 ~ 480	<u>7, 154</u>
25 ~ 30	<u>490</u>	170 ~ 175	3, 332	480 ~ 500	<u>7, 415</u>
30 ~ 35	<u>588</u>	175 ~ 180	<u>3, 430</u>	500 ~ 550	<u>7, 676</u>
35 ~ 40	<u>686</u>	180 ~ 200	<u>3, 495</u>	550 ~ 600	<u>7, 970</u>
40 ~ 45	<u>784</u>	200 ~ 220	<u>3, 756</u>	600 ~ 650	<u>8, 264</u>
45 ~ 50	<u>882</u>	220 ~ 240	<u>4, 018</u>	650 ~ 700	<u>8, 558</u>
50 ~ 60	980	240 ~ 260	<u>4, 279</u>	700 ~ 750	<u>8, 852</u>
60 ~ 70	<u>1, 176</u>	260 ~ 280	<u>4, 540</u>	750 ~ 800	<u>9, 146</u>
70 ~ 80	<u>1, 372</u>	280 ~ 300	<u>4, 802</u>	800 ~ 850	<u>9, 440</u>
80 ~ 90	<u>1, 568</u>	300 ~ 320	<u>5, 063</u>	850 ~ 900	<u>9, 734</u>
90 ~ 100	<u>1, 764</u>	320 ~ 340	<u>5, 324</u>	900 ~ 950	<u>10, 028</u>
100 ~ 110	<u>1, 960</u>	340 ~ 360	<u>5, 586</u>	950 ~ 1,000	<u>10, 322</u>
110 ~ 120	<u>2, 156</u>	360 ~ 380	<u>5, 847</u>	1,000 ~	<u>10, 616</u>

表 13-(1)①-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積	b)金 額	a) 対象床面積	b)金 額	a) 対象床面積	b)金 額
m以上 m未満	千円	m以上 m未満	千円	mg上 m未満	千円
~5	0	120 ~ 130	<u>1, 812</u>	380 ~ 400	<u>4, 706</u>
5 ~ 10	<u>75</u>	130 ~ 140	1, 963	400 ~ 420	4, 907
10 ~ 15	<u>151</u>	140 ~ 150	<u>2, 114</u>	420 ~ 440	<u>5, 108</u>
15 ~ 20	<u>226</u>	150 ~ 160	<u>2, 265</u>	440 ~ 460	<u>5, 310</u>
20 ~ 25	<u>302</u>	160 ~ 170	<u>2, 416</u>	460 ~ 480	<u>5, 511</u>
25 ~ 30	<u>377</u>	170 ~ 175	2, 567	480 ~ 500	<u>5, 712</u>
30 ~ 35	<u>453</u>	175 ~ 180	2, 642	500 ~ 550	<u>5, 914</u>
35 ~ 40	<u>528</u>	180 ~ 200	2, 692	550 ~ 600	<u>6, 140</u>
40 ~ 45	<u>604</u>	200 ~ 220	<u>2, 894</u>	600 ~ 650	<u>6, 367</u>
45 ~ 50	<u>679</u>	220 ~ 240	3,095	650 ~ 700	6, 593
50 ~ 60	<u>755</u>	240 ~ 260	3, 296	700 ~ 750	<u>6, 820</u>
60 ~ 70	906	260 ~ 280	3, 498	750 ~ 800	7, 046
70 ~ 80	<u>1, 057</u>	280 ~ 300	3, 699	800 ~ 850	<u>7, 273</u>
80 ~ 90	<u>1, 208</u>	300 ~ 320	<u>3, 900</u>	850 ~ 900	<u>7, 499</u>
90 ~ 100	<u>1, 359</u>	320 ~ 340	<u>4, 102</u>	900 ~ 950	<u>7, 726</u>
100 ~ 110	<u>1, 510</u>	340 ~ 360	4, 303	950 ~ 1,000	<u>7, 952</u>
110 ~ 120	<u>1, 661</u>	360 ~ 380	<u>4, 504</u>	1,000 ~	<u>8, 179</u>

現行 改正案 表 13-(1)(1)-5 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(耐火建築物) 表 13-(1)(1)-5 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(耐火建築物) b) 金 b)金 b)金 b)金 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 b) 金額 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 b)金額 額 額 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 mg以上 mf未満 千円 m以上 m未満 千円 m³以上 m³未満 千円 ~5 0 120 ~ 130 4, 092 380 ~ 400 9, 462 ~5 0 120 ~ 130 3, 144 380 ~ 400 7, 270 5 ~ 10 170 130 ~ 140 4, 433 400 ~ 420 9,803 5 ~ 10 131 130 ~ 140 3, 406 400 ~ 420 7, 532 10 ~ 15 140 ~ 150 4, 774 420 ~ 440 341 10, 144 10 ~ 15 262 140 ~ 150 3,668 420 ~ 440 7, 794 15 ~ 20 150 ~ 160 440 ~ 460 511 5, 115 10, 485 15 ~ 20 393 150 ~ 160 3,930 440 ~ 460 8,056 20 ~ 25 160 ~ 170 5, 456 460 ~ 480 10, 826 20 ~ 25 682 524 160 ~ 170 4, 192 460 ~ 480 8, 318 25 ~ 30 852 170 ~ 175 5, 797 480 ~ 500 11, 167 25 ~ 30 655 170 ~ 175 4, 454 480 ~ 500 8, 580 30 ~ 35 1,023 175 ~ 180 5, 967 500 ~ 550 11, 508 30 ~ 35 786 175 ~ 180 4, 585 500 ~ 550 8,842 35 ~ 40 1, 193 180 ~ 200 6, 052 550 ~ 600 12,020 35 ~ 40 917 180 ~ 200 4,650 550 ~ 600 9, 235 40 ~ 45 1, 364 200 ~ 220 6, 393 600 ~ 650 12, 531 40 ~ 45 1, 048 200 ~ 220 4, 912 600 ~ 650 9, 628 45 ~ 50 1,534 220 ~ 240 6, 734 650 ~ 700 13, 043 45 ~ 50 1, 179 220 ~ 240 5, 174 650 ~ 700 10, 021 50 ~ 60 1, 705 240 ~ 260 7, 075 700 ~ 750 13, 554 50 ~ 60 1, 310 240 ~ 260 5, 436 700 ~ 750 10, 414 60 ~ 70 2,046 260 ~ 280 7, 416 750 ~ 800 14, 066 60 ~ 70 1, 572 260 ~ 280 5, 698 750 ~ 800 10, 807 70 ~ 80 2, 387 280 ~ 300 7, 757 800 ~ 850 14, 577 70 ~ 80 1,834 280 ~ 300 5,960 800 ~ 850 11, 200 80 ~ 90 2,728 300 ~ 320 8,098 850 ~ 900 15, 089 80 ~ 90 2,096 300 ~ 320 6, 222 850 ~ 900 11, 593 320 ~ 340 900 ~ 950 90 ~ 100 3,069 8, 439 15, 600 90 ~ 100 2, 358 320 ~ 340 6,484 900 ~ 950 11, 986 100 ~ 110 3, 410 340 ~ 360 8, 780 950 ~ 1.000 100 ~ 110 2,620 340 ~ 360 950 ~ 1.000 12, 379 16, 112 6, 746 2,882 360 ~ 380 110 ~ 120 3, 751 360 ~ 380 9, 121 1.000 ~ 16, 623 110 ~ 120 7,008 1.000 ~ 12, 772

現行 改正案 表 13-(1)(1)-6 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(準耐火建築物) 表 13-(1)(1)-6 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(準耐火建築物) b) 金 b)金 b)金 b)金 b)金 b) 余 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 a)対象床面積 額 額 額 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 m³以上 m³未満 千円 mg以上 mf未満 千円 m以上 m未満 千円 m³以上 m³未満 千円 ~5 0 120 ~ 130 3, 144 380 ~ 400 7, 270 ~5 0 120 ~ 130 2, 412 380 ~ 400 5, 577 5 ~ 10 131 130 ~ 140 3, 406 400 ~ 420 7, 532 5 ~ 10 100 130 ~ 140 2,613 400 ~ 420 5, 778 10 ~ 15 140 ~ 150 420 ~ 440 7, 794 420 ~ 440 262 3,668 10 ~ 15 201 140 ~ 150 2,814 5, 979 440 ~ 460 15 ~ 20 393 150 ~ 160 3, 930 8,056 15 ~ 20 301 150 ~ 160 3,015 440 ~ 460 6, 180 20 ~ 25 160 ~ 170 4, 192 460 ~ 480 8, 318 20 ~ 25 524 402 160 ~ 170 3, 216 460 ~ 480 6, 381 25 ~ 30 655 170 ~ 175 4, 454 480 ~ 500 8, 580 25 ~ 30 502 170 ~ 175 3, 417 480 ~ 500 6, 582 30 ~ 35 786 175 ~ 180 4, 585 500 ~ 550 8, 842 30 ~ 35 603 175 ~ 180 3, 517 500 ~ 550 6, 783 35 ~ 40 917 180 ~ 200 4,650 550 ~ 600 9, 235 35 ~ 40 180 ~ 200 3, 567 550 ~ 600 7,085 703 40 ~ 45 1, 048 200 ~ 220 4, 912 600 ~ 650 9,628 40 ~ 45 200 ~ 220 3, 768 600 ~ 650 7, 386 804 45 ~ 50 1, 179 220 ~ 240 5, 174 650 ~ 700 10,021 45 ~ 50 904 220 ~ 240 3,969 650 ~ 700 7,688 50 ~ 60 1, 310 240 ~ 260 5, 436 700 ~ 750 10, 414 50 ~ 60 1,005 240 ~ 260 4, 170 700 ~ 750 7, 989 60 ~ 70 1, 572 260 ~ 280 5, 698 750 ~ 800 10, 807 60 ~ 70 1, 206 260 ~ 280 4, 371 750 ~ 800 8, 291 70 ~ 80 1,834 280 ~ 300 5, 960 800 ~ 850 11, 200 70 ~ 80 1, 407 280 ~ 300 4, 572 800 ~ 850 8, 592 80 ~ 90 2,096 300 ~ 320 6, 222 850 ~ 900 11, 593 80 ~ 90 1,608 300 ~ 320 4, 773 850 ~ 900 8, 894 320 ~ 340 900 ~ 950 900 ~ 950 90 ~ 100 2, 358 6, 484 11, 986 90 ~ 100 1,809 320 ~ 340 4,974 9, 195 100 ~ 110 2,620 340 ~ 360 6, 746 950 ~ 1.000 2,010 340 ~ 360 5, 175 950 ~ 1.000 12, 379 100 ~ 110 9, 497 <u>12, 77</u>2 110 ~ 120 2, 882 360 ~ 380 7,008 1.000 ~ 110 ~ 120 2, 211 360 ~ 380 5, 376 1.000 ~ 9, 798

表 13-(1)①-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金 額	a) 対象床面積	b)金額	a) 対象床面積	b)金 額
㎡以上 ㎡未満	千円	m 以上 m 未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
~5	0	120 ~ 130	<u>4, 092</u>	380 ~ 400	<u>10, 627</u>
5 ~ 10	<u>170</u>	130 ~ 140	<u>4, 433</u>	400 ~ 420	<u>11, 082</u>
10 ~ 15	<u>341</u>	140 ~ 150	<u>4, 774</u>	420 ~ 440	<u>11, 537</u>
15 ~ 20	<u>511</u>	150 ~ 160	<u>5, 115</u>	440 ~ 460	<u>11, 991</u>
20 ~ 25	<u>682</u>	160 ~ 170	<u>5, 456</u>	460 ~ 480	<u>12, 446</u>
25 ~ 30	<u>852</u>	170 ~ 175	<u>5, 797</u>	480 ~ 500	<u>12, 901</u>
30 ~ 35	1, 023	175 ~ 180	<u>5, 967</u>	500 ~ 550	13, 355
35 ~ 40	<u>1, 193</u>	180 ~ 200	<u>6, 081</u>	550 ~ 600	<u>13, 867</u>
40 ~ 45	1, 364	200 ~ 220	<u>6, 535</u>	600 ~ 650	14, 378
45 ~ 50	1, 534	220 ~ 240	<u>6, 990</u>	650 ~ 700	14, 890
50 ~ 60	<u>1, 705</u>	240 ~ 260	<u>7, 445</u>	700 ~ 750	<u>15, 401</u>
60 ~ 70	<u>2, 046</u>	260 ~ 280	<u>7, 899</u>	750 ~ 800	<u>15, 913</u>
70 ~ 80	<u>2, 387</u>	280 ~ 300	<u>8, 354</u>	800 ~ 850	<u>16, 424</u>
80 ~ 90	<u>2, 728</u>	300 ~ 320	<u>8, 809</u>	850 ~ 900	<u>16, 936</u>
90 ~ 100	<u>3, 069</u>	320 ~ 340	<u>9, 263</u>	900 ~ 950	<u>17, 447</u>
100 ~ 110	<u>3, 410</u>	340 ~ 360	<u>9, 718</u>	950 ~ 1,000	<u>17, 959</u>
110 ~ 120	<u>3, 751</u>	360 ~ 380	<u>10, 173</u>	1,000 ~	<u>18, 470</u>

現行

表 13-(1)①-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金 額	a) 対象床面積	b)金 額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
~5	0	120 ~ 130	<u>3, 144</u>	380 ~ 400	<u>8, 165</u>
5 ~ 10	<u>131</u>	130 ~ 140	<u>3, 406</u>	400 ~ 420	<u>8, 515</u>
10 ~ 15	<u>262</u>	140 ~ 150	<u>3, 668</u>	420 ~ 440	<u>8, 864</u>
15 ~ 20	<u>393</u>	150 ~ 160	<u>3, 930</u>	440 ~ 460	<u>9, 213</u>
20 ~ 25	<u>524</u>	160 ~ 170	4, 192	460 ~ 480	<u>9, 563</u>
25 ~ 30	<u>655</u>	170 ~ 175	4, 454	480 ~ 500	<u>9, 912</u>
30 ~ 35	<u>786</u>	175 ~ 180	4, 585	500 ~ 550	10, 261
35 ~ 40	<u>917</u>	180 ~ 200	4, 672	550 ~ 600	10, 654
40 ~ 45	1, 048	200 ~ 220	<u>5, 021</u>	600 ~ 650	11, 047
45 ~ 50	<u>1, 179</u>	220 ~ 240	<u>5, 371</u>	650 ~ 700	<u>11, 440</u>
50 ~ 60	<u>1, 310</u>	240 ~ 260	<u>5, 720</u>	700 ~ 750	<u>11, 833</u>
60 ~ 70	<u>1, 572</u>	260 ~ 280	<u>6, 069</u>	750 ~ 800	<u>12, 226</u>
70 ~ 80	<u>1, 834</u>	280 ~ 300	<u>6, 419</u>	800 ~ 850	<u>12, 619</u>
80 ~ 90	<u>2, 096</u>	300 ~ 320	<u>6, 768</u>	850 ~ 900	<u>13, 012</u>
90 ~ 100	<u>2, 358</u>	320 ~ 340	<u>7, 117</u>	900 ~ 950	<u>13, 405</u>
100 ~ 110	<u>2, 620</u>	340 ~ 360	<u>7, 467</u>	950 ~ 1,000	<u>13, 798</u>
110 ~ 120	<u>2, 882</u>	360 ~ 380	<u>7, 816</u>	1,000 ~	<u>14, 191</u>

表 13-(1)①-8 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金	a)対象床面積	b)金	a)対象床面積	b)金
	額	- 7 7 3 min II	額	a, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	額
mg上 ma未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
~5	0	120 ~ 130	<u>3, 144</u>	380 ~ 400	<u>8, 165</u>
5 ~ 10	<u>131</u>	130 ~ 140	<u>3, 406</u>	400 ~ 420	<u>8, 515</u>
10 ~ 15	<u>262</u>	140 ~ 150	3, 668	420 ~ 440	<u>8, 864</u>
15 ~ 20	<u>393</u>	150 ~ 160	<u>3, 930</u>	440 ~ 460	<u>9, 213</u>
20 ~ 25	<u>524</u>	160 ~ 170	<u>4, 192</u>	460 ~ 480	<u>9, 563</u>
25 ~ 30	<u>655</u>	170 ~ 175	<u>4, 454</u>	480 ~ 500	<u>9, 912</u>
30 ~ 35	<u>786</u>	175 ~ 180	4, 585	500 ~ 550	<u>10, 261</u>
35 ~ 40	<u>917</u>	180 ~ 200	<u>4, 672</u>	550 ~ 600	<u>10, 654</u>
40 ~ 45	1, 048	200 ~ 220	<u>5, 021</u>	600 ~ 650	<u>11, 047</u>
45 ~ 50	<u>1, 179</u>	220 ~ 240	<u>5, 371</u>	650 ~ 700	<u>11, 440</u>
50 ~ 60	<u>1, 310</u>	240 ~ 260	<u>5, 720</u>	700 ~ 750	<u>11, 833</u>
60 ~ 70	<u>1, 572</u>	260 ~ 280	<u>6, 069</u>	750 ~ 800	<u>12, 226</u>
70 ~ 80	<u>1, 834</u>	280 ~ 300	<u>6, 419</u>	800 ~ 850	<u>12, 619</u>
80 ~ 90	<u>2, 096</u>	300 ~ 320	<u>6, 768</u>	850 ~ 900	<u>13, 012</u>
90 ~ 100	<u>2, 358</u>	320 ~ 340	<u>7, 117</u>	900 ~ 950	<u>13, 405</u>
100 ~ 110	<u>2, 620</u>	340 ~ 360	<u>7, 467</u>	950 ~ 1,000	<u>13, 798</u>
110 ~ 120	<u>2, 882</u>	360 ~ 380	<u>7, 816</u>	1,000 ~	<u>14, 191</u>

注1)対象床面積とは、3階まで(地階を除く。)の延べ面積をいう。

注2)対象建築物を数人共同して建築する場合においては、対象床面積をこれらのもの(交付金の 注2)対象建築物を数人共同して建築する場合においては、対象床面積をこれらのもの(交付金の

現行

表 13-(1)①-8 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積	b)金 額	a) 対象床面積	b)金 額	a) 対象床面積	b)金額
m゚以上 m゚未満	千円	m以上 m未満	千円	m゚以上 m゚未満	千円
~5	0	120 ~ 130	2, 412	380 ~ 400	6, 264
5 ~ 10	<u>100</u>	130 ~ 140	2,613	400 ~ 420	<u>6, 532</u>
10 ~ 15	<u>201</u>	140 ~ 150	<u>2, 814</u>	420 ~ 440	<u>6, 800</u>
15 ~ 20	<u>301</u>	150 ~ 160	3,015	440 ~ 460	<u>7, 068</u>
20 ~ 25	<u>402</u>	160 ~ 170	<u>3, 216</u>	460 ~ 480	<u>7, 336</u>
25 ~ 30	<u>502</u>	170 ~ 175	<u>3, 417</u>	480 ~ 500	<u>7, 604</u>
30 ~ 35	603	175 ~ 180	3, 517	500 ~ 550	<u>7, 872</u>
35 ~ 40	<u>703</u>	180 ~ 200	3, 584	550 ~ 600	<u>8, 174</u>
40 ~ 45	<u>804</u>	200 ~ 220	3, 852	600 ~ 650	<u>8, 475</u>
45 ~ 50	904	220 ~ 240	<u>4, 120</u>	650 ~ 700	<u>8, 777</u>
50 ~ 60	<u>1, 005</u>	240 ~ 260	4, 388	700 ~ 750	<u>9, 078</u>
60 ~ 70	<u>1, 206</u>	260 ~ 280	4, 656	750 ~ 800	<u>9, 380</u>
70 ~ 80	<u>1, 407</u>	280 ~ 300	4, 924	800 ~ 850	<u>9, 681</u>
80 ~ 90	<u>1, 608</u>	300 ~ 320	<u>5, 192</u>	850 ~ 900	<u>9, 983</u>
90 ~ 100	<u>1, 809</u>	320 ~ 340	<u>5, 460</u>	900 ~ 950	10, 284
100 ~ 110	<u>2, 010</u>	340 ~ 360	<u>5, 728</u>	950 ~ 1,000	<u>10, 586</u>
110 ~ 120	<u>2, 211</u>	360 ~ 380	<u>5, 996</u>	1,000 ~	<u>10, 887</u>

注1)対象床面積とは、3階まで(地階を除く。)の延べ面積をいう。

交付を受けることができないものを除く。)の所有面積の割合に応じて按分して得られた面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象床面積とする。

イー13-(1) ③盛土緊急対策事業

1. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の第1項及び第2項に定める 事業をいう。

1 「盛土による災害防止のための総点検について(依頼)(令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知)」に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検(以下イー13ー(1)③関係部分において「総点検」という。)を踏まえて行う次の事業

(削除)

現行

交付を受けることができないものを除く。)の所有面積の割合に応じて按分して得られた面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象床面積とする。

イー13-(1) ③盛土緊急対策事業

1. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の第1項及び第2項に定める 事業をいう。

- 1 「盛土による災害防止のための総点検について(依頼)(令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知)」に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検(以下イー13ー(1)③関係部分において「総点検」という。)を踏まえて行う次の事業
 - ー 盛土の安全性把握調査等

<u>総点検を踏まえ、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあ</u>るとされた盛土について行う次に掲げる事業をいう。

- イ <u>盛土の安全性把握調査</u> 盛土等の安全性を把握するために行う調査
- 口 盛土の防災対策(応急対策)

<u>盛土に崩落のおそれがあるため、これを放置すると、盛土の</u> 崩落により、人家、公共施設等に著しい被害が発生するおそれ があると認められる場合において、その著しいおそれを一時的

現行

に回避するために行う防災対策

一 盛土の撤去事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業

二 盛土の崩落対策事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業(ただし、盛土の撤去のみの事業は除く)

2 (略)

2. 施行地区

1 (略)

(削除)

2 1. の第1項<u>第1号</u>及び<u>第2号</u>に掲げる事業は次の各号の要件に 該当するものとする。

一~三 (略)

3 1. の第 2 項第 1 号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。

一•二 (略)

4 1. の第2項第2号及び第3号に掲げる事業は次の各号の要件に 該当するものとする。

一~三 (略)

二 盛土の撤去事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業

三 盛土の崩落対策事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業(ただし、盛土の撤去のみの事業は除く)

2 (略)

2. 施行地区

1 (略)

- 2 1. の第1項第1号に掲げる事業は令和6年度までに実施するものとする。
- <u>3</u> 1. の第1項<u>第2号</u>及び<u>第3号</u>に掲げる事業は次の各号の要件に 該当するものとする。

一~三 (略)

<u>4</u> 1. の第2項第1号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。

一・二 (略)

<u>5</u> 1. の第2項第2号及び第3号に掲げる事業は次の各号の要件に 該当するものとする。

一~三 (略)

3. (略)

イー13-(2)市街地再開発事業等

1. (略)

2. 定義

市街地再開発事業等とは次の(1)から(4)までに定める事業をいう。 (60) までに定めるところによる。

(1) (略)	
(2) 住宅街区整備事業	大都市地域における住宅及び住
	宅地の供給の促進に関する特別措
	置法第2条第4号に規定する住宅
	街区整備事業をいう。
(3) ~(7) (略)	
(8)住宅街区準備組織	施行者又は住宅街区整備事業の
	施行が予定されている地区内の宅
	地について所有権若しくは借地権
	を有する者の3分の2以上が参加
	<u>しているものをいう。</u>
(削除)	
(<u>9</u>) (略)	(略)

3. (略)

イー13-(2)市街地再開発事業等

1. (略)

2. 定義

市街地再開発事業等とは次の(1)から(4)までに定める事業をいう。そ その他イー13-(2)関係部分における用語の定義は、次の(5)から │の他イ-13-(2)関係部分における用語の定義は、次の(5)から(4) 2) までに定めるところによる。

現行

(1) (略)	
(2) 住宅街区整備事業	<u>大都市法</u> 第2条第4号に規定す
	る住宅街区整備事業をいう。
(3) ~(4) (略)	
(新設)_	_(新設)_
(8) タウン・マネジメント・センタ	市街地再開発事業の準備段階か
<u> </u>	ら施設建築物完成後の管理・運営
	に至るまでを一貫して行う第3セ
	<u>クターをいう。</u>
(9) (略)	(略)

改〕	 E案	玥	
(10) 再開発会社等	再開発会社、事業会社又は土地	_(新設)_	(新設)_
	区画整理法第3条第3項に規定す		
	<u>る要件のすべてに該当する株式会</u>		
	<u>社をいう。</u>		
(11) タウン・マネジメント・センタ	市街地再開発事業の準備段階か	_(新設)_	_(新設)_
	ら施設建築物完成後の管理・運営		
	に至るまでを一貫して行う第3セ		
	<u>クターをいう。</u>		
<u>(12)まちづくりNPO</u>	<u>まちづくりの推進を図る活動を</u>	_(新設)_	<u>(新設)</u>
	行うことを目的として設立された		
	特定非営利活動促進法第2条第2		
	項の特定非営利活動法人であっ		
	て、街区の存する市町村内に居住		
	する者、事業を営む者又は土地、		
	建物等を所有する者の合計が社員		
	総数の過半数であるものをいう。		
<u>(13)</u> <u>まちづくり協議会</u>	<u>まちづくりNPO又はまちづく</u>	_(新設)_	<u>(新設)</u>
	り公益法人に準ずるものとして地		
	方公共団体の条例で定める団体を		
	<u>いう。</u>		
(14) 保留床管理法人	<u>次のイからハまでのいずれかに</u>	_(新設)_	_(新設)_
	該当する者が資本金、基本金その		
	他これらに準ずるものの2分の1		
	(市街地再開発事業の施行者が地		
	方公共団体である場合には、4分		

改正	E案	現	行
	の1)を超えて出資している法人		
	<u>をいう。ただし、個人施行者又は</u>		
	次の口若しくはハに該当する者が		
	<u>出資している法人にあっては、こ</u>		
	れらの者と地方公共団体が合わせ		
	て当該法人の資本金、基本金その		
	他これらに準ずるものの2分の1		
	を超えて出資していることをもっ		
	て足りる。)が、都市計画決定さ		
	れた市街地再開発事業を含む地区		
	再生計画の区域又は都市再生緊急		
	整備地域内で行うものであるこ		
	<u>Ł.</u>		
	<u>イ</u> 市街地再開発事業の施行者		
	ロ 市街地再開発組合の組合員		
	<u>ハ 株式会社である再開発会</u>		
	社の株主(当該再開発会社の		
	施行する市街地再開発事業の		
	施行地区内に宅地又は借地権		
	を有する者で当該権利に対応		
	して施設建築物又は施設建築		
	<u>敷地に関する権利を与えられ</u>		
	<u>ることとなるものに限る。)</u>		
(<u>15</u>)公的住宅	(略)	(<u>10</u>)公的住宅	(略)
(<u>16</u>) 公益的施設	(略)	(<u>11</u>) 公益的施設	(略)

ī		現	行
(<u>17</u>) 社会福祉施設等	次に掲げる施設をいう。	(<u>12</u>)社会福祉施設等	次に掲げる施設をいう。
	イ 社会福祉法、生活保護法、		イ 社会福祉法 <u>(昭和26年</u>
	児童福祉法、 <mark>母子及び父子</mark>		<u>法律第 4 5 号)</u> 、生活保護
	<u>並びに寡婦福祉法</u> 、老人福		法、児童福祉法 <u>(昭和22</u>
	祉法、身体障害者福祉法、知		<u>年法律第164号)</u> 、 <u>母子</u>
	的障害者福祉法、母子保健		及び寡婦福祉法(昭和39
	法又は <u>高齢者の医療の確保</u>		<u>年法律第129号)</u> 、老人
	<u>に関する法律</u> に定める施設		福祉法 <u>(昭和38年法律第</u>
	又は事業の用に供する施設		<u>1 3 3 号)</u> 、身体障害者福
			祉法 <u>(昭和24年法律第2</u>
			<u>8 3 号)</u> 、知的障害者福祉
			法(昭和35年法律第37
			<u>号)</u> 、母子保健法 <u>(昭和40</u>
			<u>年法律第141号)</u> 又は <u>老</u>
			人保健法(昭和57年法律
			<u>第80号)</u> に定める施設又
			は事業の用に供する施設
	ロ 学校教育法に定める専修		ロー学校教育法に定める専修
	学校、各種学校で社会福祉		学校、各種学校で社会福祉
	に関係している施設		に関係している施設
	ハ 地域における医療及び介		ハ 民間事業者による老後の
	護の総合的な確保の促進に		保健及び福祉のための総
	<u>関する法律</u> に定める特定民		合的施設の整備の促進に
	間施設		関する法律(平成元年法律
			<u>第64号)</u> に定める特定民

改			 見行
			間施設
	ニ 介護保険法に定める介護		二 介護保険法 <u>(平成9年法</u>
	保険施設		<u>律第123号)</u> に定める介
	ホ 医療法に定める医療提供		護保険施設
	施設		ホ 医療法 <u>(昭和23年法律</u>
			<u>第205号)</u> に定める医療
	へ 子育て支援に資する施設		提供施設
	のうち、乳幼児一時預かり		へ 子育て支援に資する施設
	施設及びこども送迎センタ		のうち、乳幼児一時預か
	_		り施設及びこども送迎セ
			ンター
(<u>18</u>)産業振興支援施設	(略)	(13) 産業振興支援施設	(略)
(<u>19</u>) 商業基盤施設等	中小小売商業振興法第4条に規	(<u>14</u>)商業基盤施設等	中小小売商業振興法 <u>(昭和48</u>
	定する高度化事業計画に位置づけ		<u>年法律第101号)</u> 第4条に規定
	られた共同店舗等及び店舗等をい		する高度化事業計画に位置づけら
	う。		れた共同店舗等及び店舗等をい
			う。
(<u>20</u>)子育て支援に資する施設	(略)	(<u>15)</u> 子育て支援に資する施設	(略)
(<mark>21</mark>)社会教育施設	社会教育法第5章に規定する公	(<u>16</u>)社会教育施設	社会教育法 <u>(昭和24年法律第</u>
	民館、図書館法第2条第1項に規		<u>207号</u> 第5章に規定する公民
	定する図書館及び博物館法第2条		館、図書館法 <u>(昭和25年法律第</u>
	第1項に規定する博物館をいう。		<u>118号)</u> 第2条第1項に規定す
			る図書館及び博物館法 <u>(昭和26</u>
			<u>年法律第285号)</u> 第2条第1項
			に規定する博物館をいう。

改	E案	玫	見行
(<u>22</u>)基本計画	(略)	(<u>17</u>)基本計画	(略)
(<mark>23</mark>)基本計画作成区域	(略)	(18)基本計画作成区域	(略)
(<mark>24</mark>) 大都市地域	大都市地域における住宅及び住	(<u>19</u>)大都市地域	大都市法第2条第1号に規定す
	宅地の供給の促進に関する特別措		る大都市地域をいう。
	置法第2条第1号に規定する大都		
	市地域をいう。		
(25) 拠点地区	地方拠点都市地域の整備及び産	_(新設)_	_(新設)_
	業業務施設の再配置の促進に関す		
	る法律(以下「地方拠点都市法」		
	という。)第2条第2項に規定す		
	る拠点地区をいう。		
(<u>26</u>) 住宅型プロジェクト	(略)	(<u>20</u>)住宅型プロジェクト	(略)
(<mark>27</mark>) 地域活性化プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街	(<u>21</u>)地域活性化プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街
	区整備事業のうち、次のいずれか		区整備事業のうち、次のいずれか
	に該当するものをいう。		に該当するものをいう。
	イ 拠点地区内において行わ		イ 地方拠点都市地域の整備
	れるもの		及び産業業務施設の再配置
			の促進に関する法律(平成4
			年法律第76号。以下「地方
			拠点都市法」という。)第2
			<u>条第2項に規定する</u> 拠点地
			区内において行われるもの <u>。</u>
	口(略)		口(略)
	ハ 市町村が作成する立地適		ハ 市町村が作成する <mark>都市再</mark>
	正化計画に定められた都市		生法第81条第1項に規定す

改正	E案	現	行
	機能誘導区域の区域内、か		<u>る</u> 立地適正化計画 <u>(以下、</u>
	つ、鉄道・地下鉄駅(ピー		「立地適正化計画」とい
	ク時運行本数(片道)が3		<u>う。)</u> に定められた <u>同条第2</u>
	本以上)から半径1Kmの		<u>項第3号に規定する</u> 都市機
	範囲内又はバス・軌道の停		能誘導区域の区域内、か
	留所・停車場(ピーク時運		つ、鉄道・地下鉄駅(ピー
	行本数(片道)が3本以		ク時運行本数(片道)が3
	上)から半径 500mの範囲		本以上)から半径1Kmの
	内において行われるもの		範囲内又はバス・軌道の停
			留所・停車場(ピーク時運
			行本数(片道)が3本以
			上)から半径500mの範
			囲内において行われるもの
(<mark>28</mark>) 福祉空間形成型プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区	(<u>22</u>) 福祉空間形成型プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区
	整備事業のうち、次のいずれかに		整備事業のうち、次のいずれかに
	該当するものをいう。		該当するものをいう。
	イ (<u>17</u>)イからホに掲げる施		イ (<u>12)</u> イからホに掲げる施設の
	設の施設建築物(防災街区		施設建築物(防災街区整備事業
	整備事業にあっては防災施		にあっては防災施設建築物)へ
	設建築物)への導入が市町		の導入が市町村が定める福祉の
	村が定める福祉のまちづく		まちづくりに関する計画に位置
	りに関する計画に位置付け		付けられており、かつ、(<u>12</u>)イ
	られており、かつ、(<u>17</u>)イか		からホに掲げる施設の延べ面積
	らホに掲げる施設の延べ面		の合計が保留床の延べ面積の
	積の合計が保留床の延べ面		1/10 以上又は1,000 平方メート

 正案	現行
積の 1/10 以上又は 1,000 平	ル以上であるものをいう。
方メートル以上であるもの	
をいう。	
ロ 以下の要件をすべて満た	ロ 以下の要件をすべて満た
す事業をいう。	す事業をいう。
1. 立地適正化計画に基づ	1. 立地適正化計画に基づ
く都市機能誘導区域内又	く都市機能誘導区域内又
は居住誘導区域内である	は居住誘導区域内である
こと	こと
2. (<u>17</u>)へに掲げる施設の	2. (<u>12</u>)へに掲げる施設の
施設建築物への導入が市	施設建築物への導入が市
町村こども計画(同計画の	町村こども計画(同計画の
策定が確実と見込まれる	策定が確実と見込まれる
場合を含む。)に位置付け	場合を含む。)に位置付け
られていること(ただし、	られていること(ただし、
市街地再開発事業等で整	市街地再開発事業等で整
備する子育て支援に資す	備する子育て支援に資す
る施設の規模が定量的に	る施設の規模が定量的に
需要を充足するものであ	需要を充足するものであ
り、かつ、その規模が周辺	り、かつ、その規模が周辺
の子育て世帯数に対して	の子育て世帯数に対して
十分である場合に限る。)	十分である場合に限る。)
3. (<u>17</u>)へに掲げる施設及	3. (<u>12</u>)へに掲げる施設及
び子育て世代活動支援セ	び子育て世代活動支援セ
ンターの延べ面積の合計	ンターの延べ面積の合計

改正	E案	現	 行
	が保留床の延べ面積の		が保留床の延べ面積の
	1/10 以上又は 1,000 平方		1/10 以上又は 1,000 平方
	メートル以上であること		メートル以上であること
	4. ~6. (略)		4. ~6. (略)
(<u>29</u>) 防災活動拠点型プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街	(<u>23</u>) 防災活動拠点型プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街
	区整備事業のうち、次のいずれか		区整備事業のうち、次のいずれか
	に該当するものをいう。		に該当するものをいう。
	イ 防災再開発促進地区にお		イ 密集市街地整備法第3条
	いて実施され、市街地の防		<u>第1項に基づく</u> 防災再開
	災機能の確保に資するもの		発促進地区において実施
	口 災害対策基本法第40条		され、市街地の防災機能の
	又は第42条に基づく地域		確保に資するもの
	防災計画において防災拠		口 災害対策基本法第40条
	点として位置付けられ、又		又は第42条に基づく地域
	は一定の防災施設等の設		防災計画において防災拠
	置が必要とされている次		点として位置付けられ、
	の地域で行われ、市街地の		又は一定の防災施設等の
	防災機能の確保に資する		設置が必要とされている
	もの		次の地域で行われ、市街
			地の防災機能の確保に資
			するもの
	1. 大規模地震対策特別措		1. 大規模地震対策特別
	置法第3条第1項に基		措置法第3条第1項に
	づき総理大臣が指定し		基づき総理大臣が指定
	た地震防災対策強化地		した地震防災対策強化

改.	 E案	現	!行
(<u>30</u>)災害復興市街地再開発事業	域 2. 地震予知連絡会が平成 19年度まで指定してい た観測強化地域及び特定 観測地域 (略)	(<u>24</u>)災害復興市街地再開発事業	地域 2. 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域 (略)
(31) 地域防災計画	災害対策基本法第 40 条又は第 4 2 条に基づく地域防災計画をい う。		_(新設)_
<u>(削除)</u>	(削除)	(25)都市・地域再生緊急促進事業 (25)都市・地域再生緊急促進事業	建築工事費の高騰により、事業が停滞している一定の要件を満たす市街地再開発事業又は防災街区整備事業について国が緊急的に上乗せ助成を行う事業をいう。
(32) 地区再生計画	(略)	(26) 地区再生計画	(略)
(33)街区整備計画	地区再生計画の全部又は一部 の区域(以下 <u>イー13-(2)関</u> <u>係部分において</u> 「街区」とい う。)において、街区の整備方針 等を定めた計画をいう。	(<u>27</u>)街区整備計画	地区再生計画の全部又は一部 の区域(以下「街区」という。)に おいて、街区の整備方針等を定め た計画をいう。
(34) 歴史的建築物等	都市のランドマーク等として 都市景観上重要であり、その活用 が都市の再開発の効果を増進する ことが見込まれる建築物等をい	_ <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改ī	 E案	現	 行
	<u>5.</u>		
(<u>35</u>)歷史的建築物等活用型再開発	歴史的建築物等活用型再開発	(28) 歴史的建築物等活用型再開発	歴史的建築物等活用型再開発
計画	計画とは、歴史的建築物等を活用	計画	計画とは、歴史的建築物等を活用
	しつつ市街地の一体的な整備を図		しつつ市街地の一体的な整備を図
	る市街地再開発事業に係る計画と		る市街地再開発事業に係る計画と
	して市町村が定めるもの <u>であり、</u>		して市町村が定めるもの <u>をいう。</u>
	次に掲げるものを定めたものをい		ここで、歴史的建築物等とは、都
	<u>5.</u>		市のランドマーク等として都市景
	<u>イ</u> 地区の名称、位置、区域		観上重要であり、その活用が都市
	<u>及び面積</u>		<u>の再開発の効果を増進することが</u>
	<u>ロ</u> <u>地区の整備に関する方針</u>		見込まれる建築物等をいう。
	<u>ハ</u> 歴史的建築物等の概要		
	二 施設建築物の形態、意匠		
	等に関する計画		
	<u>ホ</u> その他必要な事項		
(<mark>36</mark>) 歴史的建築物等活用型再開発	次の要件に該当し、社会資本	(<u>29</u>) 歴史的建築物等活用型再開発	歴史的建築物等活用型再開発
事業	総合整備計画に掲載された歴史的	事業	計画に基づいて実施される市街地
	建築物等活用型再開発計画に基づ		再開発事業をいう。
	いて実施される市街地再開発事業		
	をいう。		
	<u>イ</u> 施行地区内に良好な市街		
	<u>地の景観の形成に資する歴史</u>		
	的建築物等があること		
	<u>ロ</u> 歴史的建築物等と一体的		
	<u>整備を行うことにより適正な</u>		

改	正案		現行
	街区形成が期待される地区で あること		
(<u>37</u>) 立地適正化計画	都市再生法第81条第1項に規	(<u>30</u>) 立地適正化計画	都市再生法第81条第1項に
	定する立地適正化計画(ただし、		規定する立地適正化計画(ただ
	居住誘導区域及び都市機能誘導区		し、同条第2項第2号に規定する
	域を定めた計画に限る。)をい		居住誘導区域 (以下イー13-
	う。		(2)関係部分において「居住誘
			<u>導区域」という。)</u> 及び <u>同条第2</u>
			項第3号に規定する都市機能誘導
			区域 (以下イー13-(2)関係
			部分において「都市機能誘導区
			<u>域」という。)</u> を定めた計画に限
			る。)をいう。
(38)居住誘導区域	都市再生法第81条第2項第2	(新設)	_(新設)_
	号に規定する居住誘導区域をい		
	<u>5.</u>		
(39)都市機能誘導区域	都市再生法第81条第2項第3	(新設)	_(新設)_
	号に規定する都市機能誘導区域を		
	<u>いう。</u>		
(<u>40</u>) 中心拠点区域	次の全ての要件を満たす区域	(<u>31</u>) 中心拠点区域	次の全ての要件を満たす区域
	をいう。		をいう。
	<u>イ</u> 国勢調査の結果に基づく		① 国勢調査の結果に基づく
	人口集中地区内(今後、直		人口集中地区内(今後、直
	近の国勢調査の結果に基づ		近の国勢調査の結果に基づ
	く人口集中地区に含まれる		く人口集中地区に含まれる

改正案	現行
と見込まれる区域を含む。)	と見込まれる区域を含む。)
ただし、市町村の区域内	ただし、市町村の区域内
に上記の人口集中地区がな	に上記の人口集中地区がな
い場合であって、都市機能	い場合であって、都市機能
誘導区域の面積の市街化区	誘導区域の面積の市街化区
域等の面積に占める割合が	域等の面積に占める割合が
10%未満である場合は、こ	10%未満である場合は、
の限りではない。	この限りではない。
<u>ロ</u> 鉄道・地下鉄駅(ピーク	② 鉄道・地下鉄駅(ピーク
時間運行本数が片道で1時	時間運行本数が片道で 1 時
間当たり3本以上あるもの	間当たり3本以上あるもの
に限る。)から半径1kmの	に限る。)から半径1kmの
範囲内又はバス・軌道の停	範囲内又はバス・軌道の停
留所・停車場(ピーク時間	留所・停車場(ピーク時間
運行本数が片道で1時間当	運行本数が片道で 1 時間当
たり3本以上あるものに限	たり3本以上あるものに限
る。)から半径 500mの範囲	る。)から半径500mの範
内	囲内
ただし、市町村の区域内	ただし、市町村の区域内
に上記の鉄道駅・地下鉄駅	に上記の鉄道駅・地下鉄駅
又はバス・軌道の停留所・	又はバス・軌道の停留所・
停車場がない場合であっ	停車場がない場合であっ
て、都市機能誘導区域面積	て、都市機能誘導区域面積
割合が 10%未満である場合	割合が10%未満である場
は、鉄道・地下鉄駅(ピー	合は、鉄道・地下鉄駅(ピ

改	 正案	- 現	行
	ク時間運行本数が片道で 1		一ク時間運行本数が片道で
	時間当たり2本以上あるも		1時間当たり2本以上ある
	のに限る。)から半径1 k		ものに限る。)から半径 1
	mの範囲内又はバス・軌道		k mの範囲内又はバス・軌
	の停留所・停車場(ピーク		道の停留所・停車場(ピー
	時間運行本数が片道で 1 時		ク時間運行本数が片道で 1
	間当たり2本以上あるもの		時間当たり2本以上あるも
	に限る。)から半径 500mの		のに限る。)から半径50
	範囲内。		0mの範囲内。
	<u>ハ</u> 公共用地率 15%以上の地		③ 公共用地率15%以上の
	域内(今後、公共用地率が		地域内(今後、公共用地率
	15%以上となることが確実		が15%以上となることが
	である地域を含む。)		確実である地域を含む。)
(41)都市機能誘導促進区域	都市機能誘導区域のうち、特	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	に一体的かつ総合的に市街地の		
	再開発を促進すべき区域をい		
	<u>う。ただし、三大都市圏域の政</u>		
	令市及び特別区の区域を除く。		
(42)三大都市圏域	次に該当する区域等をいう。	<u>(新設)</u>	_(新設)_
	<u>イ</u> 首都圏整備法に定められ		
	た既成市街地及び近郊整備		
	<u>地帯</u>		
	<u>ロ</u> 近畿圏整備法に定められ		
	た既成都市区域及び近郊整		
	<u>備区域</u>		

改	 正案		現行
	<u>ハ</u> 中部圏開発整備法に定め られた都市整備区域		
(43) 指定道路	都市機能誘導促進区域内の道路のうち、地域のシンボルロード等重点的に街並みの形成や歩行者の回遊性の確保を図るものの区間をいう。	(新設)	_(新設)
(44) 重点密集市街地等	次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ 住生活基本計画(全国計画) (令和3年3月19日閣議決定)に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」(以下イー13-(2)関係部分において「地震時等に著しく危険な密集市街地」という。)及びこれに含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内 ロ 防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内	(32)重点密集市街地等	次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ 住生活基本計画(全国計画) (平成28年3月18日閣議決定)に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」(以下イー13ー(2)関係部分において「地震時等に著しく危険な密集市街地」という。)及びこれに含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内 ロ 密集市街地整備法第3条の規定に基づく防災再開発促進地区(以下イー13ー(2)関係部分において「防災再開発促進地区」という。)及びこれに含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内

改	 正案	玛	見行
(45)防災再開発促進地区	密集市街地整備法第3条第1項 第1号の規定に基づく防災再開発 促進地区をいう。	_(新設)_	(新設)
(46) 防災街区整備地区計画	密集市街地整備法第 32 条第 1 項の規定に基づき定められた防災	(新設)	<u>(新設)</u>
(<u>47</u>)都市再生緊急整備地域等	<u>街区整備地区計画をいう。</u> 次のいずれかに該当する区域等 をいう。	(33)都市再生緊急整備地域等	次のいずれかに該当する区域等 をいう。
	イ 都市再生緊急整備地域		イ <u>都市再生法第2条第3項</u> の規定に基づく都市再生緊 急整備地域
	ロ <u>2号・2項地区</u>		ロ <u>都市再開発法第2条の3</u> 第1項第2号及び第2項に 基づく「特に一体的かつ総 合的に市街地の再開発を促
(48)都市再生緊急整備地域	<u>都市再生法第2条第3項の規定</u> <u>に基づく都市再生緊急整備地域を</u> いう。	<u>(新設)</u>	<u>進すべき相当規模の地区」</u> (新設)
(49)特定都市再生緊急整備地域	都市再生法第2条第5項の規定 に基づく特定都市再生緊急整備地 域をいう。	(新設)	_(新設)_
<u>(50) 2 号・2 項地区</u>	都市再開発法第2条の3第1項 第2号及び第2項に基づく「特に 一体的かつ総合的に市街地の再開	(新設)	(新設)

改	·····································	Ð	見行
	発を促進すべき相当規模の地区」 をいう。		
(51) 初動期支援業務	市街地再開発事業等の市街地整 備事業の実施にあたり、事業初動	(新設)	_(新設)_
	期に必要となる検討等の業務をい		
(<u>52</u>) <u>計画</u> コーディネート業務	<u>う。</u> まちづくりに資する住民調整等	(<u>34</u>) コーディネート業務	次の各号に掲げる業務をいう。
	及び計画立案・調整に係る業務を いう。		(1) 計画コーディネート業務① まちづくり活動支援
			まちづくり組織の立ち 上げ及び活動支援、住民に
			対するまちづくりの啓蒙、
			<u>人材育成、住民の意見の調</u> 整
			② 計画立案・調整 土地利用計画並びに建築
			物、建築敷地及び公共施設の
			整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の
			検討、関係機関等との調整
			(2)事業コーディネート業務①施設詳細設計・計画に関
			<u>する調整</u> ② 保留床価格設定に関する
			<u>調整</u>

改正案		現行	
(<u>53</u>)認定再開発事業等	(略)	(35)認定再開発事業等	(略)
(<u>54</u>)都市機能増進施設	(略)	(36)都市機能増進施設	(略)
(<u>55</u>)誘導施設	(略)	(<u>37</u>)誘導施設	(略)
(<u>56</u>)まちなかウォーカブル区域	(略)	(38) まちなかウォーカブル区域	(略)
(<u>57</u>)防災指針	(略)	(<u>39</u>)防災指針	(略)
(<u>58</u>)省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能	(<u>40</u>)省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能
	の向上 <u>等</u> に関する法律(平成 27		の向上に関する法律(平成27年
	年法律第53号)第2条第1項第		法律第53号)第2条第1項第三
	三号に規定する建築物エネルギー		号に規定する建築物エネルギー消
	消費性能基準をいう。		費性能基準をいう。
(<u>59</u>)ZEH 水準	(略)	(<u>41</u>) ZEH 水準	(略)
(<u>60</u>) ZEB 水準	(略)	(<u>42)</u> ZEB 水準	(略)

(削除)

3. 地区再生計画

- 1 市町村は、鉄道・地下鉄駅(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1Kmの範囲内若しくはバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径500mの範囲内、重点密集市街地等又は都市再生緊急整備地域等における次の各号に掲げるすべての条件に該当する整備地区について、地区再生計画を策定することができる。ただし、特に必要があると認められるときは、都道府県が地区再生計画を策定することができる。
 - (1) 地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区であること。
 - (2)都市計画道路等重要な公共施設の整備が必要な地区を含む地

改正案	現行
	<u>区であること。</u>
	(3) 一体的な計画に基づき市街地の再開発を促進すべき相当規模
	<u>の地区であること。</u>
	2 地区再生計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとす
	<u>る。</u>
	(1) 整備地区の名称、位置、区域及び面積
	(2)整備地区の整備の基本方針
	(3)整備地区の土地利用に関する方針
	(4)主要な公共施設の整備に関する事項
	(5) その他必要な事項
	3 地方公共団体は、地区再生計画を策定しようとするときは、あ
	らかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議しなけ
	<u>ればならない。</u>
	4 地区再生計画に基づいて市街地再開発事業又はコーディネート
	業務を実施しようとするときは、地方公共団体は、当該地区再生
	計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。
(削除)	4. 街区整備計画
	1 市町村は、街区について街区整備計画を策定することができ
	<u>る。ただし、特に必要があると認めるときは、都道府県が街区整</u>
	<u>備計画を策定することができる。</u>
	2 次のいずれかに該当する者は、街区整備計画の案を作成するこ
	<u>とができる。</u>
	(1) 再開発準備組織
	(2) 再開発会社等

改正案	現行
	(3) まちづくりNPO(まちづくりの推進を図る活動を行うこと
	を目的として設立された特定非営利活動促進法(平成10年
	法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人であって、
	<u>街区の存する市町村内に居住する者、事業を営む者又は土</u>
	<u>地、建物等を所有する者の合計が社員総数の過半数であるも</u>
	<u>のをいう。以下イー13-(2)関係部分において同じ。)</u>
	(4) まちづくり公益法人(まちづくりの推進を図る活動を行うこ
	とを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人を
	<u>いう。以下同じ。)</u>
	<u>(5)</u> まちづくり協議会 ((3)又は(4)に準ずるものとして地方公共
	団体の条例で定める団体をいう。以下イー13-(2)関係
	部分において同じ。)
	3 街区整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとす
	<u>る。</u>
	(1)街区の位置、区域及び面積
	<u>(2) 街区の整備方針</u>
	(3)建築物及び建築敷地、公開空地等、住宅等並びに公共施設の
	整備計画の概要
	(4)前号の整備計画に従って行われる主要な事業の概要
	(5) その他必要な事項
	4 再開発準備組織、再開発会社等、まちづくりNPO、まちづく
	り公益法人又はまちづくり協議会は、街区整備計画の案を作成し
	たときは、市町村と協議をするものとする。
	5 市町村は、前項の規定による協議について異存がないと判断し
	たときは、すみやかに当該街区整備計画の案に即して街区整備計

改正案	現行	
	<u>画を策定するものとする。</u>	
	6 地方公共団体は、街区整備計画を策定しようとするときは、あ	
	らかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議しなけ	
	<u>ればならない。</u>	
	7 街区整備計画に定めた施設等の整備を実施しようとするとき	
	は、地方公共団体は、当該街区整備計画を社会資本総合整備計画	
	に記載するものとする。	
<u>(削除)</u>	5. 歴史的建築物等活用型再開発計画	
	1 次に掲げる条件に該当する市街地再開発事業を実施するときに	
	は、市町村は、歴史的建築物等活用型再開発計画を社会資本総合	
	整備計画に記載するものとする。	
	①施行地区内に、良好な市街地の景観の形成に資する歴史的建築	
	<u>物等があること。</u>	
	②歴史的建築物等と一体的整備を行うことにより適正な街区形成	
	が期待される地区であること。	
	2 歴史的建築物等活用型再開発計画においては、次に掲げる事項	
	<u>を定めるものとする。</u>	
	①地区の名称、位置、区域及び面積	
	②地区の整備に関する方針	
	③歴史的建築物等の概要	
	④施設建築物の形態、意匠等に関する計画	
	<u>⑤その他必要な事項</u>	
3. 交付対象要件	<u>6</u> . 交付対象要件	
本事業の交付の対象とする事業の要件は、以下に掲げるものとする。	本事業の交付の対象とする事業の要件は、以下に掲げるものとする。	

現行

I. 市街地再開発事業

第一種市街地再開発事業(都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。)にあっては、次の1から4まで及び7から11までを満たすもの、第二種市街地再開発事業(都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。)にあっては、次の1、2、4、5及び7から11までを満たすものであること。

- 1 既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年 度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区に おいて行われるもの。
- 2 次のイ<u>又は口</u>に該当する事業等法律により国の関与が政策上位 置づけられる事業であること。
 - イ 次の(1)及び(2)に該当すること
 - (1) <u>2号・2項地区として定め、又は定められる予定である</u> 地区において実施されるもの
 - (2) 次の各号のいずれかに該当すること
 - (a) 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径500mの範囲内において行われるもの
 - (b) 特定都市再生緊急整備地域内において行われるもの
 - (c) <u>防災再開発促進地区として定め、又は定められる予定</u>である地区において実施されるもの
 - ロ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地

I. 市街地再開発事業

第一種市街地再開発事業(都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。)にあっては、次の1から3まで及び6から9までを満たすもの、第二種市街地再開発事業(都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。)にあっては、次の1、2、4及び6から9までを満たすものであること。

- 1 既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年 度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区に おいて行われるもの
- 2 次のイから<u>トまで</u>に該当する事業等法律により国の関与が政策 上位置づけられる事業であること。
 - イ <u>都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項により「特</u> <u>に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模</u> <u>の地区」</u>として定め、又は定められる予定である地区において 実施されるもの

ロ 地方拠点都市法第2条第2項に規定する拠点地区において実

ът. ж	現行
改正案	2000
<u>域において行われるもの</u>	<u>施されるもの</u>
<u>(削除)</u>	<u>ハ 平成 17 年度までに定められた、住生活基本法附則第8条の規</u>
	定による改正前の大都市法第3条の3第2項第4号に規定する
	「住宅及び住宅地の供給を重点的に図る地域」において行われ
	<u>る住宅供給を含むもの</u>
<u>(削除)</u>	二 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地
	<u>域において行われるもの</u>
<u>(削除)</u>	<u>ホ</u> 密集市街地整備法第3条の規定に基づき定め、又は定める予
	定である防災再開発促進地区の区域内で行われるもの
<u>(削除)</u>	へ 都市再生法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域内
	<u>において行われるもの</u>
<u>(削除)</u>	ト 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅(ピーク
	時運行本数(片道)が3本以上)から半径1Kmの範囲内又は
	バス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数(片道)が3
	本以上)から半径500mの範囲内において行われるもの
3 (略)	3 (略)
イ 次のいずれかに該当するもの	イ 次のいずれかに該当するもの
(1) 拠点地区内、地区再生計画の区域内(大都市地域における	(1) <u>地方拠点都市法第2条第2項に規定する</u> 拠点地区内、地
ものを除く。) 又はイー16一(3) に規定する市街地総合	区再生計画の区域内 (大都市地域におけるものを除く。) 又
再生計画区域内(大都市地域におけるものを除く。)におい	はイー16ー(3)に規定する市街地総合再生計画区域内
て行われるもの	(大都市地域におけるものを除く。) において行われるも
	o o
(2) 社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定める	(2) 社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定め
福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、か	る福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、
つ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積	かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面

の 1/10 以上であるもの

- (3) 地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの
 - (a) 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域
 - (b) 地震予知連絡会が平成 19 年度まで指定していた観測 強化地域及び特定観測地域

(4)~(6) (略)

- ロ 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 次のいずれかの要件を満たすもの
 - (a) 災害復興市街地再開発事業として実施されるもの
 - (b) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の 区域若しくは i)の住宅市街地の密集度の基準に該当す るもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等 の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定する と認められる基準に該当するものを含む。)として地方 公共団体が定めた区域において実施されるもの

i)~iii) (略)

(2) • (3) (略)

ハ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、誘導

現行

積の 1/10 以上であるもの

- (3) <u>災害対策基本法第 40 条又は第 42 条に基づく</u>地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの

 - ② 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観 測強化地域及び特定観測地域

(4)~(6) (略)

- ロ 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 次のいずれかの要件を満たすもの
 - (a) 災害復興市街地再開発事業として実施されるもの
 - (b) 密集市街地整備法第3条第1項の規定に基づき定められた防災再開発促進地区の区域、密集市街地整備法第32条第1項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画の区域若しくはi)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。)として地方公共団体が定めた区域において実施されるもの

i)~iii) (略)

(2) • (3) (略)

ハ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、誘導

ᆶ	īF	室
LX	ш.	ᆓ

施設を整備する事業として立地適正化計画に位置付けられるもの(ただし、三大都市圏域の政令市及び特別区において実施される事業を除く。)

- 4 第二種市街地再開発事業にあっては施行区域が 10,000 ㎡以上であること。ただし、次に掲げるイ及び口を満たす場合にあっては 5,000 ㎡以上、イからハまでを満たす場合にあっては 2,000 ㎡以上であること。
 - イ 都市再開発法第3条の2第2号イに該当するもの
 - ロ 防災街区整備地区計画の区域内で行われるもの
 - ハ 防災再開発促進地区の区域内で行われるもの
- <u>5</u> 次のイから二までを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。
 - <u>イ</u> <u>工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準</u> じるものであること
 - <u>ロ</u> 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること
 - <u>ハ</u> 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が 十分に果たされるものであること
 - 二 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価 が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること

現行

施設を整備する事業として立地適正化計画に位置付けられるもの(ただし、三大都市圏域<u>(首都圏整備法に定められた既成</u>市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。) の政令市及び特別区において実施される事業を除く。)

- 4 第二種市街地再開発事業にあっては施行区域が 10,000 ㎡以上であること。ただし、次に掲げるイ及び口を満たす場合にあっては 5,000 ㎡以上、イからハまでを満たす場合にあっては 2,000 ㎡以上であること。
 - イ 都市再開発法第3条の2第2号イに該当するもの
 - ロ <u>密集市街地整備法第 32 条の規定による</u>防災街区整備地区計 画の区域内で行われるもの
 - ハ <u>密集市街地整備法第3条の規定に基づき定められた</u>防災再開 発促進地区の区域内で行われるもの

(新設)

- 6 防災性能強化東京都江東区の防災拠点の建設を目的とする市街地再開発事業。
- 7 人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-(1)の2.の第2項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。
- 8 認可を受けた事業計画(変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。)がインターネットの利用により公表されるものであること。
- 9 供給される住宅が予備認定(新築マンションを対象とした管理 計画案の認定)の取得により適切な維持管理に配慮されているも のであること。
- 10 施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ~ホ (略)

11 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象となるものは、原則として次のイから二までに掲げる基準に適合したものであること。

イ~二 (略)

Ⅱ (略)

現行

<u>5</u> 防災性能強化

東京都江東区の防災拠点の建設を目的とする市街地再開発事業

- 6 人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-(1)の2.の第2項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。
- 7 認可を受けた事業計画(変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。)がインターネットの利用により公表されるものであること。

(新設)

8 施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ~ホ (略)

9 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象となるものは、原則として次のイから二までに掲げる基準に適合したものであること。

イ~二 (略)

Ⅱ (略)

現行

Ⅲ 防災街区整備事業

- 1 (略)
- 2 施行区域が原則として 1,000 ㎡以上であること。
- 3 次のイから二までを満たす、事業マネジメントを徹底した事業で あること。
 - <u>イ</u> <u>工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準</u> じるものであること
 - <u>ロ</u> 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること
 - <u>ハ</u> 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が 十分に果たされるものであること
 - <u></u> 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価 が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること
- 4 人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する防災街区整備事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-(1)の2.の第2項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。
- <u>5</u> 防災施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ~ホ (略)

6 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象とな

Ⅲ 防災街区整備事業

- 1 (略)
- 2 施行区域が原則として 1,000 ㎡以上であること。

(新設)

- 3 人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する防災街区整備事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-(1)の2.の第2項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。
- <u>4</u> 防災施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ~ホ (略)

5 建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象とな

るものは、原則として次のイから二までに掲げる基準に適合したものであること。

イ~二 (略)

- IV 都市再開発支援事業
 - 1 初動期支援業務
 - イ 地区再生計画及び街区整備計画等の策定 次に掲げる市街地再開発事業等の市街地整備に係る計画策定 を行うものであること
 - (1) 地区再生計画

市町村(特に必要があると認められるときは都道府県) が策定する地区再生計画で、以下の全ての要件に該当するも の

- (a) 次のいずれかの地域内で行われること
 - i) 鉄道・地下鉄駅(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1Kmの範囲内若しくはバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径500mの範囲内
 - ii) 重点密集市街地等
 - iii) 都市再生緊急整備地域等
- (b) 地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の 再生を図る必要があると認められる地区であること
- (c) 都市計画道路等重要な公共施設の整備が必要な地区を 含む地区であること
- (d) 一体的な計画に基づき市街地の再開発を促進すべき相 当規模の地区であること

現行

るものは、原則として次のイから二までに掲げる基準に適合したものであること。

イ~二 (略)

Ⅳ 都市再開発支援事業

(新設)

改正案	
(e) 地区再生計画は、次に掲げる事項を定めたものである	
<u>こと</u>	
<u>i) 整備地区の名称、位置、区域及び面積</u>	
<u>ii)</u> 整備地区の整備の基本方針	
iii) 整備地区の土地利用に関する方針	
iv) 主要な公共施設の整備に関する事項	
<u>v) その他必要な事項</u>	
<u>(f)</u> 地区再生計画は、あらかじめ公共施設の管理者又は管	
理者となるべき者に協議したものであること	
(g) 地区再生計画に基づいて市街地再開発事業又は計画コ	
<u>ーディネート業務を実施する場合、地方公共団体は、当</u>	
該地区再生計画を社会資本総合整備計画に記載すること	
<u>(2)</u> 街区整備計画	
<u>(a)</u> 市町村(特に必要があると認められるときは都道府	
県)が地区再生計画の全部又は一部の区域(以下、この項	
において「街区」という) において策定する街区整備計	
<u>画であること</u>	
(b) 街区整備計画には、次に掲げる事項を定めるものであ	
<u>ること</u>	
<u>i)</u> 街区の位置、区域及び面積	
<u>ii)</u> 街区の整備方針	
iii) 建築物及び建築敷地、公開空地等、住宅等並びに公	
共施設の整備計画の概要	
<u>iv)</u> <u>iii)に従って行われる主要な事業の概要</u>	

改正案	現行
(c) 街区整備計画の案は、次のいずれかに該当する者が作	
<u>成するものであること</u>	
<u>i)</u> 再開発準備組織	
<u>ii)</u> 再開発会社等	
<u>iii)</u> <u>まちづくりNPO</u>	
<u>iv)</u> まちづくり公益法人(まちづくりの推進を図る活動	
を行うことを目的として設立された一般社団法人又は	
一般財団法人をいう。以下同じ。)	
<u>v)</u> <u>まちづくり協議会</u>	
(d) 再開発準備組織、再開発会社等、まちづくりNPO、	
<u>まちづくり公益法人又はまちづくり協議会は、街区整備</u>	
計画の案を作成したときは、市町村と協議をすること	
(e) 市町村は、(d)規定による協議について異存がないと判	
断したときは、すみやかに当該街区整備計画の案に即し	
て街区整備計画を策定すること	
(f) 地方公共団体は、街区整備計画を策定しようとすると	
<u>きは、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべ</u>	
き者に協議を行うこと	
(g) 街区整備計画に定めた施設等の整備を実施しようとす	
るときは、地方公共団体は、当該街区整備計画を社会資	
本総合整備計画に記載すること	
<u>ロ</u> <u>調査検討・調整業務</u>	
市街地再開発事業等の市街地整備の実施に伴い行われる調査	
及び資料作成等、エリア価値向上に資する検討及び権利調整等	
<u>であり、次に掲げる要件を満たすものであること</u>	

	TD (=
改正案	現行
<u>(1)</u> 次のいずれかの地域内で行われること	
(a) 市街地再開発事業等の施行区域 (予定を含む)	
(b) 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅	
<u>(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1K</u>	
mの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時	
運行本数(片道)が3本以上)から半径 500mの範囲内	
<u>(c)</u> 重点密集市街地等	
(d) 都市再生緊急整備地域等	
(e) 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興	
<u>推進地域</u>	
(2) 次のいずれかに該当する者であること	
<u>(a)</u> <u>地方公共団体</u>	
<u>(b)</u> <u>市街地再開発事業等施行者</u>	
<u>(c)</u> 再開発準備組織	
<u>(d)</u> 再開発会社等	
<u>(e)</u> <u>タウン・マネジメント・センター</u>	
<u>(f)</u> 都市再生推進法人	
<u>(g)</u> 保留床管理法人	
<u>2</u> 計画コーディネート業務	<u>1</u> 計画コーディネート業務
<u>イ</u> 次のいずれかの区域等で行われること	次のいずれかに該当する者が、地区再生計画の区域(5ha 以上
(1) 地区再生計画の区域(ただし、5 ha 以上のものに限る。)	のものに限る。) 又は都市再生法第2条第3項に規定する都市再生
(2) 都市再生緊急整備地域内	緊急整備地域内で行うものであること。
<u>ロ</u> 次のいずれかに該当する者であること	
(1) 地方公共団体	(1) 地方公共団体
(2) 再開発準備組織	(2) 再開発準備組織 <u>(市街地再開発事業、防災街区整備事業及び</u>

改正案	現行
	土地区画整理事業の施行が予定されている地区内の土地につ
	いて所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加して
	いるものをいう。以下イー13-(2)関係部分において同じ。)
(3) 再開発会社等	(3) 再開発会社等 (都市再開発法第2条の2第3項に規定する要
	件のすべてに該当する株式会社、又は密集市街地整備法第 119
	条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社又は土
	地区画整理法第3条第3項に規定する要件のすべてに該当す
	<u>る株式会社をいう。以下同じ。)</u>
(4) タウン・マネジメント・センター	(4) タウン・マネジメント・センター <u>(市街地再開発事業、防災</u>
	街区整備事業及び土地区画整理事業の準備段階から施設建築
	<u>物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第3セクター</u>
	<u>をいう。以下同じ。)</u>
(5)~(7) (略)	(5)~(7) (略)
	<u>2</u> 事業コーディネート業務
	<u>床面積が 1,000 ㎡以上の保留床を賃貸運営しようとする保留床</u>
	<u>管理法人(次の①から③までのいずれかに該当する者が資本金、</u>
	基本金その他これらに準ずるものの2分の1 (市街地再開発事業
	<u>の施行者が地方公共団体である場合には、4分の1)を超えて出</u>
	<u> 資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次の②若しくは</u>
	③に該当する者が出資している法人にあっては、これらの者と地
	方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに
	<u>準ずるものの2分の1を超えて出資していることをもって足り</u>
	る。以下イー13-(2)関係部分において同じ。)が、都市計画
	決定された市街地再開発事業を含む地区再生計画の区域又は都市
	再生緊急整備地域内で行うものであること。

改正案	現行
	① 市街地再開発事業の施行者
	② 市街地再開発組合の組合員
	③ 株式会社である再開発会社の株主(当該再開発会社の施行する
	市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者
	で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する
	権利を与えられることとなるものに限る。)
3 認定再開発事業等	3 認定再開発事業等
以下の要件を満たすものであること。	以下の要件を満たすものであること。
<u>イ</u> 立地適正化計画に以下が定められていること	<u>(1)</u> 立地適正化計画に以下が定められていること <u>。</u>
<u>(1)</u> 都市機能誘導促進区域	<u>イ</u> 都市機能誘導区域(三大都市圏域(首都圏整備法に定めら
	れた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められ
	た既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定め
	られた都市整備区域をいう。)の政令市及び特別区の区域を
	除く。)のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を
	促進すべき区域(以下、イー13-(2)関係部分において
	<u>「</u> 都市機能誘導促進区域 <u>」という。)</u>
<u>(2)</u> 指定道路	<u>ロ</u> 都市機能誘導促進区域内の道路のうち、地域のシンボルロ
	ード等重点的に街並みの形成や歩行者の回遊性の確保を図
	るものの区間(以下、以下イー13- (2)関係部分におい
	<u>て「</u> 指定道路 <u>」という。)</u>
(3) 都市機能増進施設の整備を含む老朽建築物の建替事業に	<u>ハ</u> 都市機能増進施設の整備を含む老朽建築物の建替事業に
対する市町村の支援措置に関する事項	対する市町村の支援措置に関する事項
以下の要件を満たす認定再開発事業等であること	<u>(2)</u> 以下の要件を満たす認定再開発事業等であること <u>。</u>
<u>(1)</u> 事業区域が、中心拠点区域内かつ都市機能誘導促進区域	<u>イ</u> 事業区域が、中心拠点区域内かつ都市機能誘導促進区域内
内(ただし、誘導施設の整備に関する事業が実施され、又は	(誘導施設の整備に関する事業が実施され、又は実施される

実施されることが確実である区域に限る)に存すること

- (2) 都市機能増進施設を含む建築物(<u>ただし、</u>建築物の敷地が指定道路に面しているものに限る)を整備すること
- 4 リノベーション及び空地の暫定利用 以下の要件を満たすものであること。
 - - (1) リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア
 - (2) リノベーション・空地の暫定利用の方針(リノベーション・空地の暫定利用の内容及び市街地再開発事業との関係性等)
 - □ リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリアを含む地域において、連鎖的なリノベーション等を担う人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発活動が行われること

4. 交付対象事業

I 市街地再開発事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業(公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー13-(2)関係部分において「公共団体施行再開発事業」という。)及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織又はタウン・マネジメント・センター(再

現行

ことが確実である区域に限る)に存すること。

- <u></u> 都市機能増進施設を含む建築物(建築物の敷地が指定道路 に面しているものに限る)を整備すること。
- 4 リノベーション及び空地の暫定利用 以下の要件を満たすものであること
 - (1) 市街地再開発事業に向けたまちづくりの計画(地区再生計画、街区整備計画その他市街地再開発事業の施行区域(予定を含む)及びその周辺における土地利用、建築物、建築敷地及び公共施設の整備等の計画が定められているもの)に以下が定められていること
 - イ リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア
 - リノベーション・空地の暫定利用の方針(リノベーション・空地の暫定利用の内容及び市街地再開発事業との関係性等)
 - (2) リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリアを含む地域において、連鎖的なリノベーション等を担う人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発活動が行われること

<u>7</u>. 交付対象事業

I 市街地再開発事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に 掲げる事業(公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又 は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー13-(2)関係部分 において「公共団体施行再開発事業」という。)及び個人施行者、市 街地再開発組合、再開発会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特 定建築者、再開発準備組織又はタウン・マネジメント・センター(再

開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ているもの又は 市街地再開発組合の組合員となることが確実なものに限る。)が行う 次の各号に掲げる事業(再開発準備組織及びタウン・マネジメント・ センターについては(1)の事業計画の作成に係る事業に限る。以下 イー13-(2)関係部分において「再開発組合等事業」という。) に対する地方公共団体の補助(公共施設管理者負担金その他これに 類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。)と する。

1 調査設計計画

事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成

2 土地整備

建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に 伴い通常生ずる損失の補償

- <u>3</u> 共同施設整備
 - 空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備
- 4 建築物の防災性能の強化

特殊基礎工事

Ⅱ 住宅街区整備事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 1 地方公共団体の行う基本計画の作成
- 2 市町村の行う基本計画の作成に対する都府県の補助
- 3 都府県又は市町村が行う次のイから二までに掲げる事業

イ 事業計画作成

現行

開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ているもの又は 市街地再開発組合の組合員となることが確実なものに限る。)が行う 次の各号に掲げる事業(再開発準備組織及びタウン・マネジメント・ センターについては(1)の事業計画の作成に係る事業に限る。以下 イー13-(2)関係部分において「再開発組合等事業」という。) に対する地方公共団体の補助(公共施設管理者負担金その他これに 類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。)と する。

(1) 調査設計計画

事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成

(2) 土地整備

建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に 伴い通常生ずる損失の補償

- (3) 共同施設整備
 - 空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備
- (4) 建築物の防災性能の強化 特殊基礎工事

住宅街区整備事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地方公共団体の行う基本計画の作成
- (2) 市町村の行う基本計画の作成に対する都府県の補助
- (3) 都府県又は市町村が行う次のイから二までに掲げる事業
 - イ 事業計画作成

測量調査、事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び換地計画の作成

口 土地整備

施行地区内の土地(施設住宅区以外の土地にあっては次の (1)及び(2)の条件に該当するものに限る。)における建築物の 除却、土地の整地及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償

- (1) 工場の敷地となっていたもの
- (2) イー13-(6)の3. に規定する要件に該当する地区に存するもの
- ハ 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

- 二 建築物の防災性能の強化 特殊基礎工事
- 4 施行者又は住宅街区準備組織が行う3のイから二までに掲げる事業(ただし、住宅街区準備組織については事業計画の作成に限る。)に対する地方公共団体の補助

Ⅲ 防災街区整備事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業(公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金 又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー13-(2)関係 部分において「公共団体施行防街事業」という。)及び個人施行者、 現行

測量調査、事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び換地計 画の作成

口 土地整備

施行地区内の土地(施設住宅区以外の土地にあっては次の<u>1</u>及び<u>2</u>の条件に該当するものに限る。)における建築物の除却、土地の整地及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償

- 1 工場の敷地となっていたもの
- ② イー13-(6)の3. に規定する要件に該当する地区に 存するもの
- ハ 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

- 二 建築物の防災性能の強化 特殊基礎工事
- (4) 施行者又は住宅街区整備事業の施行が予定されている地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者の3分の2以上が参加している住宅街区整備準備組織(以下イー13-(2)関係部分において「住宅街区準備組織」という。)が行う(3)のイから二までに掲げる事業(住宅街区準備組織については事業計画の作成に限る。)に対する地方公共団体の補助

Ⅲ 防災街区整備事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業(公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金 又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イー13-(2)関係 部分において「公共団体施行防街事業」という。)及び個人施行者、

防災街区整備事業組合、事業会社、都市再生機構又は地方住宅供給 公社が行う次の各号に掲げる事業(以下イー13-(2)関係部分 において「防街組合等事業」という。)に対する地方公共団体の補助 (公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を 使用して行う事業に係る補助を除く。)とする。

1 調査設計計画

事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成 成

2 土地整備

建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備 に伴い通常生ずる損失の補償

3 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

4 建築物の防災性能の強化

特殊基礎工事

Ⅳ 都市再開発支援事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各項に掲げるものとする。

1 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業

(削除)

現行

防災街区整備事業組合、事業会社、都市再生機構又は地方住宅供給公社が行う次の各号に掲げる事業(以下イー13-(2)関係部分において「防街組合等事業」という。)に対する地方公共団体の補助(公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。)とする。

(1) 調査設計計画

事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成

(2) 土地整備

建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備 に伴い通常生ずる損失の補償

(3) 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

(4) 建築物の防災性能の強化

特殊基礎工事

IV 都市再開発支援事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各項に掲げるものとする。

- 1 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業
 - (1) 地区再生計画の策定(総事業費は50,000千円を限度とし、 交付期間は最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通 第3年間を限度とする。)
 - <u>①</u> 基礎調査

イ 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機

改正案	現行
	能、都市防災等に関する現況調査
	<u>ロ</u> 地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地利
	用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現
	<u>況調査及び動向調査</u>
	<u>②</u> <u>地区診断</u>
	現況調査等の資料の解析及び地区診断
	③ 地区再生計画作成
	整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針及び公共施
	設の整備計画等の作成
<u>イ</u> <u>初動期支援業務</u>	_(新設)_
初動期支援業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業	
費は 300,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあっ	
た年度から 15 年間かつ通算 10 年間を限度とする(ただし、	
権利変換計画認可を期限とする。)	
<u>(1)</u> <u>基礎調査</u>	
(a) 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機	
能、都市防災等に関する現況調査	
(b) 地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地	
利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する	
<u>現況調査及び動向調査</u>	
<u>(2)</u> <u>地区診断</u>	
現況調査等の資料の解析及び地区診断	
<u>(3)</u> 住民意向調査等	
住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくり	
の啓蒙活動	

改正案	現行
<u>(4)</u> コンサルタント派遣	
住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資す	
<u>るコンサルタント派遣</u>	
<u>(5)</u> <u>計画作成</u>	
整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施	
設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の	
整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等	
<u>(6)</u> エリア価値向上に資する検討	
<u>リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計</u>	
画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及び	
<u>まちづくりに資する検討等</u>	
(7) 権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検	
<u>하</u>	
市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利	
<u>床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討</u>	
<u>ロ</u> 計画コーディネート業務	<u>(2)</u> 計画コーディネート業務 <u>(</u> 総事業費は 60,000 千円を限度
計画コーディネート業務の交付対象は、次に掲げるものと	<u>とし</u> 、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及
<u>し、</u> 総事業費は 60,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決	び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度と
定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完	する <u>。)</u>
了時点を含めた5年間を限度とする	
<u>(1)</u> <u>まちづくり活動支援</u>	<u>(新設)</u>
<u>(a)</u> <u>まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援</u>	
<u>(b)</u> 住民に対するまちづくりの啓蒙	
<u>(c)</u> <u>人材育成</u>	
<u>(d)</u> 住民の意見の調整	

改正案	現行
<u>(2)</u> 計画立案・調整	
(a) 土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施	
設の整備計画の作成のための調査	
<u>(b)</u> 整備手法及び整備手順の検討	
<u>(c)</u> 関係機関等との調整	
<u>(削除)</u>	(3) 街区整備計画の策定(総事業費は50,000千円を限度とし、
	<u>交付期間は最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通算</u>
	3年間を限度とする。)
	① 住民意向調査等
	住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくり
	の啓蒙活動
	② <u>コンサルタント派遣</u>
	住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資す
	<u>るコンサルタント派遣</u>
	③ 街区整備計画作成
	各街区の整備方針、建築物、建築敷地及び公共施設の
	整備計画の概要並びに整備計画に従って行われる主要な
	事業の事業計画の概要等の作成
	<u>(4)</u> まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び
地の暫定利用に要する費用(交付期間はまちづくりの計画へ	空地の暫定利用に要する費用(交付期間はまちづくりの計画
位置付けられてから3年間を限度とする)	へ位置付けられてから3年間を限度とする)
2 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業に対する補助	2 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業に対する補助
<u>イ</u> <u>初動期支援業務</u>	<u>(新設)</u>
初動期支援業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業	
費は 300,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあっ	

改正案	現行
<u>た年度から 15 年間かつ通算 10 年間を限度とする。(ただし、</u>	
権利変換計画認可を期限とする。)	
<u>(1)</u> <u>基礎調査</u>	
(a) 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機	
能、都市防災等に関する現況調査	
(b) 地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地	
利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する	
現況調査及び動向調査	
(2) 地区診断	
(3) 住民意向調査等	
住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくり	
の啓蒙活動	
(4) コンサルタント派遣	
住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資す	
るコンサルタント派遣	
(5) 計画作成	
整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施	
設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の	
整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等	
(6) エリア価値向上に資する検討	
リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計	
画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及び 画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及び	
まちづくりに資する検討等	
(7) 権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検	

改正案	現行
<u>討</u>	
市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利	
床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討	
<u>ロ</u> 計画コーディネート業務	<u>(新設)</u>
計画コーディネート業務の交付対象は、次に掲げるものと	
し、総事業費は 60,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決	
定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完	
<u>了時点を含めた5年間を限度とする(ただし、施設建築物管</u>	
理組合が行う計画コーディネート業務はまちづくり活動支援	
<u>に限る。)</u>	
<u>(1)</u> <u>まちづくり活動支援</u>	
<u>(a)</u> まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援	
<u>(b)</u> 住民に対するまちづくりの啓蒙	
<u>(c)</u> <u>人材育成</u>	
<u>(d)</u> 住民の意見の調整	
<u>(2)</u> 計画立案・調整	
(a) 土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施	
<u>設の整備計画の作成のための調査</u>	
<u>(b)</u> 整備手法及び整備手順の検討	
<u>(c)</u> <u>関係機関等との調整</u>	
<u>(削除)</u>	(1) 再開発準備組織又は再開発会社等が行う計画コーディネ
	一ト業務(総事業費は60,000千円を限度とし、交付期間は最
	初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事
	業の工事完了時点を含めた5年間を限度とする。) 及び街区整
	備計画の案の作成(第1項(3)に掲げるものに限る。総事業費

改正案	現行
以止条	557
	は 50,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあっ
	<u>た年度から5年間かつ通算3年間を限度とする。)</u>
	(2) タウン·マネジメント·センター、まちづくり会社又は都市
	再生推進法人が行う計画コーディネート業務(総事業費は
	<u>60,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった</u>
	<u>年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含</u>
	<u>めた5年間を限度とする。)</u>
_ <u>(削除)</u>	(3) まちづくりNPO、まちづくり公益法人又はまちづくり協
	議会が行う街区整備計画の案の作成(第1項(3)に掲げるもの
	に限る。総事業費は 50,000 千円を限度とし、交付期間は最初
	<u>の交付決定のあった年度から5年間かつ通算3年間を限度と</u>
	<u>する。)</u>
_ <u>(削除)</u>	<u>(4)</u> 施設建築物管理組合が行う計画コーディネート業務(まち
	づくり活動支援)(総事業費は 60,000 千円を限度とし、交付
	期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地
	再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度とする。)
_ <u>(削除)</u>	<u>(5)</u> 保留床管理法人が行う事業コーディネート業務(施設建築
	物工事着工前に行うものに限る。)_
<u>ハ</u> 認定再開発事業等	<u>(6)</u> 認定再開発事業等 <u>(以下の要件を満たす建築物の建築敷地</u>
<mark>認定再開発事業等の交付対象は、</mark> 以下の要件を満たす建築	に係る土地整備費を限度とする。)
物の建築敷地に係る土地整備費を限度とする	<u>イ</u> 都市計画法第 54 条第 3 号の基準に適合する建築物以外
(1) 都市計画法第54条第3号の基準に適合する建築物以	の建築物であること <u>。</u>
外の建築物であること	型 都市再開発法施行令第 46 条の 18 で定める耐用年限の
(2) 都市再開発法施行令第 46 条の 18 で定める耐用年限	
の2/3を経過している建築物又は災害その他の理由に	これと同程度の機能低下を生じている建築物であるこ

よりこれと同程度の機能低下を生じている建築物であること

二 リノベーション及び空地の暫定利用 リノベーション及び空地の暫定利用の交付対象は、まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定 利用に要する費用とし、交付期間はまちづくりの計画へ位置

付けられてから3年間を限度とする

5. 経過措置

1~4 (略)

5 イー13-(2)の3.の I <u>第8号</u>の規定は、令和4年4月1日以降に事業計画の認可(変更の認可を含む)を受けたものから適用する。

6 • 7 (略)

- 8 この要綱の施行(令和7年4月1日)に際し、令和8年度末までに事業着手しているものについては、3.のIの第9号の規定を除き、なお従前の例によることができる。
- 9 3.のIの第9号の規定の適用については、この要綱の施行(令和7年4月1日)までに管理規約(案)又は長期修繕計画(案)を作成している場合はこの限りでない。

イー13-(4)暮らし・にぎわい再生事業

1. (略)

2. 定義

暮らし・にぎわい再生事業とは、次の第1項及び第2項に定める 事業をいう。その他イー13-(4)関係部分における用語の定義 現行

<u>。</u> ع

(7) まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に要する費用 (交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから3年間を限度とする)

8. 経過措置

1~4 (略)

5 イー13-(2)の<u>6</u>.のI<u>第7号</u>の規定は、令和4年4月1日以降に事業計画の認可(変更の認可を含む)を受けたものから適用する。

6 • 7 (略)

(新設)

イー13-(4)暮らし・にぎわい再生事業

1. (略)

2. 定義

暮らし・にぎわい再生事業とは、次の第1項及び第2項に定める 事業をいう。その他イー13-(4)関係部分における用語の定義

は、次の第3項から第10項までに定めるところによる。

1・2 (略)

3 「認定基本計画」とは、中心市街地活性化法<u>第9条第10項</u>に定める認定を受けた基本計画をいう。

4~10 (略)

3. ~7. (略)

イー13-(6)都市再生区画整理事業

1. 定義

都市再生区画整理事業とは、次の第1項から第4項までに定める事業をいう。その他イー13-(6)関係部分における用語の定義は、土地区画整理法(以下イー13-(6)関係部分において「法」という。)に定めるところによるほか、次の第5項から第41項までに定めるところによる。

1~13 (略)

- 14 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生法<u>第81条第</u> 14項に規定する低未利用土地利用等指針をいう。
- 15 「誘導施設整備区」とは、都市再生法<u>第105条の2</u>に規 定する誘導施設整備区をいう。

16~19 (略)

- 20 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画
 - 二 地区整備方針(土地利用、公共施設の配置・規模)
 - 三 その他必要な事項
- 21 「連鎖型土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策 定する一体的に整備すべき一団の区域について、5筆以上の更

現行

は、次の第3項から第10項までに定めるところによる。

1・2 (略)

3「認定基本計画」とは、中心市街地活性化法<u>第9条第7項</u>に定める認定を受けた基本計画をいう。

4~10 (略)

3. ~7. (略)

イー13-(6)都市再生区画整理事業

1. 定義

都市再生区画整理事業とは、次の第1項から第4項までに定める事業をいう。その他イー13-(6)関係部分における用語の定義は、土地区画整理法(以下イー13-(6)関係部分において「法」という。)に定めるところによるほか、次の第5項から第38項までに定めるところによる。

1~13 (略)

- 14 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生法<u>第81条第</u> 9項に規定する低未利用土地利用等指針をいう。
- 15 「誘導施設整備区」とは、都市再生法<u>第105条の2第1</u> 項に規定する誘導施設整備区をいう。

16~19 (略)

- 20 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画
 - 二 地区整備方針(土地利用、公共施設の配置・規模)
 - 三 その他必要な事項

(新設)

新困難敷地(幅員4m以上の道路に2m以上接していない宅地)を解消する複数の土地区画整理事業のプログラムで、前項各号に掲げる事項を記載したものをいう。

22・23 (略)

24 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中 心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要 件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ (略)

口 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの(住生活基本法第17条第2項第6号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの)であること。

ハ (略)

25 • **26** (略)

27 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあっては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。

イ~ハ (略)

- ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費
 - (1) (略)
 - (2) その他の施設に係る費用

①~⑧ (略)

現行

21・22 (略)

23 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中 心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要 件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ (略)

口 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの(大都市 法第3条の3第2項第四号に規定する住宅及び住宅地の供 給を重点的に図るべき地域</u>又は都市計画法第12条の4第 1項第1号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区 整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率 の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2 分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の 戸数が10以上であるもの)であること。

ハ (略)

24 • **25** (略)

26 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあっては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。

イ~ハ (略)

- ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費
 - (1) (略)
 - (2) その他の施設に係る費用

①~⑧ (略)

9 共用通行部分の整備に要する費用

次の a から e までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分(廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。)の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの(ただし、別に積算が可能なものにあっては、この限りではない。)

工事費算定式: P=C×(S1/S2)+E

P: 共用通行部分の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び

屋外附帯工事費を除く。)

S1:補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2:立体換地建築物の延べ面積

E:エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

a (略)

b 次の要件のいずれかに該当する場合

(a) (略)

(b) 住生活基本法第17条第2項第6号に規定する 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域 又は都市計画法第12条の4第1項第1号 に規定する地区計画のうち同法第12条の5第6 項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの

c~e (略)

現行

⑨ 共用通行部分の整備に要する費用

次の a から e までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分(廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。)の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの(ただし、別に積算が可能なものにあっては、この限りではない。)

工事費算定式: P=C×(S1/S2)+E

P : 共用通行部分の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び

屋外附帯工事費を除く。)

S1:補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2:立体換地建築物の延べ面積

E:エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

a (略)

b 次の要件のいずれかに該当する場合

(a) (略)

(b) 大都市法第3条の3第2項第4号に規定する住 宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域</u>又は 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する 地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する 事項が定められたものの区域内において、立体換 地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に 供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの

c~e (略)

①~③ (略)

木 (略)

28~37 (略)

38 「液状化対策推進工事費」とは、イー13-(1)②2. の第6項に規定する施行地区において、イー13-(1)②4. に規定する宅地液状化防止事業計画に基づき、公共施設と宅地 との一体的な液状化対策により、大地震時における地盤の液状 化による公共施設の被害を抑制するために行われる次に掲げ る調査及び事業に要する費用をいう。

イ・ロ (略)

39・40 (略)

41 「地籍整備費」とは、国土調査法(昭和26年法律第18 0号)第19条第5項の指定を受けた測量成果により施行地区 内の土地の登記を申請又は嘱託する土地区画整理事業におい て実施される事業施行のための測量、換地計画の作成(換地図 の作成に限る。)、換地処分及び登記に要する費用(地籍整備推 進調査費補助金交付要領(平成22年4月1日付国土国第41 7号)に基づく補助金(以下イー13-(6)関係部分におい て「地籍整備推進調査費補助金」という。)の交付を受けずに実 施されるものに限り、施行地区面積1ha当たり100万円と して算出した額と550万円の合計に2/3(地方公共団体施 行の場合は1)を乗じた額を限度とする。)をいう。

2. (略)

3. 施行地区

1 都市再生事業計画案作成事業は、居住誘導区域(「立地適正 化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市(市街 化区域内の人口密度が40人/ha以上あり当該人口密度が 統計上今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対 する市街化区域の割合が20%以下の市町村)」の区域を含む。 以下3.において同じ。)に過半が該当する地区であって、次の 現行

①~③ (略)

ホ (略)

27~36 (略)

37 「液状化対策推進工事費」とは、イー13-(1)34. の第1項に規定する施行地区において、イー13-(1)35. 第1項に規定する液状化対策事業計画に基づき、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる次に掲げる調査及び事業に要する費用をいう。

イ・ロ (略)

<u>38·39</u> (略)

(新設)

2. (略)

3. 施行地区

1 都市再生事業計画案作成事業は、次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。

要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。

- 1. の第2項イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。
 - イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であって、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。</u>

(1)~(4) (略)

- ロ 次の要件に該当する地区
 - (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準 人口集中地区内(都市機能誘導区域内にあっては、施行 後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準 人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に 存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構 想若しくは方針に定められ、又は定められることが確 実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区であ ること。

(2) (略)

- ハ 口(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該 当する地区((1)から(4)までのいずれかの要件に該当する ことが確実な地区を含む。)
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 都市鉄道等利便増進法 (平成17年法律第41号) 第 12条第1項に規定する同意を受けた交通結節機能高 度化構想において定められている同条第2項第2号の 区域に係る地区であること。
 - (4) バリアフリー法第25条第1項に規定する基本構想 において定められた<u>同条第2項第一号</u>の区域に係る地 区であること。

ニ・ホ (略)

現行

- 1. の第2項イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。
 - イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>に係る区域に存し、</u>かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。

(1)~(4) (略)

- ロ 次の要件に該当する地区
 - (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区であること。

(2) (略)

- ハ 口(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該 当する地区((1)から(4)までのいずれかの要件に該当する ことが確実な地区を含む。)
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 都市鉄道等利便増進法 (平成17年法律第41号) 第 12条第11項に規定する同意を受けた交通結節機能 高度化構想において定められている同条第2項第2号 の区域に係る地区であること。
 - (4) バリアフリー法第25条第1項に規定する基本構想 において定められた同条第2項第二号の区域に係る地 区であること。

ニ・ホ (略)

二 1. の第2項ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

イ 次の要件に該当する地区

(1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内(都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、前号イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区(ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。)

(2) • (3) (略)

ロ・ハ (略)

- 三 1. の第2項ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内(施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区区は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、立地適正化計画(低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。)で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区(立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。)において行う。
- 四 1. の第2項二に掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内(施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区(立地適正化計画に定められ、又

現行

二 1. の第2項ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

イ 次の要件に該当する地区

(1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、前項第1号イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区(ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。)

(2) • (3) (略)

ロ・ハ (略)

- 三 1. の第2項ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、立地適正化計画(低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。)で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区(立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。)において行う。
- 四 1. の第2項二に掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区(立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。)

は定められることが確実な地区に限る。)において行う。

五 (略)

- 2 都市再生土地区画整理事業のうち 1. の第 2 項イに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって、</u>次の要件に該当する地区において行うものとする。
 - 一 (略)
 - 二 次の要件(前項第1号イに規定する計画、構想又は方針に おいて定められた場合に限る。)のいずれかに該当する地区 であること。

イ (略)

- 口 前項第1号口の要件を満たす地区。ただし、前項<mark>第1号</mark> 口(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること(以下イー13-(6)関係部分において「安全市街地形成重点地区」という。)
 - ① 地区内の老朽住宅棟数が50棟以上であること。ただし、住生活基本法第17条第2項第6号に規定する「住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区(以下イー13-(6)関係部分において「重点供給地域に係る地区」という。)にあっては25棟以上であること。

② (略)

ハ~ホ (略)

三 (略)

- (1) (略)
- (2) 複数の土地区画整理事業の換算面積の合計の値(一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業、又は、連鎖型土地区画整理事業プログラムにおいて、更新困難敷地を解消する複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の2分の1以上が土地区画整理事業により整備される場合に限る。)が2ヘクタール以上であること。

(3)~(5) (略)

現行

において行う。

五 (略)

- 2 都市再生土地区画整理事業のうち 1. の第 2 項イに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。
 - 一 (略)
 - 二 次の要件(前項第1号イに規定する計画、構想又は方針に おいて定められた場合に限る。)のいずれかに該当する地区 であること。

イ (略)

- 口 前項第1号口の要件を満たす地区。ただし、前項<u>1号</u>口(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること(以下イー13-(6)関係部分において「安全市街地形成重点地区」という。)
 - ① 地区内の老朽住宅棟数が50棟以上であること。ただし、住生活基本法第17条第2項第6号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区(以下イー13-(6)関係部分において「重点供給地域に係る地区」という。)にあっては25棟以上であること。

② (略)

ハ~ホ (略)

三 (略)

- (1) (略)
- (2) 複数の土地区画整理事業の換算面積の合計の値(一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の2分の1以上が土地区画整理事業により整備される場合に限る。)が2ヘクタール以上であること。

(3)~(5) (略)

- 3 都市再生土地区画整理事業のうち、1. の第2項ロに掲げる 事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって、</u>次の要 件に該当する地区において行うものとする。
 - 一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地(災害時に<u>一時</u>滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。)の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。

二・三 (略)

4 都市再生土地区画整理事業のうち 1. の第 2 項ハに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって、</u>次の要件に該当する地区において行うものとする。

一~三 (略)

5 都市再生土地区画整理事業のうち 1. の第 2 項二に掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって、</u>次の要件に該当する地区において行うものとする。

一~三 (略)

- 6 都市再生土地区画整理事業のうち 1. の第2項ホに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって、</u>第2項の要件に該当する地区において行うものとする。
- 7 被災市街地復興土地区画整理事業のうち 1. の第3項イに掲げる事業は、3. の第1項<mark>第5号</mark>の要件(推進地域又は計画区域に定められた区域に存する場合に限る。)に該当する地区において行うものとする。

8 • 9 (略)

4. • 5. (略)

6. 雑則

1~6 (略)

7 附属第Ⅱ編<u>1.の第40項</u>ロに関する規定について、本改正 要綱の施行(令和4年4月1日)の日から令和6年度末までの 期間に定めた事業計画に基づく事業は、この限りではない。 現行

- 3 都市再生土地区画整理事業のうち、1. の第2項口に掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。
 - 一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地(災害時に<u>一次</u>滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。)の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。

二•三 (略)

4 都市再生土地区画整理事業のうち 1. の第 2 項ハに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一~三 (略)

5 都市再生土地区画整理事業のうち 1. の第 2 項ニに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一~三 (略)

- 6 都市再生土地区画整理事業のうち 1. の第 2 項ホに掲げる事業は、第 2 項の要件に該当する地区において行うものとする。
- 7 被災市街地復興土地区画整理事業のうち 1. の第 3 項イに掲げる事業は、3. の第 1 項第 4号の要件(推進地域又は計画区域に定められた区域に存する場合に限る。)に該当する地区において行うものとする。

8 9 (略)

4. • 5. (略)

6. 雑則

1~6 (略)

7 附属第Ⅱ編<u>1.の第39項</u>ロに関する規定について、本改正 要綱の施行(令和4年4月1日)の日から令和6年度末までの 期間に定めた事業計画に基づく事業は、この限りではない。

- 8 附属第Ⅱ編1.の第41項に関する規定について、地籍整備 推進調査費補助金との整合性を確保するため、同補助金の内容 が変更される際には、見直しを検討するものとする。
- 9 本改正要綱の施行(令和7年4月1日)の際、改正前の要綱に基づき実施されている事業及び本改正要綱の施行の日から令和9年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の附属編第 II 編3. に掲げる要件を満たす地区に該当するものは、なお従前の例によるものとする。

イー13-(8)都市・地域交通戦略推進事業

1. (略)

2. 整備地区

都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、第1号又は 第2号に掲げる条件に該当する地区とする。

- ー 次の要件のいずれかに該当する地区であること。
 - イ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条 第1項に規定する立地適正化計画(同条第2項第2号に規定 する居住誘導区域(以下イー13-(8)関係部分において 「居住誘導区域」という。)及び同項第3号に規定する都市 機能誘導区域(以下イー13-(8)関係部分において「都 市機能誘導区域」という。)を定めたものに限る。当該立地 適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を 定めたものを含む。)(以下イー13-(8)関係部分におい て「立地適正化計画」という。)を策定している区域又は都 市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、 以下の要件のいずれかに該当する区域(都市機能誘導区域を

現行

(新設)

(新設)

イー13-(8)都市・地域交通戦略推進事業

1. (略)

2. 整備地区

都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、第1号又は 第2号に掲げる条件に該当する地区とする。

- 一次の要件のいずれかに該当する地区であること。
 - イ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条 第1項に規定する立地適正化計画(同条第2項第2号に規定 する居住誘導区域(以下イー13-(8)関係部分において 「居住誘導区域」という。)及び同項第3号に規定する都市 機能誘導区域(以下イー13-(8)関係部分において「都 市機能誘導区域」という。)を定めたものに限る。当該立地 適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を 定めたものを含む。以下イー13-(8)関係部分において 「立地適正化計画」という。)を策定している区域又は都市 計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以 下の要件のいずれかに該当する区域(都市機能誘導区域を定

_,	_	_
ᅏ	ıL	·女
ĽX	ш	*

定めた立地適正化計画を有する市町村(以下イー13-(8) 関係部分において「基幹市町村」という。)の都市機能誘導 区域から公共交通により概ね 30 分で到達できる範囲に限 る。)(以下イー13-(8)関係部分において「地域生活拠 点」という。)。

- (1) (略)
- (2) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村 (以下イー13-(8)関係部分において「連携市 町村」という。)が共同して作成した広域的な立地 適正化の方針(※1)(以下イー13-(8)関係 部分において「広域的な立地適正化の方針」とい う。)において、連携市町村における拠点として位 置付けられた区域。

(3)~(※2) (略)

口(略)

(削除)

(削除)

(削除)

現行

めた立地適正化計画を有する市町村(以下イー13-(8) 関係部分において「基幹市町村」という。)の都市機能誘導 区域から公共交通により概ね 30 分で到達できる範囲に限 る。)(以下イー13-(8)関係部分において「地域生活拠 点」という。)。

(1) (略)

(2) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村 (以下イー13-(8)関係部分において「連携市 町村」という。)が共同して作成した広域的な立地 適正化の方針(※1)において、連携市町村におけ る拠点として位置付けられた区域。

(3)~(※2) (略)

- 口 (略)
- ハ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本 構想において定められている又は定められることが確実と 見込まれる同条第2項第1号の区域
- 二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第8項に基づく認定を受けた 歴史的風致維持向上計画の重点区域に定められる又は定められることが確実と見込まれる区域(区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む。)

ホ 踏切道改良促進法(令和2年法律第31号)第4条に規定

現行

する地方踏切道改良計画に定められる又は定められること が確実と見込まれる踏切道の改良を行う区域

二 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略(以下イー13-(8) 関係部分において「<mark>総合交通戦略</mark>」という。)を策定している 又は策定することが確実と見込まれる区域

3. 定義

「地区交通戦略」とは、エリアを限定してきめ細やかな<u>都市交通システムの整備や</u>街路空間づくりを戦略的に進めるために策定された計画をいう。

4. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

<u>以下の口及びハについては、地区交通戦略に即地的かつ具体的</u> に位置づけられた事業とする。

ただし、以下の口((9)又は(10)のみを実施する事業を除く。) 及びハについては、全体事業費1億円以上の事業とする。

なお、都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、ま ちなかウォーカブル推進事業、地域公共交通再構築事業につい て、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業は、 事業費を全体事業費に含めることができる。 二 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略(以下イー13-(8) 関係部分において「<u>戦略</u>」という。)を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域

3. 定義

「地区交通戦略」とは、<u>戦略のうち、</u>エリアを限定してきめ細 やかな街路空間づくりを戦略的に進めるために策定された計画 をいう。

4. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業<u>(2.</u> <u>の第1号ハのみに該当する地区で実施する事業については、イ並</u> びに口(1)、(2)及び(9)に掲げる事業に限る。) とする。

ただし、以下の口((9)又は(10)のみを実施する事業を除く。) 及びハについては、全体事業費1億円以上の事業とする。

なお、都市構造再編集中支援事業の対象となる都市機能誘導区域内で、立地適正化計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下イー13-(8)関係部分において「地域公共交通計画」という。)を策定し、地域公共交通計画に位置づけられた基幹的公共交通の停留所等のバリアフリー化を行う場合

現行

また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成30年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない。

イ~ハ (略)

5. (略)

6. 雑則

一 (略)

二 経過措置

令和8年度末までに事業を開始する場合は、令和6年12月17日改正の要綱に基づき支援を受けることができるものとする。

イー13-(10)防災・省エネまちづくり緊急促進事業

1. 目的

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、施行者又は特定建築者(以下「施行者等」という。)が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を国が施行者等又は施行者等に費用の一部を補助する地方公共団体に対し補助する

<u>に限り、都市構造再編集中支援事業の事業費を加算することがで</u> きる。

また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成30年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない。

イ~ハ (略)

5. (略)

6. 雑則

一 (略)

<u>(新設)</u>

イー13-(10)防災・省エネまちづくり緊急促進事業

1. 目的

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を補助すること並びに地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高騰の影響を

受けた事業について支援することにより、上記政策課題等への対応に 資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。

現行

こと並びに地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高 騰の影響を受けた事業について支援することにより、上記政策課題等 への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。

2. 定義

- 1 (略)
- 2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に | 2 イー13- (10)関係部分における用語の定義は、次に定めると 定めるところによる。
 - 一~十五 (略)
 - 十六 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年 法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消 費性能基準をいう。

(削除)

(削除)

十七 ZEH 水準

強化外皮基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年

2. 定義

- 1 (略)
- ころによる。
- 一~十五 (略)
- 十六 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法 律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費 性能基準をいう。

十七 住宅の誘導水準

外皮基準(評価方法基準における断熱等性能等級4以上の基準 (結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、か つ一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 10%削減とな る省エネ性能の水準をいう。

十八 非住宅の誘導水準

外皮基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第1号) 第10条第1号イ。工場等 の場合を除く。)を満たし、かつ一次エネルギー消費量が省エネ基準 の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

十九 ZEH 水準

強化外皮基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年

法律第81号)第3条の2第1項に規定する評価方法基準における 断熱等性能等級5以上の基準)を満たし、かつ再生可能エネルギー を除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

十八 (略)

十九 ZEH-M Ready 水準

住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。

二十 ZEB Ready 水準

非住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。

二十一 優良緑地確保計画

都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号) 第 88 条第 1 項に基づく優良緑地確保計画をいう。

- 3. 政策課題対応タイプの実施
- 1 (略)
- 2 交付対象事業

補助対象事業は、第一号に掲げる事業(<u>令和14年3月31日</u>において完了しないものにあっては、同日後に実施される事業の部分を除く。)により整備される施設建築物等(ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。)のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であって、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。

現行

法律第81号)第3条の2第1項に規定する評価方法基準における 断熱等性能等級5以上の基準<u>(結露の発生を防止する対策に関する</u> <u>基準を除く。)</u>)を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エ ネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ 性能の水準をいう。

二十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 3. 政策課題対応タイプの実施
- 1 (略)
- 2 交付対象事業

補助対象事業は、第一号に掲げる事業(令和9年3月31日において完了しないものにあっては、同日後に実施される事業の部分を除く。)により整備される施設建築物等(ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。)のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であって、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。

現行

一・二 (略)

三 次のイ及び口を満たすこと。

イ (略)

- ロ イに加えて、第4第4項第一号イからへに規定する選択要件より<u>二つ</u>以上選択する場合は、それぞれ同号イからへの要件を満た す事業であること。
- 四 <u>令和 12 年 3 月 31 日</u>までに着手(補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があったときは、当該住宅団地に着手があったものとみなす。以下イー 1 3 (10)関係部分において同じ。) された事業であること。

3 必須要件

一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる 要件に該当する事業を対象とする。

イ (略)

ロ 次に掲げる子育て対策が講じられていること。

①~④ (略)

- ⑤ 住戸の躯体天井高さが 2,650mm 以上であること。
- <u>⑥</u> 住宅部分について、宅配ボックスを設置すること。
- ハ 次に掲げる防災対策が講じられていること。<u>この場合において、地震等による大規模災害の発生時に、国、地方公共団体等から、事業区域内の建築物又は敷地の一部を広域的な防災拠点等として一時的に利用することの求めがあった場合に提供可能なスペースをあらかじめ明示するとともに、当該情報を国及び地方公</u>

一・二 (略)

三 次のイ及び口を満たすこと。

イ (略)

- ロ イに加えて、第4第4項第一号イからへに規定する選択要件より<u>一つ</u>以上選択する場合は、それぞれ同号イからへの要件を満たす事業であること。
- 四 <u>令和7年3月31日</u>までに着手(補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があったときは、当該住宅団地に着手があったものとみなす。以下イー13-(10)関係部分において同じ。)された事業であること。

3 必須要件

一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる 要件に該当する事業を対象とする。

イ (略)

ロ 次に掲げる子育て対策が講じられていること。

①~④ (略)

(新設)

(新設)

ハ 次に掲げる防災対策が講じられていること。

現行

共団体と共有すること。

- ①・② (略)
- ③ 都市部に存する事業にあっては、浸水対策のために必要な雨水貯留浸透施設を設置すること。
- 二次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。
 - ① 住宅部分については、ZEH 水準に適合すること。
 - ② 非住宅部分については、ZEB水準に適合すること。
- ホ 次に掲げる環境対策が講じられていること。

①~③ (略)

- ④ コンクリートの水セメント比を 45%以下等とすること。
- ⑤ 評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等 級(専用配管)及び同4-2に規定する維持管理対策等級(共 用配管)の等級3に相当する対策を講ずること。
- ⑥ 評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策(共用排水管)の等級3に相当する対策を講ずること。

ヘ・ト (略)

二 (略)

4 選択要件

- 一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる 選択要件に該当する事業を対象とする。
 - イ 防災対策

次の①から5までのいずれかに該当すること。

①~③ (略)

④ 都市部以外に存する事業にあっては、浸水対策のための雨水

①・② (略)

(新設)

- 二次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。
 - ① 住宅部分については、住宅の誘導水準に適合すること。
 - ② 非住宅部分については、非住宅の誘導水準に適合すること。
- ホ 次に掲げる環境対策が講じられていること。

①~③ (略)

(新設)

ヘ・ト (略)

二(略)

4 選択要件

- 一 政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる 選択要件に該当する事業を対象とする。
 - イ 防災対策

次の①から④までのいずれかに該当すること。

①~③ (略)

④ 浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。

貯留浸透施設を設置すること。

⑤ 災害時に利用可能な給水関連施設を設置すること。

口 環境対策

次の①から③のいずれかに該当すること。

(削除)

① • ② (略)

③ 優良緑地確保計画の認定基準に適合すること。

ハ 子育て対策

住宅部分については、次の①から<u>4</u>までのすべてに該当すること。

①~③ (略)

(削除)

4 子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペースを設置すること。

二 生産性向上

当該事業に係る設計<u>及び</u>施工において BIM (Building Information Modeling) を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者に引き継ぐこと。

(新設)

口 環境対策

次の①から③のいずれかに該当すること。

① <u>ライフサイクルコスト対策</u> 次の(1)から(3)までのすべてを満たすこと。

(1) コンクリートの水セメント比を 45%以下等とすること。

現行

- (2) 評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策 等級(専用配管)及び同4-2に規定する維持管理対策等級 (共用配管)の等級3に相当する対策を講ずること。
- (3) 評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策(共 用排水管)の等級3に相当する対策を講ずること。

2・3 (略)

(新設)

ハ 子育て対策

住宅部分については、次の①から<u>⑤</u>までのすべてに該当すること。

①~③ (略)

- ④ 住戸の躯体天井高さが 2,650mm以上であること。
- <u>⑤</u> 子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペース<u>、宅配ボックス</u>を設置すること。
- 二 生産性向上

当該事業に係る設計<u>や</u>施工において BIM (Building Information Modeling) を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者に引き継ぐこと。

改正案	現行
ホー働き方対策	ホー働き方対策
テレワーク拠点(コワーキングスペース等)を整備すること。	テレワーク拠点(コワーキングスペース等)を整備すること。
この場合において、次の①から④までのすべてに該当すること。	この場合において、次の①から③までのすべてに該当すること。
①~③ (略)	①~③ (略)
④ 当該市町村における当該施設の就業人口あたり施設数が	_(新設)_
全国平均を下回っており、かつ、当該施設のニーズが確認で	
<u>きること。</u>	
へ 省エネルギー対策	へ 省エネルギー対策
① 住宅部分については、ZEH-M Ready 水準に適合すること。	① 住宅部分については、ZEH水準に適合すること。
② 非住宅部分については、ZEB Ready 水準に適合すること。	② 非住宅部分については、ZEB 水準に適合すること。
二 (略)	二(略)
5 (略)	5 (略)
4.8 (略)	4. (略)
5. 附則	5. 附則
1~5 (略)	1~5 (略)
6 本改正要綱の施行(令和7年4月1日)前の要綱に基づき、令和7	_(新設)_
年3月31日までに着手した事業に関する規定については、なお従前	
<u>の例による。</u>	
イー16 住環境整備事業	イー16 住環境整備事業
イー16一(1)市街地再開発事業	イー16一(1)市街地再開発事業
2. 定義	2. 定義
1 (略) 2 イー16-(1)において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ	1 (略)2 イー16-(1)において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ

れぞれ当該各号に定めるところによる。

一~十二 (略)

十三 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並び <u>に寡婦福祉法</u>、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者 福祉法、母子保健法、<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>若し くは介護保険法に定める施設又は事業の用に供する施設 ロ~ニ (略)

十四~二十九 (略)

三十 省エネ基準 <u>建築物省エネ法</u>第2条第1項第三号に規定 する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十一・三十二 (略)

3. 対象要件(組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機 構施行及び地方住宅供給公社施行)

交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に適合する事業とする。

- 1 共通要件
 - (1) 事業の位置付け

次の<mark>イ又は口</mark>に該当する事業等国の関与が政策上位置づけられる事業であること。

<u>イ</u> 次の①及び②に該当すること

- ① 都市再開発法第2条の3第1項第2号又は第2項に より「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進 すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予 定である地区において行われるもの
- ② 次の各号のいずれかに該当すること。
 - <u>i</u> 都市機能誘導区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅(ピー ク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1Kmの

現行

れぞれ当該各号に定めるところによる。

一~十二 (略)

十三 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

イ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉 法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母 子保健法、老人保健法 若しくは介護保険法に定める施設又 は事業の用に供する施設

ロ~二(略)

十四~二十九 (略)

三十 省エネ基準 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)</u>第2条第1項第三号に規定する 建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十一・三十二 (略)

3. 対象要件(組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機 構施行及び地方住宅供給公社施行)

交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に適合する事業とする。

- 1 共通要件
 - (1) 事業の位置付け

次の<u>イからりまで</u>に該当する事業等国の関与が政策上位置づけられる事業であること。

- イ 都市再開発法第2条の3第1項第2号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区において行われるもの
- 口 平成17年度までに定められた住生活基本法附則第8条 の規定による改正前の大都市法(以下第4関係部分において「旧大都市法」という。)に規定する「住宅及び住宅 地の供給を重点的に図る地域」において行われる住宅供

範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運 行本数(片道)が3本以上)から半径500mの範囲 内において行われるもの

- <u>ii</u> 特定都市再生緊急整備地域内において行われるも の
- iii 密集市街地整備法第3条の規定に基づき定め、又 は定められる予定である防災再開発促進地区の区域 内で行われるもの
- <u>ロ</u> 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興 推進地域において行われるもの

(削除)

(削除)

(削除)

- (2) (3) (略)
- (4) 施設建築物の要件

施設建築物は、次のイから<u>ト</u>までに掲げる基準に適合した ものであること。

イ~へ (略)

- ト 供給される住宅が予備認定 (新築マンションを対象とした管理計画案の認定) の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること。
- (5) (略)
- (6) <u>事業マネジメントの徹底に関する要件</u> 次のイから二までを満たす、事業マネジメントを徹底した 事業であること。

現行

給を含むもの

- <u>ハ</u> 地方拠点都市法第2条第2項に規定する拠点地区において行われるもの
- 二 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興 推進地域において行われるもの
- <u>ホ</u> 密集市街地整備法第3条の規定に基づき定め、又は定 める予定である防災再開発促進地区の区域内で行われる もの
- <u>へ</u> <u>都市再生法第2条第3項の規定に基づき定められる都</u> 市再生緊急整備地域において行われるもの
- ト 都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径500mの範囲内において行われるもの
- <u>チ</u> <u>イー16-(3)に規定する市街地総合再生計画に基づくもの</u>
- <u>リ イー13-(2)に規定する地区再生計画(以下イー16-(1)関係部分において「地区再生計画」という。)に</u> 基づくもの
- (2) (3) (略)
- (4) 施設建築物の要件

施設建築物は、次のイから<u>へ</u>までに掲げる基準に適合した ものであること。

イ~へ (略)

(新設)

(5) (略)

(新設)

改正案	現行
イ 工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること。 ロ 工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること。	7017
ハ 事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること。 二 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切	
<u>であること。</u> 2~4 (略)	2~4 (略) ⑥ (略) (1)~(3) (略)
4~6. (略)	4~6. (略)
7. 雑則 1~7 (略) 8 <u>この要綱の施行(令和7年4月1日)に際し、令和9年3月31</u> 日までに現に事業着手しているものについては、3.の1(4)トの規定を除き、なお従前の例によることができる。 9 3.の1(4)トの規定の適用については、この要綱の施行(令和7年4月1日)までに管理規約(案)又は長期修繕計画(案)を作成している場合はこの限りでない。	7. 雑則 1~7 (略) <u>(新設)</u> (新設)
イー16-(2)優良建築物等整備事業 1. (略)	イー16一(2)優良建築物等整備事業 1. (略)
2. 定義 1 (略) 2 イー16-(2)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2. 定義 1 (略) 2 イー16-(2)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~三十五 (略)

三十六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十七・三十八 (略)

3. (略)

4. 建築物及びその敷地の基準

優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号 (既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあっては七号、八 号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあっては七号、 八号、九号及び十号を除く。)に適合するものでなくてはならない。 ー~九. (略)

十 建築物は、次のイから<u>ト</u>までに掲げる基準に適合したもの であること。

イ~へ (略)

- <u>ト</u> 原則として、次の①及び②に掲げる区域に立地する住宅 の新築を行うものに該当しないこと。
 - ① 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域
 - ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒 区域又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号) 第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想 定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸 水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域をい う。)

十一 (略)

5. ~9. (略)

現行

一~三十五 (略)

三十六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十七・三十八 (略)

3. (略)

4. 建築物及びその敷地の基準

優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号 (既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあっては七号、八 号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあっては七号、 八号、九号及び十号を除く。)に適合するものでなくてはならない。 ー~九 (略)

十 建築物は、次のイから<u>へ</u>までに掲げる基準に適合したもの であること。

イ~へ (略)

(新設)

十一 (略)

5. ~ 9. (略)

改正案

イー16-(4)基本計画等作成等事業

1. (略)

2. 定義

1 基本計画等作成等事業とは、次の各号に定める事業をいう。
-・ニ (略)
三 初動期支援業務
市街地再開発事業等の住環境整備事業の実施にあたり、事業初動期に必要となる検討等の業務をいう。
(削除)

四 計画コーディネート業務

<u>まちづくりに資する住民調整等及び計画立案・調整に係る業務を</u>いう。

五 (略)

イー16ー(4)基本計画等作成等事業

1. (略)

2. 定義

1 基本計画等作成等事業とは、次の各号に定める事業をいう。

一・二 (略)

(新設)

三 市街地再開発事業推進計画(以下イー16-(4)関係部分において「推進計画」という。)作成

現行

基本計画作成又はこれに準ずる調査を実施した区域等で、当該区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者の2分の1以上が加入している市街地再開発準備組織等の事業準備組織が結成されているものについて、市街地再開発組合の定款等の検討、事業の計画内容及び権利調整の詳細の検討等をいう。

四 コーディネート業務

次の各号に掲げる業務をいう。

- ① 計画コーディネート業務
 - ・まちづくり活動支援業務

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまち づくりの啓発、人材育成並びに住民の意見の調整

計画立案・調整業務

土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討並びに関係機関等との調整

- ② 事業コーディネート業務
 - ・施設詳細設計・計画に関する調整
 - ・保留床価格設定に関する調整

五 (略)

2 イー16-(4)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ 2 イー16-(4)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

れ当該各号に定めるところによる。

- ー 施行者 次に掲げる者をいう。
 - イ 初動期支援業務のうち基本計画の作成を行うまちづくりNP O、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会で社会資本整備総 合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。
 - <u>つ</u> 初動期支援業務のうち調査検討・調整業務を行う地方公共団体、市街地再開発事業等施行者、再開発準備組織、再開発会社等、 TMC、都市再生推進法人又は保留床管理法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。
 - <u>ハ</u>計画コーディネート業務を行うTMC、再開発準備組織、再開発会社、施設建築物管理組合、まちづくり会社又は都市再生推進法人<u>で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する</u>交付金事業者をいう。

(削除)

(削除)

(削除)

- 二 リノベーション及び空地の暫定利用を行う民間事業者等で社 会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事 業者をいう。
- <u>ホ</u> 良好なまちなみ形成方策等に係る検討を行う協議会組織で社 会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事 業者をいう。
- 二 事業主体 次に掲げる者をいう。
 - イ <u>初動期支援業務、計画コーディネート業務</u>又はリノベーション 及び空地の暫定利用を行う地方公共団体で、社会資本整備総合交

現行

- れ当該各号に定めるところによる。
- 一 施行者 次に掲げる者をいう。
 - <u>イ</u> 良好なまちなみ形成方策等に係る検討を行う協議会組織で社 会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事 業者をいう。

(新設)

- □ 計画コーディネート業務を行うTMC、再開発準備組織、再開発会社、施設建築物管理組合、まちづくり会社又は都市再生推進法人
- <u>ハ</u> 事業コーディネート業務を行う保留床管理法人で社会資本整 備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をい う。
- 二 基本計画の作成を行うまちづくりNPO、まちづくり公益法人 又はまちづくり協議会で社会資本整備総合交付金交付要綱第3 第4号で規定する交付金事業者をいう。
- <u>木</u> 推進計画の作成を行う再開発準備組織又は再開発会社で社会 資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業 者をいう。
- へ リノベーション及び空地の暫定利用を行う民間事業者等で社会資本整備総合交付金交付要綱第3第4号で規定する交付金事業者をいう。

(新設)

- 二 事業主体 次に掲げる者をいう。
 - イ <u>基本計画等の作成</u>又はリノベーション及び空地の暫定利用を 行う地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規

付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。

ロ <u>初動期支援業務、計画コーディネート業務、リノベーション及び空地の暫定利用又はまちなみデザイン推進</u>を行う施行者に対しその実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。 (削除)

三~五 (略)

六 再開発会社等 再開発会社及び密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第119条第3項各号に掲げる要件のすべて に該当する法人であって、施行認可以前のものも含む。

七~十七 (略)

<u>十八</u> 重点密集市街地等 次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ (略)

ロ <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</u>第3 条の規定に基づく防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町 目境から概ね500mの範囲内

十九 (略)

3. 調査の内容等

- 1 初動期支援業務
 - 一 市街地総合再生基本計画及び基本計画等の策定 次に掲げる市街地再開発事業等の住環境整備に係る計画策定を行 うものであること。
 - **イ** 市街地総合再生基本計画作成 (略)
 - □ 基本計画作成 (略)
 - 二 調査検討・調整業務
 - (1)調査の内容

次のいずれかの地域内において、市街地再開発事業等の住環境 整備の実施に伴い行われる調査及び資料作成等、エリア価値向上 現行

定する交付対象をいう。

- ロ <u>まちなみデザイン推進、コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用</u>を行う施行者に対しその実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。
- <u>ハ</u> 基本計画又は推進計画の作成を行う施行者に対しその作成に 要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合 交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。

三~五 (略)

(新設)

六~十六 (略)

十七 重点密集市街地等 次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ (略)

ロ 密集市街地整備法第3条の規定に基づく防災再開発促進地区 及びこれに含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内

十八 (略)

3. 調査の内容等

- 1 市街地総合再生基本計画作成 (略)
- 2 基本計画作成 (略)

(新設)

九丁 中	TD /-
改正案	現行
<u>に資する検討及び権利調整等を行う。</u>	
① 市街地再開発事業等の施行区域(予定を含む)	
② 都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅(ピー	
<u>ク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1Kmの範囲内</u>	
<u>又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数(片道)</u>	
<u>が3本以上)から半径500mの範囲内</u>	
<u>③</u> <u>重点密集市街地等</u>	
<u>④</u> 都市再生緊急整備地域等	
⑤ 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推	
<u>進地域</u>	
三 初動期支援業務の交付対象は次のとおりとする。	_(新設)_
<u>(1)</u> <u>基礎調査</u>	
① 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市	
<u>防災等に関する現況調査</u>	
② 市街地総合再生基本計画を策定する区域及びその周辺の土	
<u>地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調</u>	
<u>査及び動向調査</u>	
<u>(2)</u> 地区診断	
現況調査等の資料の解析及び地区診断	
<u>(3)</u> <u>住民意向調査等</u>	
住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙	
<u>活動</u>	
<u>(4)</u> <u>コンサルタント派遣</u>	
住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサ	
<u>ルタント派遣</u>	
<u>(5)</u> <u>計画作成</u>	
整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備	
計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要	
及び事業計画の概要等の作成等 ない事業計画の概要等の作成等	
<u>(6)</u> エリア価値向上に資する検討	
 リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設	
計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資す	

	T
改正案	現行
る検討等(7)権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討	
(削除)	 推進計画作成 (1)調査の内容 基本計画作成又はこれに準ずる調査を実施した区域等で、当該区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者の2分の1以上が加入している市街地再開発準備組織等の事業準備組織が結成されているものについて、市街地再開発組合の定款等の検討、事業の計画内容及び権利調整の詳細の検討等を行う。 (2)調査の項目を例示すると、概ね次のとおりである。 ① 組合定款等案の検討 市街地再開発組合の定款(それに準ずる施行組織を設立する場合にはその定款等)等について検討を行う。 ② 事業計画案の検討 施行地区の設定、施設建築物、公共施設等の整備及び資金計画、事業施行期間、事業効果等に関する事項について検討を行う。 ③ 権利調整の詳細の検討 関係権利者の補償並びに再開発前後の権利の種類及び価格の試算、権利変換の手法、零細権利者の取り扱い等について検討を行う。 ④ 経営採算計画の検討 テナント、保留床の処分先、参加組合員の導入、床所有会社の設立等の計画について検討を行う。 ⑤ 事業スケジュールの詳細の検討事業のスケジュールの詳細について検討を行う。 ⑥ 施設管理運営計画等の検討
	施設建築物等の管理運営及び当該管理運営主体の設立、管理

改正案	現行
	規約等について検討を行う。 ① 周辺地区との関連・調整事項の詳細検討 電気、水道、ガス事業者、公共施設管理者等との調整事項、 商業施設の出店調整等の詳細について検討を行う。 ③ 準備活動記録の作成 事業準備組織の記録を作成する。
 2 計画コーディネート業務 (1)業務の内容 次の各号に掲げる業務をいう。 ・まちづくり活動支援業務 (略) ・計画立案・調整業務 (略) (削除) (2) (略) 3 (略) 	4コーディネート業務(1) 業務の内容次の各号に掲げる業務をいう。① 計画コーディネート業務・まちづくり活動支援業務 (略)・計画立案・調整業務 (略)② 事業コーディネート業務・施設詳細設計・計画に関する調整・保留床価格設定に関する調整(2) (略)5(略)
4. 交付対象事業 交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。 一 基本計画等作成 イ 事業主体が行う初動期支援業務、計画コーディネート業務又は リノベーション及び空地の暫定利用の実施 ロ 初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション	4. 交付対象事業 交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。 - 基本計画等作成 イ 事業主体が行う市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業 の実施のため必要な市街地総合再生基本計画の作成(軽易な変更 における耐震診断を含む。)、コーディネート業務・リノベーション及び空地の暫定利用の実施並びに基本計画及び推進計画(以下イー16-(4)関係部分において「基本計画等」という。) の作成 ロ 基本計画等の作成を行う施行者に対する事業主体の補助
及び空地の暫定利用の実施 を行う施行者に対する事業主体の補助 二 (略)	二(略)

(-b)	,
5. • 6. (略)	5. • 6. (略)
 イー16-(8)住宅市街地総合整備事業	│ │イー16−(8)住宅市街地総合整備事業
1.~14. (略)	1.~14. (略)
15. 事業要件	15. 事業要件
1~4 (略)	1~4 (略)
5 14. 第 1 号及び第 2 号に掲げる事業は、次の各号に適合するもので	5 14. 第 1 号及び第 2 号に掲げる事業は、次の各号に適合するもので
なければならない。	なければならない。
一~七 (略)	一~七 (略)
八 防災街区整備事業は、次の①から④を満たす、事業マネジメン	<u>(新設)</u>
トに徹底した事業であること。	
①工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じ	
<u>るものであること</u>	
②工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成される	
<u>ものであること</u>	
③事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十	
<u>分に果たされるものであること</u>	
④事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価	
が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること	
16. ~21. (略)	16. ~21. (略)
22. その他	22. その他
住宅市街地総合整備事業制度の運営は、イ-16-(8)に定める	住宅市街地総合整備事業制度の運営は、イ-16-(8)に定める
ところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなけれ	ところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなけれ
ばならない。	ばならない。
一~七 (略)	一~七 (略)

八 <u>令和7年度</u>における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

23. 雑則

1~5 (略)

6 <u>防災街区整備事業のうち令和8年度末までに着手しているものに</u> ついては、なお従前の例によることができる。

<u>7</u> (略)

イー16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業

1.~3. (略)

4. 事業要件

3. の事業要件は次に定めるものとする。

1~8 (略)

9 3. 第9号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

ー 対象となる住宅及び建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第<u>9条第1項</u>に規定する土砂災害特別警戒区域内の 住宅及び建築物であること。

口(略)

二 (略)

イー16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業

1. ~6. (略)

7. 交付対象事業等

1 (略)

2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則 として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならな い。 現行

ハ <u>平成26年度度</u>における住宅局所管事業に係る標準建設費等 について

23. 雑則

1~5 (略)

(新設)

<u>6</u> (略)

イー16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業

1.~3. (略)

4. 事業要件

3. の事業要件は次に定めるものとする。

1~8 (略)

9 3. 第9号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

ー 対象となる住宅及び建築物は次に掲げる要件に該当するもの であること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第<u>8条第1項</u>に規定する土砂災害特別警戒区域内の 住宅及び建築物であること。

口(略)

二 (略)

イー16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業

1. ~6. (略)

7. 交付対象事業等

1 (略)

2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則 として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならな い。

- 一 土砂災害特別警戒区域外に存すること
- 二 災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。)外に存すること
- 三 市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域)であって土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域)又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)に該当する区域外に存すること
- 四 都市再生特別措置法第 88 条第1項に規定する行為で同条 第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
- 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第 1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合 すること

8. 雑則

この要綱の施行<u>(令和7年4月1日)</u>の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

イー16-(13)狭あい道路整備等促進事業

- 1. ~3. (略)
- 4. 交付対象事業
 - 1 (略)
 - 2 狭あい道路情報整備等事業について、<u>令和11年3月31日</u>において完了しない事業にあっては、同日後に実施される事業の部分を除く。

現行

- 一 土砂災害特別警戒区域外に存すること
- 二 災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。)外に存すること

(新設)

- 三 都市再生特別措置法第 88 条第1項に規定する行為で同条 第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
- 四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第 1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合 すること

8. 雑則

この要綱の施行<u>(令和6年4月1日)</u>の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

イー16-(13)狭あい道路整備等促進事業

- 1. ~3. (略)
- 4. 交付対象事業
 - 1 (略)
 - 2 狭あい道路情報整備等事業について、<u>令和7年3月31日</u>において完了しない事業にあっては、同日後に実施される事業の部分を除く。

改正案	現行
3 (略)	3 (略)
5. (略)	5. (略)
イー16ー(17) <u>削除</u>	イー16ー(17) <mark>都市・地域再生緊急促進事業</mark>
イー16一(20)住宅・建築物省エネ改修推進事業	イー16一(20)住宅・建築物省エネ改修推進事業
1. (略)	1. (略)
2. 定義	2. 定義
1 (略) 2 イ-16-(20)において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。 -~八 (略) 九 <u>(削除)</u>	1 (略) 2 イ-16-(20)において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。 -~八 (略) 九 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。
3. (略)	3. (略)
4. 事業要件	4. 事業要件
3. の事業要件は次に定めるものとする。 1 3. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 ー・二 (略) 三 (削除) 四 (削除)	3. の事業要件は次に定めるものとする。 1 3. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 -・二 (略) 三 建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること。 四 建替え後の住宅は、原則として都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと。
<u>三</u> 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合するこ	<u>五</u> 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合するこ

ہ ع

- 四 地方公共団体による建替え後の住宅は、原則としてZEH水 準に適合すること。
- 五 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体 等の断熱化工事費と同額以下であること。
- 2 (略)

5. (略)

イー17 地域公共交通再構築事業

イー17-(1)地域公共交通再構築事業

1・2 (略)

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 一 地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに 掲げる鉄道施設の整備等 (当該整備と併せて行う既存施設の撤去を 含む。)に関する事業
 - イ 駅施設
 - 口 線路設備
 - ハ 電路設備
 - 二 信号保安設備
 - ホ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設<u>、</u> 設備等

二~四 (略)

4 (略)

- 口 防災・安全交付金事業
- ロー7 水道・下水道事業

ی ځ

六 地方公共団体による建替え後の住宅は、原則としてZEH水 準に適合すること。

現行

<u>七</u> 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体 等の断熱化工事費と同額以下であること。

2 (略)

5. (略)

イー17 地域公共交通再構築事業

イー17ー(1)地域公共交通再構築事業

1 • 2 (略)

3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 一地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに 掲げる鉄道施設の整備(当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。)に関する事業
 - イ 駅施設
 - 口 線路設備
 - ハ 電路設備
 - 二 信号保安設備
 - ホ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設 又は設備

二~四 (略)

4 (略)

- ロ 防災・安全交付金事業
- ロー7 水道・下水道事業

改正案	現行
ロー7ー(1)ー③生活基盤近代化事業	ローフー(1)ー③生活基盤近代化事業
1. 目的	1. 目的
簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡	簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡
張、重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施	張行う事業を行い、簡易水道施設等の基盤強化を図ることを目的とする。
<mark>設整備を</mark> 行う事業を行い、簡易水道施設等の基盤強化を図ることを目的	
とする。	
2. 交付対象事業の要件	2. 交付対象事業の要件
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4)重要施設配水管 (5)重要施設配水管	(新設)(緊急時給水拠点確保等事業から移行)
基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配	
水管で、耐震機能を有するものを整備する事業であって、次の①又	
は②のいずれかに該当するもの。	
①特定簡易水道事業以外の簡易水道事業者が実施する事業で以下	
<u>のア又はイのいずれかの地域における事業</u>	
ア 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震	
<u>防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に</u>	
係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規	
定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域	
<u>イ</u> 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地	
域 ·	

②国土交通大臣が認める重要施設配水管事業であるもの

3. 4. (略)

ロー**7**ー(1)一**④高度浄水施設等整備費** (略)

ロー7-(1)-⑤水道総合地震対策事業

1. 目的

水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点 などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化及び災害時 の代替性・多重性の確保に向けた取組を進めることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

次の<u>1~4</u>のいずれにも該当する水道事業(ただし、簡易水道事業 を除く。)又は水道用水供給事業であること。

- ①「上下水道耐震化計画」を策定していること。
- ②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。

ア 資本単価が水道事業にあっては 90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては 70 円/㎡以上であること。

- イ 次の(ア)から(エ)のいずれにも該当する事業であること。
 - (ア)料金回収率が100%以上
 - (イ) 直近5年間の
 - 基幹管路の耐震適合率

3. 4. (略)

ロー**7**ー(1)一④高度浄水施設等整備費 (略)

ロー7-(1)-⑤水道総合地震対策事業

1. 目的

上下水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を進めることを目的とする。

2. 交付対象事業の要件

次の<u>①及び②</u>のいずれにも該当する水道事業(ただし、簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業であること。

- ①「上下水道耐震化計画」を策定していること。
- ②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。
 - ア 資本単価が水道事業にあっては 90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては 70 円/㎡以上であること。
 - イ 次の(ア)から(エ)のいずれにも該当する事業であること。 (ア)料金回収率が100%以上
 - (イ) 直近5年間の
 - ・基幹管路の耐震適合率

- 浄水施設の耐震化率
- 配水池の耐震化率

の上昇ポイント(年換算)の合計値が各施設の「5か年加速 化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)の合計 値以上であること、

又は、現在の

- 基幹管路の耐震適合率
- 浄水施設の耐震化率
- 配水池の耐震化率

の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。

- (ウ) 耐震化する事業にあっては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント(年換算)(ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント(年換算))が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント(年換算)の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)を上回っていること。
- (エ) 上下水道耐震化計画を公表していること。
- ③3.(7)を実施するにあたっては、危機管理マニュアルに応急給水目標を定めるととともに、当該給水車の活用について記載していること。

現行

- ・浄水施設の耐震化率
- 配水池の耐震化率

の上昇ポイント(年換算)の合計値が各施設の「5か年加速 化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)の合計 値以上であること、

又は、現在の

- 基幹管路の耐震適合率
- 浄水施設の耐震化率
- 配水池の耐震化率

の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。

- (ウ) 耐震化する事業にあっては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント(年換算)(ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント(年換算))が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント(年換算)の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)を上回っていること。
- (エ) 上下水道耐震化計画を公表していること。

(新設)

改正案	現行
④3.(11)を実施するにあたっては、危機管理マニュアルに当該浄	_(新設)_
水場を応援事業者の活動拠点として位置付け、その活用について	
<u>記載すること。</u>	
3. 交付対象事業の内容	3. 交付対象事業の内容
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 貯留施設(耐震性貯水槽)	_ <u>(新設)</u> _
次に掲げる送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機	
<u>能を合わせ持つ施設の整備事業とする。</u>	
①貯水施設	
②配水管、送水管(ただし、既設管との連絡部分に限る。)	
③給水管、給水栓、給水ポンプ(ただし、貯留施設の設置時に	
施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急	
<u>時用の設備とする。)</u>	
<u>(7)給水車</u>	_ <u>(新設)</u>
<u>給水車を増設する事業とする。</u>	
ただし、令和11年度までの時限措置とする。	
(8)配水池	
次に掲げる計画一日最大給水量の 10 時間分を超え、12 時間まで	
の容量の配水池及び配水池と密接な関連を有する施設を整備する	
<u>事業とする。</u>	
①送水管及び配水管(ただし、既設管との連絡部分に限る。)	

改正案	現行
②塩素注入設備	
<u>③計装設備</u>	
<u>④仕切弁、緊急遮断弁等</u>	
<u>⑤ポンプ</u>	
<u>(9)緊急時用連絡管</u>	_(新設)_
<u>次に掲げる緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等</u>	
の間若しくは同一の水道事業体内(系列間の連絡管に限る。)で水道	
水を相互融通できる施設を整備する事業とする。	
<u>①導水管</u>	
<u>②送水管</u>	
<u>③配水管</u> ————————————————————————————————————	
<u>④ポンプ</u>	
<u> </u>	
<u>⑥その他必要な施設</u>	
(40) 1 + 3 × 1 × 5	(dec =0.)
(10) 大容量送水管	<u>(新設)</u>
緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管	
<u>及び立坑施設を整備する事業とする。</u>	
(11) 海业担办时纵枷上ル	(±c≒n∖
(11) 浄水場の防災拠点化 次の(a) - (d) のいずれかの地域にないて、冷水場を吹燃炉を化す	<u>(新設)</u>
次の(a) ~ (d) のいずれかの地域において、浄水場を防災拠点化するため、次の①~②のいずれかの施設を敷供する事業とする。ただ	
るため、次の①~⑥のいずれかの施設を整備する事業とする。ただ し、今和11年度までの時間世界による。	
し、令和11年度までの時限措置とする。	
(a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域	

改正案	現行
(b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域	
<u>(c) 奄美群島</u>	
(d)沖縄振興特別措置法に基づく離島地域	
ただし、上記(a)については1自治体あたり1浄水場(近隣の指定	
都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の浄水	
場までの直線距離が 50km 以上離れており、かつ計画1日最大給水	
量が 2000m3/日を超える浄水場を対象とする)、(b) ~ (d) については	
1島あたり1浄水場(計画1日最大給水量が 2000m3/日を超える浄	
水場を対象とする)を限度とする。	
①備蓄倉庫	
②受水槽	
<u>③会議室</u>	
<u>④シャワー設備</u>	
<u>⑤トイレカー</u>	
<u>⑥マンホールトイレ</u>	
4. (略)	4. (略)
ロー7ー(1)ー⑥緊急時給水拠点確保等事業	ロー7ー(1)ー⑥緊急時給水拠点確保等事業
1. 目的	1. 目的
土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業、災害復旧	12 時間までの容量を有する配水池の整備や緊急時用連絡管、貯留施
事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化等を行い、水道施設の耐災	<u>設、大容量送水管の整備等を行い、緊急時における給水の確保及び浄</u>
<u>害性強化等</u> を図ることを目的とする。	<u>水時の配水調整の容易化等</u> を図ることを目的とする。

改正案	現行
2. 交付対象事業の要件	2. 交付対象事業の要件
「緊急時給水拠点確保等事業」とは、緊急時における給水拠点を確	「緊急時給水拠点確保等事業」とは、 <mark>次のいずれかに該当する地域</mark>
保することを目的として、以下の要件に基づき実施される事業であ	(以下、「地震対策等地域」という。)等において、緊急時における給
る。	│ │ 水拠点を確保することを目的として、以下の要件に基づき実施される
	事業である。
	I 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号) 第 3 条第
	1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地
	域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。
(削除)	
	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	(1)配水池
	①計画一日最大給水量の 10 時間分を超え、12 時間までの容
	量の配水池を整備する事業であること。
	ただし、平成 15 年度以前に採択された事業については、なお従
	前のとおりとする。

②資本単価が 90 円/ ポ以上であること。

改正案	現行
	ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上
	<u>であること。</u>
	③地震対策等地域のI~Ⅲのいずれかの地域における事業で
	<u>あること。</u>
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	<u>(2)緊急時用連絡管</u>
	緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若し
	くは同一の水道事業体内(系列間の連絡管に限る。)で水道水を
	相互融通できる施設を整備する①又は②のいずれかに該当する
	<u>事業であること。</u>
	①広域圏域の間又は近隣の水道事業体等の間の場合は当
	該水道事業体等の一つが、同一の水道事業体内の場
	合は当該水道事業体等が、次のいずれにも該当する
	<u>ものであること。</u>
	<u>ア</u> 資本単価が 90 円/㎡以上であること。
	ただし、平成 21 年度以前に採択された事業
	<u>は、70 円∕㎡以上であること。</u>
	<u>イ</u> <u>地震対策等地域のI 又はII のいずれかの地域</u>
	<u>における事業であること。</u>
	②国土交通大臣が認める緊急時用連絡管の整備事業であ
	<u>ること。</u>
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	
	送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わ
	<u>せ持つ施設の整備事業で、次の①~③のいずれにも該当する</u>

改正案	現行
	事業であること。
	①資本単価が、水道事業にあっては 90 円/㎡以上、水道用
	水供給事業にあっては 70 円/㎡以上であること。ただし、
	平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあって
	は 70 円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては 50 円/㎡
	<u>以上であること。</u>
	②既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。
	③地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事
	<u>業であること。</u>
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	<u>(4)大容量送水管</u>
	緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水
	<u>管を整備する事業であって、次の①~③のいずれにも該当す</u>
	<u>る事業であること。</u>
	ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」
	(平成20年4月8日健水発第0408002号厚生労働省健康局水
	道課長通知を参照)の応急給水の目標設定例に基づき、給水
	地域全体に 10 日間程度の応急給水が可能な容量を上限とす
	<u>る。</u>
	①資本単価が、水道事業にあっては 90 円/㎡以上、水道用
	水供給事業にあっては 70 円/㎡以上であること。
	ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業に
	あっては 70 円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては 50
	<u>円/㎡以上であること。</u>
	②地震対策等地域のI又はIIのいずれかの地域における事

改正案	現行
	<u>業であること。</u>
	③地震等の災害時には、給水タンク車、消防車への給水、仮
	設給水栓による応急給水など、防災活動の拠点となるもの
	<u>であること。</u>
(削除)(生活基盤近代化事業に移行)	<u>(5)重要施設配水管</u>
	基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する
	配水管であって、耐震機能を有するものを整備する次の①又
	は②のいずれかに該当する事業であること。
	①特定簡易水道事業(※)以外の簡易水道事業者が実施する
	事業で以下の(1)又は(2)のいずれかの地域における事業
	(1) 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づ
	く地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海
	トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置
	法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策
	<u>推進地域</u>
	(2) 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験が
	<u>ある地域</u>
	②国土交通大臣が認める重要給水配水管事業であるもの
	<u> </u>
<u>(1)</u> 取水施設耐災害性強化事業	<u>(6)</u> 取水施設耐災害性強化事業
(略)	土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業(た
	だし、施設の移転は除く) であって、次のいずれにも該当する
	事業であること。

改正案	現行
以止条	22.12
	なお、令和10年度までの時限事業とする。
	①水道事業で資本単価 90 円/㎡以上、又は水道用水供給事業
	で資本単価 70 円/㎡以上であること。
	②断水影響戸数が 2,000 戸以上の施設であること。
(略)	次のいずれにも該当する事業であること。
	①災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化事業で
	あること
	②原形より水道施設の耐災害性が強化される事業であること
	③他の事業による防災対策が実施されても被災原因となった
	災害と同様の災害によって被災するおそれがあること。
3. 交付対象事業の内容	3. 交付対象事業の内容
水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲	簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設(ただし、2.
げる施設の整備等に関する事業。	<u>(5)の事業に限る。)、</u> 水道事業又は水道用水供給事業の用に供す
なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設	る施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。
整備費の対象となる施設は含まないものとする。	ただし、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水
	ー 池、緊急時用連絡管、貯留施設、大容量送水管及び重要施設配水管
	の整備事業とする。なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設に
	は、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとす
	る。
 (削除)(水道総合地震対策事業に移行)	(1)配水池
<u>(門体) (小坦秘ロ地長外界学术に物刊)</u>	
	配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設 とす

改正案	現行
(削除) (水道総合地震対策事業に移行)	る。 ①送水管及び配水管(ただし、既設管との連絡部分に限る。) ②塩素注入設備 ③計装設備 ④仕切弁、緊急遮断弁等 ⑤ポンプ (2) 緊急時用連絡管 次に掲げる施設とする。 ①導水管 ②送水管 ③配水管 ④ポンプ
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	 ⑤計装機器 ⑥その他必要な施設 (3) 貯留施設 貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。 ①貯水施設 ②配水管、送水管(ただし、既設管との連絡部分に限る。) ③給水管、給水栓、給水ポンプ(ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。)

改正案	現行
7.531	22.12
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	<u>(4)大容量送水管</u>
	<u>送水管及び立坑施設</u>
(削除)(生活基盤近代化事業に移行)	<u>(5)重要施設配水管</u>
	重要施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びに
	<u>これらと密接な関連を有する施設とする。</u>
(1)取水施設耐災害性強化事業	(<mark>6)取水施設耐災害性強化事業</mark>
(略)	取水施設及びこれらの施設と密接に関連する施設
W.Z.	
(2)水道施設耐災害性強化事業	(7)水道施設耐災害性強化事業
(略)	取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と
(WG)	
	密接な関係を有する施設(ただし、管路は含まないものとする。)
a	a
4. 交付対象 (略)	4. 交付対象 (略)
ロー7ー(1)ー⑦ <u>水道施設アセットマネジメント推進事業</u>	ロー7ー(1)ー⑦ <u>水道管路耐震化等推進事業</u>
1. 目的	1. 目的
<u>「水道施設アセットマネジメント計画」の作成、</u> 導水管及び送水管、	導水管及び送水管、配水管等 <u>について耐震機能を有する管への</u> 更
配水管等 <u>の更新等を推進</u> することを目的とする。	新等を行い、自然災害発生時等の大規模かつ長期的な断水のリスク
	<u>を軽減</u> することを目的とする。
2. 交付対象事業の要件	 2. 交付対象事業の要件

(1) (略)

(2) 水道管路緊急改善事業

次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。

- ①点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」 を作成する事業であること。
- ②点検・調査結果に基づき策定した「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であって、次のア~エのいずれかに該当する事業であること。

ただし、令和6年度以前に採択した事業にあっては、令和11年度までに限り、「水道施設アセットマネジメント計画」を策定していることを補助要件としない。

- ア 1ヶ月に 10 ㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度 別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残 高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも 高い上水道事業者であること。
- <u>イ</u> <u>ア</u>に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に 10 ㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。
- ウ アに該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業 債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よ りも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。
 - エ 水道用水供給事業者であること。

ただし、次のいずれかの事業については、アからエの条件は

(1) (略)

(2) 水道管路緊急改善事業

次のいずれかに該当する事業であること。

- ①1ヶ月に 10 ㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。
- ②①に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に 10 ㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。
- ③①に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残 高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高 く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。
- 4水道用水供給事業者であること。

ただし、次のいずれかの事業については、①から④の条件は付さ

付さない。

<u>(ア)</u>コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、 交付額は5億円を上限とする。

(イ)(ア)以外のウォーターPPP 導入のために実施する事業。 なお、交付額は1億円を上限とする。

(3)~(7)(略)

3. 交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に 掲げる施設の整備等に関する事業。

(1) (略)

- (2) 水道管路緊急改善事業
- ① 「水道施設アセットマネジメント計画」の作成等に関する事業であること。
- ② 布設後 40 年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。

現行

ない。

- <u>ア</u> コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は5億円を上限とする。
- <u>イ</u> <u>ア</u>以外のウォーターPPP 導入のために実施する事業。なお、 交付額は1億円を上限とする。

(3)~(7) (略)

3. 交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に 掲げる施設の整備等に関する事業。

(1) (略)

(2) 水道管路緊急改善事業

(新設)

布設後 40 年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。

改正案	現行
(3)~(7) (略)	(3)~(7) (略)
4. (略)	4. (略)
ロー7ー(1)ー⑧水道事業運営基盤強化推進事業	ロー7ー(1)ー⑧水道事業運営基盤強化推進事業
1. (略)	1. (略)
2. 交付対象事業の要件	2. 交付対象事業の要件
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 水道施設再編推進事業 次の①~③のいずれかに該当する事業であること。 ① 給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、次のア及びイのいずれにも該当する事業であること。 ② 水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際の CO2 削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討事業であること。 ③ 水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際の取水施設、導水施設の整備を行う事業であって、次のア、ウ及びエのいずれにも該当する事業であること。 ア 資本単価が水道事業にあっては 90 円/㎡以上、水道用水	(4) 水道施設再編推進事業 給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直 しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整 備を行う事業であって、次のいずれにも 該当する事業であること。 ①資本単価が水道事業にあっては 90 円/㎡以上、水道用水供給

改正案	現行
供給事業にあっては 70 円/㎡以上であること。	事業にあっては 70 円/㎡以上であること。
	②公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以 上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。
ウ 施設再編後の温室効果ガス排出量を既存の20%以上削減す ること。	<u>(新設)</u>
工 同一系統において、施設の統廃合や施設規模の適正化等の 水道システムの見直しを行った上で、脱炭素化推進に向けて 取水位置の上流化を実施すること。	<u>(新設)</u>
(5) 水道施設DX推進事業 広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等が 実施する次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。ただ し、②にあっては、令和11年度までの時限措置とする。 また、①を実施するにあたっては、クラウド化した情報を活用す る計画を提出すること。 ①水道施設台帳のクラウド化を図る事業 ②市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用し た水道施設の点検・調査をする事業	(5) 水道施設台帳電子化促進事業 広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳 の電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他 の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業であ ること。
(6)~(9) (略)	(6)~(9) (略)

(10) 水道基盤強化計画策定事業

<u>都道府県が実施する「水道基盤強化計画」等の作成等の事業で</u> あること。

3. 交付対象事業の内容

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設(ただし、2. (1)、(2)及び(5)の事業に限る。)、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下の(1)~(9)に掲げる施設の整備等に関する事業及び都道府県が実施する以下の(10)の事業。

(1)~(3) (略)

(4)水道施設再編推進事業

次に掲げる施設及び経費とする。

- ① 浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する 施設(ただし、管路は含まないものとする。)
- ②上流からの取水による CO₂ 削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討費
- ③取水施設、導水施設

(5) 水道施設DX推進事業

次に掲げる経費を交付の対象とする。

- ①需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費)
- ②役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)
- ③委託料

(新設)

3. 交付対象事業の内容

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設(ただし、2. (1)、(2)及び(5)の事業に限る。)、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。

(1)~(3)(略)

(4)水道施設再編推進事業

次に掲げる施設とする。

浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施 設(ただし、管路は含まないものとする。

<u>(新設)</u>

(新設)

(5) 水道施設台帳電子化促進事業

次に掲げる経費を交付の対象とする。

- ①需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費)
- ②役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)
- ③委託料

 改正案
 現行

 ④使用料及び賃借料
 ④使用料及び賃借料

 (6)~(9)
 (略)

 (10) 水道基盤強化計画策定事業
 (新設)

 水道基盤強化計画策定に関する経費

4. (略)

ロー7ー(2)一①通常の下水道事業

1. (略)

2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道 を除く。以下同じ。)、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下 水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げ る要件をそれぞれ満たす事業とする。

(1)~(5) (略)

(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること(災害対応その他の理由により、期間内の対

4. (略)

ローフー(2)一①通常の下水道事業

1. (略)

2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道 を除く。以下同じ。)、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下 水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げ る要件をそれぞれ満たす事業とする。

(1)~(5) (略)

(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。

現行 改正案 応が著しく困難な地方公共団体を除く)。 (7)・(8) (略) (7) • (8) (略) 3. ~ 6. (略) 3. ~6. (略) ロー7ー(2)-③下水道総合地震対策事業 ロー7ー(2)-③下水道総合地震対策事業 1. 目的 1. 目的 下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避 下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を 難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐 及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策 震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とす 強化地域、水道水源地域等において、地震時に下水道が最低限有すべ き機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機 る。 能のバックアップ対策を併せて進めることをもって地震に対する安 全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを 目的とする。 2. 交付対象事業の要件 2. 交付対象事業の要件 (削除) 「下水道総合地震対策事業」とは、次のいずれかに該当する地域に おいて、地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道総合地 震対策計画」に従い実施する事業をいう。 (ア) DID 地域を有する都市 (イ)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域 (ウ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置 法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 (エ)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推 進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地

震防災対策推進地域

改正案	現行
	(オ)首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策
	 (カ)上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域
	(キ) 地震による下水道施設被害があった地域(災害復旧事業終了
	後5年以内に完了する事業に限る。)
①「上下水道耐震化計画」を策定していること。	<u> </u>
	(利益文)
②3.の③に定める事業を実施する場合は、下水道 BCP に当該処理	
場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載す	
<u>ることと</u>	
3. 交付対象事業の内容	3. 交付対象事業の内容
交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整	交付対象事業の範囲は、 <u>イー7ー(2)一①の対象となる事業及び</u>
備とする。	施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備 <u>のう</u>
_ <u>(削除)_</u>	<u>ち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたもの</u> とする。
	① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けら
	れた施設(防災拠点・避難地)並びに高齢者・障害者等要配慮者
	関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院、帰宅困難者一時滞在
	施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業
① 「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所	_(新設)_
等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業	
② 終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施	
設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設、流域	
下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業	
③ 次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業	
(備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マン	

ホールトイレの整備)

- (a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域
- (b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
- (c) 奄美群島
- (d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域

ただし、上記(a)については1自治体あたり1処理場(近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大汚水量が2000m3/日を超える処理場を対象とする。)、(b)~(d)については1島あたり1処理場(計画1日最大汚水量が2000m3/日を超える処理場を対象とする。)を限度とする。

- 4 以下の施設の耐震化事業
 - (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付け られた緊急輸送路の下に埋設されている管路
 - (b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管路

(削除)

⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点・避難地)が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7ー(2)ー②2.ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあっては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・

② 以下の(a)~(e)の施設の耐震化事業

- (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付け られた緊急輸送路及び避難路の下に埋設されている管渠
- (b) 道路法に基づく重要物流道路<u>及び代替・補完路</u>の下に埋設されている管渠
- (c) 軌道の下に埋設されている管渠
- (d) 河川の下に埋設されている管渠
- (e) 水管橋
- ③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点・避難地)が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7ー(2)ー②2.ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあっては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・

排水施設の耐震化がより経済的な場合は 0.5ha 以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。) にあっては 0.5ha 以上、町村(過疎町村を除く。) にあっては 0.25ha 以上、過疎市町村にあっては 0.1ha 以上)の貯留・排水施設の耐震化事業(削除)

⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積 0.3ha以上または想定避難者数が 200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数(小数点以下は切り上げ)を設置基数の上限とする。)

4. (略)

(削除)

現行

排水施設の耐震化がより経済的な場合は 0.5ha 以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。) にあっては 0.5ha 以上、町村(過疎町村を除く。) にあっては 0.25ha 以上、過疎市町村にあっては 0.1ha 以上)の貯留・排水施設の耐震化事業

- ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。)内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。
 - (ア)対象地域において都市機能が集積していること
 - (イ)対象地域の面積が 20ha 以上であること
 - (ウ)対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国 平均値以上であること
- ⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積 0.3ha以上または想定避難者数が 200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数(小数点以下は切り上げ)を設置基数の上限とする。)

4. (略)

5. 下水道総合地震対策計画の社会資本総合整備計画への記載

① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道総合地震対策計画」を記載するものとする。

改正案	現行
	② 「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりと
	<u>する。</u>
	<u>(ア)対象地区の概要及び選定理由</u>
	<u>(イ)整備目標</u>
	_(ウ) 事業内容及び年度計画
	(エ)下水道 BCP 策定状況(なお、計画策定時に下水道 BCP 未策定
	の場合は計画期間内に策定することとする。)
<u>5</u> . その他	<u>6</u> . その他
	本事業は、令和5年度より5年間以内に原則として計画期間5年以内
	の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に
	限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等
	の耐震化事業に係る工期が5年を超える場合は、計画期間は10年以内
	<u>とする。</u>
① 3.の③に定める事業については、令和 11 年度末までに完了す	<u>(新設)</u>
<u>る事業に限り、交付対象とする。</u>	
② 令和6年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」	
に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。	
ロー7ー(2)ー⑧下水道広域化推進総合事業	ローフー(2)ー⑧下水道広域化推進総合事業
1. (略)	1. (略)
2. 交付対象事業	2. 交付対象事業
①・② (略)	①・② (略)
③ 人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転	_(新設)_
換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れ	

改正案	現行
のある管渠等の撤去等。	
3. (略)	3. (略)
4. 留意事項 ①~④ (略)	4. 留意事項 ①~④ (略)
①~④ (略) <u>⑤</u> <u>2. の③を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施</u>	(新設)
<u>行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定</u> める件(昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示	
第289号)の別表(合流式及び分流式の汚水については「改築以外	
の事業」を適用。)に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。	
⑥ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。	⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。
ロー7ー(2)一⑭下水道情報デジタル化支援事業 1. (略)	ロー7ー(2)一⑭下水道情報デジタル化支援事業 1. (略)
	「· (呵音)
2. 交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して 下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管 理情報などの <u>クラウド</u> 化に係る業務等とする。	2. 交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して 下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管 理情報などの <u>デジタル</u> 化に係る業務等とする。
3. (略)	3. (略)

改正案	現行
4. 留意事項	4. 留意事項
①本事業は、令和8年度までの事業とする。	本事業は、令和8年度までの事業とする。
②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通	_(新設)_
省に提出するものとする。	

ロー10 都市再生整備計画事業

ロー10-(1)都市再生整備計画事業

、同規定中「イー10−(1)」とあるのは、「ロー10−(1)」と読み替|、同規定中「イー10−(1)」とあるのは、「ロー10−(1)」と読み替 え、1.目的、4.交付対象事業及び5.施行地区については、以下の通り とする。

1. 目的 (略)

4. 交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。 なお、ロー10-(1)の5.1に規定する施行地区で、次の市町村の市 町村域において実施される事業等を除く。

- 1 市街化調整区域で都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例の区域を 図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われてい る市町村。
- 2 立地適正化計画に都市再生法第81条第2項第5号に規定する防災指 針を記載していない市町村。
- 3 都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を

口一10 都市再生整備計画事業

ロー10-(1)都市再生整備計画事業

イー10-(1)の規定は、本事業について準用する。この場合において │ イー10-(1)の規定は、本事業について準用する。この場合において え、1.目的、4.交付対象事業及び5.施行地区については、以下の通り とする。

1. 目的 (略)

4. 交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。 (新設)

_,	_	_
ᅫ		·~.
L:V	16	_

作成した年度(令和6年度末までに変更(規則第31条に規定する軽微な変更を除く。)を行っている場合は当該変更を行った年度)の翌年度から起算しておおむね5年を経過し、かつ都市再生法第84条に規定する評価を実施していない市町村。

4 立地適正化計画を作成し、都市再生法第84条に規定する評価を実施 し、かつ、都市再生整備計画を国に提出した時点において直近の評価を 実施した年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過した市町村。

5. 施行地区 (略)

表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)

		間接交付	
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	の場合の	
		事業に要	
		する額	
1 • 2. (略)	(略)	(略)	
3. 地域創造支援	都市再生整備計画の目標を達成する	(略)	
事業	ために必要な事業等に要する費用。		
	ただし、以下の施設の整備に要する費		
	用を除く。		
	・駐車場(本表第10の3に該当する		
	もの)		
	・地域交流センター		
	(本表第12の1に該当するもの)		

5. 施行地区 (略)

表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)

		間接交付
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	の場合の
		事業に要
		する額
1 • 2. (略)	(略)	(略)
3. 地域創造支援	都市再生整備計画の目標を達成する	(略)
事業	ために必要な事業等に要する費用。	
	ただし、以下の施設の整備に要する費	
	用を除く。	
	・駐車場(本表第10の3に該当する	
	もの)	
	・地域交流センター	
	(本表第12の1に該当するもの)	

現行

	改正案				現行	
	・観光交流センター				・観光交流センター	
	(本表第12の2に該当するもの				(本表第12の2に該当するもの	
))	
	・まちおこしセンター				・まちおこしセンター	
	(本表第12の3に該当するもの)				(本表第12の3に該当するもの)	
	・子育て世代活動支援センター				・子育て世代活動支援センター	
	(本表第12の4に該当するもの)				(本表第12の4に該当するもの)	
	・複合交通センター				・複合交通センター	
	(本表第12の5に該当するもの)				(本表第12の5に該当するもの)	
	・水防法第 14 条に規定する洪水浸水				_(新設)_	
	想定区域、同法第 14 条の 2 に規定					
	する雨水出水浸水想定区域及び同					
	法第 14 条の3に規定する高潮浸水					
	想定区域の区域内において利用者					
	<u>の安全を確保するための対策が実</u>					
	施されない建築物(災害時に避難所					
	<u>等として利用されるものに限る。)</u>					
	(略)				(略)	
4~11. (略)	(略)	(略)	4~11 .	(略)	(略)	(略)
12. 高次都市施設	(略)	(略)	12. 高次	都市施設	(略)	(略)
	水防法第 14 条に規定する洪水浸水想				_(新設)_	
	定区域、同法第 14 条の2に規定する雨					

	改正案						
	水出水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3に規定する高潮浸水想定区域の区域 内における建築物においては、利用者の 安全を確保するための対策が実施され ること。 1号~5号の施設においては、以下の 全ての要件を満たすこと。 ① 防災備蓄機能を具備すること。 ② (略)					1号~5号の施設においては、以下の全ての要件を満たすこと。 ① 防災機能を具備すること。 ② (略)	
13. (略)	(略)	(略)	1	13.	(略)	(略)	(略)
14. 既存建造物活用事業	(略) 1~3 (略) 第3号の事業においては、以下の全ての要件を満たすこと。 ①防災備蓄機能を具備すること。 ②発災時に地域住民等を一時収容するための必要最低限のスペースを鑑みて適切な規模であること。	(略)		14. 既	存建造物活	(略) 1~3 (略) <u>(新設)</u>	(略)

改正案	現行
第3号の事業については、1箇所にお	第3号の事業については、1箇所にお
ける整備に要する費用 <u>(ただし、市街地</u>	ける整備に要する費用は 21 億円を限度
調整区域等、都市計画区域外を除く区域	とする。
であり、かつ、立地適正化計画に記載さ	
れた防災指針や事前復興まちづくり計	
画に老朽市街地対策が必要な地区とし	
<u>て位置づけられた地区で実施される場</u>	
合は、老朽市街地既存建造物対策費用(
上記①及び②を満たすために必要とな	
<u>る費用をいう。) を除く。)</u> は 21 億円を	
限度とする。	
(略)	(略)
(削除)	第3号の事業においては、以下の全て
	の要件を満たすこと。
	①防災機能を具備すること。
	②発災時に地域住民等を一時収容する
	ための必要最低限のスペースを鑑みて
	適切な規模であること。
第3号の事業においては、ロー10-	第3号の事業においては、ロー10-
(1)の5.2に規定する施行地区の場	(1)の5.2に規定する施行地区の場
合、移転・統廃合による整備に限る。	合、移転・統廃合による整備に限る。
また、水防法第 14 条に規定する洪水	<u>(新設)</u>

	改正案				現行	
15~26. (略)	浸水想定区域、同法第 14 条の 2 に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域 の区域内における整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。 (略)	(略)	15~26.	(略)	(略)	(略)
27. エリア価値向 上整備事業	イー10-(1)の規定を準用する。 (第6号及び第7号については、ロー1 0-(1)の5.1に規定する施行地区 に限る。) ただし、都市再生整備計画の目標を 達成するために必要な交付対象事業と して、本表第4項~第26項及び第28項 ~29 項のいずれかを都市再生整備計画 に掲げる場合に限る。		27. エリラ		イー10-(1)の規定を準用する。 (第6号については、ロー10-(1) の5.1に規定する施行地区に限る。) ただし、都市再生整備計画の目標を達成 するために必要な交付対象事業として、 本表第4項~第26項及び第28項のいず れかを都市再生整備計画に掲げる場合 に限る。	
28. (略)	(略)	(略)	28. (略	<u>\$</u>)	(略)	(略)
29. 暑熱対策事業	緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗装、日よけ施設等の暑熱対策に資する施設であって、通年利用するものの整備に要する費用ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。	同上	_(新設)		<u>(新設)</u>	(新設)

改正案	現行
①都市再生整備計画の目標に暑熱対	
<u>策に係る目標を記載し、かつ、同計</u>	
画の目標を定量化する指標として	
<u>暑熱対策に関連するものを設定す</u>	
<u>ること。</u>	
②一定の区域内において線的・面的に	
実施される暑熱対策であること。	
注 1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律)	注1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第

- 注1)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下ロー10関係部分において「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下ロー10関係部分において「省エネ基準」という。)に適合すること(ただし、建築物省エネ法第20条により除外となる建築物を除く)。
- 注2) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の 基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300 ㎡未満) は20%削減)となる省エネ性能の水準に適合すること(ただし、建築物 省エネ法第20条により適用除外となる建築物を除く)。
- ロー12 都市公園・緑地等事業
- ロー12-(1)都市公園等事業
- 1. 目的 (略)
- 2. 交付対象事業
- I 都市公園事業
- 1 定義
 - ①~⑦ (略)

- 注1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下ロー10関係部分において「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下ロー10関係部分において「省エネ基準」という。)に適合すること(ただし、建築物省エネ法第18条により除外となる建築物を除く)。
- 注2) 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の 基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300 ㎡未満) は20%削減)となる省エネ性能の水準に適合すること(ただし、建築物 省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く)。
- ロー12 都市公園・緑地等事業
- ロー12-(1)都市公園等事業
- 1. 目的 (略)
- 2. 交付対象事業
- I 都市公園事業
- 1 定義
 - ①~⑦ (略)

現行

2 事業要件

A-1 ~ A-4 (略)

B 防災公園

A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。また、以下の要件は A-1に定める要件に替えて適用する。

- ①都市要件
- ①-1 防災公園対象都市要件 (略)
- ①-2 防災公園対象地域要件
- 1) 広域避難地の機能を有する都市公園 以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域
- i) 以下の()及び()を満たす地域
 - 1) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区。(ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。
 - □ 10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 ㎡が確保されていないこと。ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限

2 事業要件

A-1 ~ A-4 (略)

B 防災公園

A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。また、以下の要件は A-1に定める要件に替えて適用する。

- ①都市要件
- ①-1 防災公園対象都市要件 (略)
- ①-2 防災公園対象地域要件
- 1) 広域避難地の機能を有する都市公園 以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。
- i) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 ㎡が確保されていないこと(ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

改正案	現行
り、本要件を適用しないこととする。	
ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域	ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域
及びこれに隣接する地域であること。	及びこれに隣接する地域であること。
2) - 3) (略)	2) - 3) (略)
②面積要件	②面積要件
1) - 2) (略)	1) • 2) (略)
3) 広域避難地の機能を有する都市公園	3) 広域避難地の機能を有する都市公園
災害が発生した場合において、 <mark>給水機能・トイレ機能が確保</mark>	災害が発生した場合において、広域的な避難地としての
される見込み(ただし、令和6年度末までに整備計画が策	能を発揮する都市公園で、面積が 10ha 以上のもの(周辺
定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期	空地とあわせて 10ha となる 4ha 以上の都市公園及び周辺
間に限り給水機能・トイレ機能の確保を要件としない)であ	不燃化の状況等を勘案して 10ha 以上の都市公園と同等の
<u>る</u> 広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積	効避難面積が確保される都市公園(面積概ね 8ha 以上) a
が 10ha 以上のもの(周辺の空地とあわせて 10ha となる 4ha	む。)
以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して 10ha 以	
上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園	
(面積概ね 8ha 以上) を含む。)	
4) ~ 6) (略)	4) ~ 6) (略)
③対象事業内容 (略)	③対象事業内容 (略)

C ~ E (略)

C ~ E (略)

改正案	現行
3 交付対象 (略)	3 交付対象 (略)
II ~ IV (略)	Ⅱ ~ Ⅳ (略)
 3. 留意事項 イー12-(1) 3. の I から V に定める事項については、本事業においても準用する。 	 3. 留意事項 イー12-(1)3.のIから<u>□</u>に定める事項については、本事業においても準用する。
ロー12ー(2)都市公園安全・安心対策事業 (略)	□-12-(2)都市公園安全·安心対策事業 (略)
ロー12-(3)都市公園ストック再編事業 1・2 (略) 3. 留意事項 イー12-(1)3.の <u>II、III及びIV</u> に定める事項については、本事業においても準用する。	ロー12-(3)都市公園ストック再編事業 1・2 (略) 3. 留意事項 イー12-(1)3. の□及び□に定める事項については、本事業においても準用する。
ロ-12-(5) 緑地環境事業 1・2 (略) 3. 留意事項 イ-12-(1) 3. の <u>II、II及びIV</u> に定める事項については、本事業においても準用する。	ロー12-(5) 緑地環境事業 1・2 (略) 3. 留意事項 イー12-(1) 3. の□及び□に定める事項については、本事業においても準用する。
	ロー13-(8)都市・地域交通戦略推進事業 イー13-(8)の規定は、本事業について準用する。この場合 において、同規定中 「イー13」とあるのは、「ロー13」と読み

改正案
替え、 <u>2. 整備地区については以下の記載を追加し、</u> 4. 交付対象事
業 イ 整備計画の作成等に関する事業については以下の通りとす
る。
<u>2. 整備地区</u>
一次の要件のいずれかに該当する地区であること。

イ (略)

口(略)

ただし、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害等を受けて復興計画等(任意計画。以下同じ)を作成した市町村は、以下の①②の要件を満たす場合に限り、立地適正化計画を策定している区域に関する整備地区要件について、立地適正化計画を策定することが確実と見込まれる区域と読み替えることができることとする。

- ① <u>当該市町村が作成した復興計画等に、都市機能や居住の立</u>地・誘導に関する方針が記載されていること
- ② 当該市町村が、被災した年度の次年度から起算して2年以内に立地適正化計画の作成に着手し、かつ、立地適正化計画の作成に着手した年度の次年度から起算して2年以内に立地適正化計画を策定することが確実であること

ロー13-(9)津波防災拠点整備事業

- 1. ~3. (略)
- 4. 施行地区

次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設。

替え、4.交付対象事業 イ 整備計画の作成等に関する事業については以下の通りとする。

現行

(新設)

ロー13-(9)津波防災拠点整備事業

- 1. ~3. (略)
- 4. 施行地区

次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設。

なお、2. の1)、2)イ、3)イに掲げる事業については、 以下の要件に該当することが見込まれ、かつ「一団地の津波防災 拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域を 含む。

(削除)

- イ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒 区域の指定区域を有する市町村の区域内であること。
- □ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定めら れていること。
 - ※ なお、推進計画において都市のコンパクト化に関する方針 が記載されており、津波防災拠点に関する計画が都市のコン パクト化の方針と齟齬がないと認められるもの。

ロー16 住環境整備事業

ロー16-(17)削除

ハ 基幹事業の費用便益比

要綱本編第8第1項第7号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載| する基幹事業は、平成29年4月1日以降に事業に着手するものであっ て、下表によるものとする。

なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、そ│なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、そ の値を記載することができる。

現行

なお、2. の1)、2)イ、3)イに掲げる事業については、 口、ハの要件に該当することが見込まれ、かつ「一団地の津波防 災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域 を含む。

- イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置 法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定 地域内であること。
- □ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒 区域の指定区域を有する市町村の区域内であること。
- ハ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定めら れていること。
 - ※ なお、推進計画において都市のコンパクト化に関する方針 が記載されており、津波防災拠点に関する計画が都市のコン パクト化の方針と齟齬がないと認められるもの。

ロー16 住環境整備事業

ロー16-(17)都市・地域再生緊急促進事業

ハ 基幹事業の費用便益比

要綱本編第8第1項第7号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載 する基幹事業は、平成29年4月1日以降に事業に着手するものであっ て、下表によるものとする。

の値を記載することができる。

	齿	(正案			3	
基幹事業名	費用便 益比算 出対象 の有無	· 備考 		基幹事業名	費用便 益比算 出対象 の有無	備考
7 水道・下水道事業				7 水道・下水道事業		
(1) 水道未普及地一① 域解消事業	0	1 箇所当たりの事業費が 10 億円 以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体 で算出した費用便益比を記載する ことができる。		(1) 水道未普及地 -① 域解消事業	0	4 体式以上 11 の主要書 2 10 注口
(1) 簡易水道再編 -② 推進事業	0			(1) 簡易水道再編 -② 推進事業	以上の事業に関	1 箇所当たりの事業費が 10 億円 以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体
(1) 生活基盤近代 -③ 化事業	0		~ - (1) 生海	1	0	で算出した費用便益比を記載する ことができる。
(1) 高度浄水処理 -④ 等整備費	0			(1) 高度浄水処理 -④ 等整備費	0	
(1) 水道総合地震 一⑤ 対策事業	×			(1) 水道総合地震 -⑤ 対策事業	×	
(1) 緊急時給水拠 -⑥ 点確保等事業	0	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。		(1) 緊急時給水拠 -⑥ 点確保等事業	0	1箇所当たりの事業費が 10 億円 以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体 で算出した費用便益比を記載する ことができる。

改正案				現行			
(1) -⑦	<u>水道施設アセ</u> <u>ットマネジメ</u> ント推進事業	×		(1) -⑦	水道管路耐震 化等推進事業	×	
(1) -®	水道事業運営 基盤強化推進 事業	0	1 箇所当たりの事業費が 10 億円 以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体	(1) -®	水道事業運営 基盤強化推進 事業	0	1 箇所当たりの事業費が 10 億円 以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体
(1) -®	水道水源自動 監視施設等整 備事業	0	で算出した費用便益比を記載することができる。	(1) - <u></u>	水道水源自動 監視施設等整 備事業	0	で算出した費用便益比を記載することができる。

附属第皿編 国費の算定方法

第1章 基幹事業

- イ 社会資本整備総合交付金事業
- イー7ー(2) ⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。
 - イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第 II 編イー7 - (2) - ®の2. に 掲げる交付対象事業。
 - 口. 国費率
 - ① 計画策定等 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。
 - ② 施設整備 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率(ただし、下水

附属第皿編 国費の算定方法

第1章 基幹事業

- イ 社会資本整備総合交付金事業
- イー7ー(2) ⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。
 - イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第 II 編イー7 - (2) - ®の2. に 掲げる交付対象事業。
 - 口. 国費率
 - ① 計画策定等 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。
 - ② 施設整備 下水道法施行令第 24 条の2に規定する補助率(ただし、下水

道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

③ 撤去等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする(ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3分の2又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第4条の規定に基づく、交付申請年度の前年度に通知される国庫負担率を適用した費用とする。なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第4条又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令四百三号)第6条の規定に基づく特別財政援助額により国庫負担率の嵩上げをする場合は、交付申請年度の前年度に通知される当該負担率を適用した費用とする)。

イー10 都市再生整備計画事業

イー10-(1)都市再生整備計画事業に係る基礎額

イー10-(2) まちなかウォーカブル推進事業に係る基礎額

道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

(新設)

イー10 都市再生整備計画事業

イー10-(1)都市再生整備計画事業に係る基礎額

イー10-(2) まちなかウォーカブル推進事業に係る基礎額

現行

1. 基礎額

(略)

イ 都市再生整備計画事業を実施する地区の交付対象限度額は、規則 第16条第3項の規定により、上記交付限度額は、規則第16条 第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額 のいずれか少ない額とする。

(略)

- A:表10-(1) 第4項から<u>第29項</u>までの事業ごとに、交付対象事業 の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した 額
- B:表10-(1)第1項から第3項までの事業等(以下イー10関係部分において「提案事業」という。)ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- a:表10-(1)第1項から第3項までの事業、第5項の事業、第9項から第29項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合δから下記に基づいて定められる係数Δを乗じて算出した額を合計した額

1. 基礎額

(略)

イ 都市再生整備計画事業を実施する地区の交付対象限度額は、

<u>再生特別措置法施行規則(平成14年国土交通省令第66号。以</u>

<u>下イー10関係部分において「規則」という。)</u>第16条第3項の

規定により、上記交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

(略)

- A:表10-(1)第4項から<u>第28項</u>までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- B:表10-(1)第1項から第3項までの事業等(以下イー10関係部分において「提案事業」という。)ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- a:表10-(1)第1項から第3項までの事業、第5項の事業、第9項から第28項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合δから下記に基づいて定められる係数△を乗じて算出した額を合計した額

办	正	室	
ᅜ	ᅭ	ᆓ	

 $\Delta = 0$ ($\delta < 1/3$) $\Delta = 0$. $3 \times \delta - 0$. 1 ($1/3 \le \delta <$

 $\Delta = 0.05 \quad (1/2 \leq \delta)$

ただし、次の i)から \underline{vi})までのいずれかの要件を満たす地区においては、上記 1)式は 3)式とする。

i) ∼ iii)

1/2)

(削除)

- <u>iv</u>) 都市再生整備計画の区域が国策的プロジェクトに関連する区域に含まれていること。
- <u>v</u>) 都市再生整備計画の区域が地域未来投資促進法第4条第2項第 4号に規定する重点促進区域に含まれていること。

現行

 $\Delta = 0$ ($\delta < 1/3$) $\Delta = 0$. $3 \times \delta - 0$. 1 ($1/3 \le \delta < 1/2$)

 $\Delta = 0.05 \quad (1/2 \leq \delta)$

ただし、次のi)から<u>vii</u>)までのいずれかの要件を満たす地区に おいては、上記1)式は3)式とする。

i) ~ iii)

- iv)次のすべての要件を満たす地区であること。
- ・都市再生整備計画の区域が都市の低炭素化の促進に関する法律(以下イー10関係部分において「低炭素法」という。)第7条第1 項の規定に基づき作成された低炭素まちづくり計画において定められた同条第2項第2号イに規定する都市機能の集約を図るための拠点となる地域に含まれていること。
- ・都市再生整備計画の主たる事業が低炭素まちづくり計画に位置づけられており、かつ、すべての事業が低炭素まちづくり計画の目標の達成に資するものであること。
- ・低炭素まちづくり計画において、低炭素法第7条第2項第2号イ 及び口に掲げる事項に係る具体的な施策及び同号ハからチに掲げ るいずれかの事項に係る具体的な施策が位置づけられており、か つ、二酸化炭素(CO2)削減量について具体的な数値目標が定められていること。
- <u>v</u>) 都市再生整備計画の区域が国策的プロジェクトに関連する区域 に含まれていること。
- vi) 都市再生整備計画の区域が地域未来投資促進法第4条第2項第4号に規定する重点促進区域に含まれていること。

改正案 vi) 都市再生整備計画に基づき実施される事業が表10-(1)第28項の

事業であること(ただし、当該都市再生整備計画に基づき実施さ

れる事業のうち、表10-(1)第28項の事業を除く事業は1)式とす

vii) 都市再生整備計画に基づき実施される事業が表10-(1)第28項の 事業であること (ただし、当該都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち、表10-(1)第28項の事業を除く事業は1)式とす

現行

3) (略)

る。)。

(略)

なお、3)式の適用は、i)の場合は令和10年度末までに都市 再生整備計画事業に着手する地区、ii)の場合は令和7年度末まで に認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計 画事業に着手する地区であって、かつ、各要件における計画の認定 等の日(i)の場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ii)の場 合は歴史的風致維持向上計画の認定の日、iii)の場合は脱炭素先行 地域に選定・公表された日。以下イー10-(1)関係部分におい て「計画認定日」という。)の属する年度の翌年度から起算して3年 以内に都市再生整備計画事業に着手する地区を対象とする。

また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が3)式の適用を受けようとする場合の交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式のいずれか少ない額とする。

3) (略)

る。)。

(略)

なお、3)式の適用は、i)の場合は令和10年度末までに都市 再生整備計画事業に着手する地区、ii)の場合は令和7年度末まで に認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計 画事業に着手する地区、iv)の場合は令和2年度末までに公表され た低炭素まちづくり計画に関連する都市再生整備計画事業に着手す る地区であって、かつ、各要件における計画の認定等の日(i)の 場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ii)の場合は歴史的風致 維持向上計画の認定の日、iii)の場合は脱炭素先行地域に選定・公 表された日、iv)の場合は低炭素まちづくり計画の公表の日。以下 イー10-(1)関係部分において「計画認定日」という。)の属す る年度の翌年度から起算して3年以内に都市再生整備計画事業に着 手する地区を対象とする。

また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が3)式の適用を受けようとする場合の交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式のいずれか少ない額とする。

			(
4) (=
5) (α'	=
А	, :	表	10
	で	のヨ	事:
		事訓	
		<u>項</u> 。	
	ح	<i>ت</i> ج	וכ
В	, :	表	10
	の _:	費月	Ŧ
		(略	各)
/\		(略	各)
	1		(∄

改正案	
(略)	
4) $\alpha' = (5/5) \times (A' + B')$ 5) $\alpha' = (10/8) \times A'$	
A':表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から <u>第31項</u> までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額	-
B':表10-(1)第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業 の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額	-

- (略)
- ② まちなかウォーカブル推進事業を実施する地区の交付限度額算 出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項 の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出し た額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額

現行

(略)

- 4) $\alpha' = (5/5) \times (A' + B')$
- 5) $\alpha' = (10/8) \times A'$
- A':表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項ま での事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)まで の事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第3 ○項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定める ところに従い算出した額を合計した額
- B':表10-(1)第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業 の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

(略)

(略) /\

- (略)
- ② まちなかウォーカブル推進事業を実施する地区の交付限度額算 出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項 の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出し た額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額

交付限度額= $(1/2) \times \alpha'$ sum

 \times (A' + B') / (A' sum+B' sum)

この場合において、α' sum は、次に掲げる式により算出した 額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定 に基づく公債対象経費に該当するものとする。

- 8) α' sum= $(5/5) \times A'$ sum
- 9) α " sum= $(4/5) \times A$ " sum

A': 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第31項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B': (略)

A'sum·B'sum: (略)

二 (略)

2. 雑則 (略)

現行

交付限度額= $(1/2) \times \alpha'$ sum

 \times (A' + B') \angle (A' sum+B' sum)

この場合において、 α ' sum は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

- 8) α' sum= $(5/5) \times A'$ sum
- 9) α " sum= $(4/5) \times A$ " sum

A': 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第30項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B': (略)

A'sum·B'sum: (略)

二 (略)

2. 雑則 (略)

改正案	現行
1 ~ 21 (略)	1 ~ 21 (略)
22 附属第Ⅱ編イー10-(1) 4.1において、交付対象事業から除	_(新設)_
くこととしていることについては、令和8年度末までに国に提出さ	
れている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。	
23 附属第Ⅱ編イ-10-(1) 4. 2~4において、交付対象事業か	_(新設)_
ら除くこととしていること、及び表 10-(1)の3. 地域創造支援事	
業、5. 公園、12. 高次都市施設、14. 既存建造物活用事業におい	
て、水防法第 14 条第 1 項に規定する洪水浸水想定区域、同法第 14	
条の2に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3に規	
<u>定する高潮浸水想定区域においては利用者の安全を確保するための</u>	
対策が実施されることを要件としていることについては、令和9年	
度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこ	
<u>の限りでない。</u>	
24 本改正要綱の施行(令和7年4月1日)の際、現に国に提出されて	_(新設)_
いる都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援	
<u>が受けられるものとする。</u>	
イー13-(1)都市防災推進事業に係る基礎額	イー13-(1)都市防災推進事業に係る基礎額
イー13-(1)①都市防災総合推進事業に係る基礎額	イー13-(1)①都市防災総合推進事業に係る基礎額
1. 基礎額	1. 基礎額
1 (略)	1 (略)
2 地方公共団体が行う盛土による災害防止のための調査は、当該事	2 地方公共団体が行う盛土による災害防止のための調査は、当該事
業に要する費用の3分の1とする。ただし、 <mark>既存の危険な盛土の把</mark>	業に要する費用の 3 分の 1 とする。ただし、 <u>令和 6 年度までに限り</u>
握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体で	<u>2 分の 1 とする。</u>
あって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地	

方公共団体については、令和10年度までに限り2分の1とする。

3~9 (略)

2. 雑則 (略)

イー13-(1)②宅地耐震化推進事業に係る基礎額

1. 基礎額

1 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等について は、次の各号に掲げる費用の3分の1とする。ただし、宅地の液状 化による変動予測調査は令和7年度までに限り2分の1とする。

2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(12に規 2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(13に規 定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のう ち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予 測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等によ り実施する滑動崩落防止事業」という。)については、次の各号に 掲げる費用の4分の1とする。

一・二 (略)

3 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(12に 規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。)のう ち、平成二十八年熊本地震、平成三十年北海道胆振東部地震又は令 和六年能登半島地震(以下「特定地震」という。)により災害救助

現行

3~9 (略)

2. 雑則 (略)

イー13-(1)②宅地耐震化推進事業に係る基礎額

1. 基礎額

1 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等(12に 規定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等の うち、総点検で人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとさ れたものを除く。)については、次の各号に掲げる費用の3分の1 とする。ただし、宅地の液状化による変動予測調査は令和7年度ま でに限り2分の1とする。

ー・二 (略)

定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のう ち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予 測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等によ り実施する滑動崩落防止事業」という。)については、次の各号に 掲げる費用の4分の1とする。

一・二 (略)

3 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(13に 規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。)のう ち、平成二十八年熊本地震、平成三十年北海道胆振東部地震又は令 和六年能登半島地震(以下「特定地震」という。)により災害救助 法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町村(以下「特定市町村」という。)の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の滑動崩落等による被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。

4 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(<u>12</u>に 規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。)のう ち、平成 19 年4月1日以前に造成に着手された宅地で次の各号の いずれかに該当するものについては、第2項の各号に掲げる費用の 2分の1とする。ただし、一つの宅地の範囲内のみを保全するため に必要な対策にかかる費用については対象外とする。

一~三 (略)

5~11 (略)

(削除)

法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町村(以下「特定市町村」という。)の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の滑動崩落等による被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。

4 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(<u>13</u>に 規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。)のう ち、平成 19 年4月1日以前に造成に着手された宅地で次の各号の いずれかに該当するものについては、第2項の各号に掲げる費用の 2分の1とする。ただし、一つの宅地の範囲内のみを保全するため に必要な対策にかかる費用については対象外とする。

一~三 (略)

5~11 (略)

12 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等の うち、「盛土による災害防止に向けた総点検について(依頼) (令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国 総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自 国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局 長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局 長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・ 環境省環境再生・資源循環局長通知)」に基づき行った令和3 年度実施の盛土による災害防止のための総点検(以下イー13 ー(1)②関係部分において「総点検」という。)で人家、公 共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされたものについて は、令和6年度までに限り第1項の各号に掲げる費用の2分の1と

する。

12 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、「盛土による災害防止に向けた総点検について(依頼)(令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知)」に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検(以下イー13ー(1)②関係部分において「総点検」という。)又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものについては、令和7年度までに着手されるものに限り第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、次の各号の要件に該当するものについては第2項の各号に掲げる費用の3分の2とする。

一・二 (略)

2. 雑則 (略)

イー13-(1)③盛土緊急対策事業に係る基礎額

1. 基礎額

1 (略)

2 地方公共団体が行う盛土の撤去事業<u>及び</u>盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。

ー・二 (略)

13 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものについては、令和7年度までに着手されるものに限り第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、次の各号の要件に該当するものについては第2項の各号に掲げる費用の3分の2とする。

現行

一•二 (略)

2. 雑則 (略)

イー13-(1)③盛土緊急対策事業に係る基礎額

1. 基礎額

1 (略)

2 地方公共団体が行う盛土の撤去事業<u>及び及び</u>盛土の崩落対策事業 については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。

一•二 (略)

一•二 (略)

イー13-(2)市街地再開発事業等に係る基礎額

1. 基礎額

- I 市街地再開発事業
 - 1 本事業の基礎額は、公共団体施行再開発事業にあっては、交付の 対象となる事業に要する費用の額の3分の1に相当する金額とし、 再開発組合等事業にあっては、交付の対象となる地方公共団体の補 助に要する費用の額(当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イー13 - (2) の 4. の I 各号に掲げる費用の額の合計額の 3 分の 2 を超 えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分 の1に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イー1 3-(2)の4.のI各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の 各号に定めるところにより算定するものとする。また、急激な工事 費高騰など想定外の事態が発生した発生した場合の工事費増加分 に対する支援にあっては、当該交付金の額に第6項に基づき算出し た額を加えた額とする。なお、表 13-(2)-4(ア) 欄の事業にかかる 土地整備及び共同施設整備の対象額については(イ)欄の係数を乗 じて得た額とする。ただし、第一種市街地再開発事業にあっては、 共同施設整備のうち、事業施行後の施設建築物の容積率 1.000%超の 部分に係るものは対象外とする。

現行

3 地方公共団体が行う附属第II編イー13-(1)③の1.の第1項<u>第2号</u>及び<u>第3号</u>に掲げる事業のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の<math>3分の2とする。

一•二 (略)

イー13-(2)市街地再開発事業等に係る基礎額

1. 基礎額

- I 市街地再開発事業
- 1 本事業の基礎額は、公共団体施行再開発事業にあっては、交付の対象となる事業に要する費用の額の3分の1に相当する金額とし、再開発組合等事業にあっては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用の額(当該額がその補助に係る附属第 II 編イー13ー(2)の7.のI各号に掲げる費用の額の合計額の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1に相当する金額とする。この場合において、附属第 II 編イー13ー(2)の7.のI各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、都市・地域再生緊急促進事業にあっては、当該交付金の額に第6項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表13-(2)-4(ア)欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の対象額については(イ)欄の係数を乗じて得た額とする。ただし、第一種市街地再開発事業にあっては、共同施設整備のうち、事業施行後の施設建築物の容積率1,000%超の部分に係るものは対象外とする。

(1) 調査設計計画

調査設計計画に係る国の交付金は、権利変換計画又は管理処分計画の認可前にあっては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、5年間を限度とする。

イ 事業計画作成費

①~③ (略)

④ 施設建築物の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(令和6年国土交通省告示8号。以下イ-13-(2)関係部分において、「業務報酬基準」という。)をもとに算出した額を標準とする。

⑤~⑨ (略)

ロ~二 (略)

- (2) (略)
- (3) 共同施設整備
 - イ 空地等に係る費用

①~⑤ (略)

- ⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用 次に掲げる施設(道路法に定める道路を除く。)の整備 費のうち用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当 額及び建物買収費相当額を含む。)
 - (a) (略)
 - 1) (略)
 - 2) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区 計画の区域若しくは i)の住宅市街地の密集度の

現行

(1) 調査設計計画

調査設計計画に係る国の交付金は、権利変換計画又は管理処分計画の認可前にあっては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、5年間を限度とする。

イ 事業計画作成費

①~③ (略)

④ 施設建築物の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成31年国土交通省告示第98号。以下イ-13-(2)関係部分において、「業務報酬基準」という。)をもとに算出した額を標準とする。

⑤~⑨ (略)

ロ~二 (略)

- (2) (略)
- (3) 共同施設整備

イ 空地等に係る費用

①~⑤ (略)

- ⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用 次に掲げる施設(道路法に定める道路を除く。)の整備 費のうち用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当 額及び建物買収費相当額を含む。)
 - (a) (略)
 - 1) (略)
 - 2) <u>密集市街地整備法第3条第1項の規定による</u>防 災再開発促進地区の区域、同法第32条第1項の規

基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。)として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね500平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの

i)~iii) (略)

3) (略)

- (b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区 計画に定められた同法第12条の5第2項第1号イの 施設、幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第1 項の規定による沿道地区計画に定められた同条第2項 第1号の施設及び防災街区整備地区計画に定められた 同条第2項第3号の施設で、災害復興市街地再開発事 業により整備されるもの
- (c) 防災街区整備地区計画に定められた同条第2項第2 号の施設

口 (略)

ハ その他の施設に係る費用

①~⑩ (略)

① 歴史的建築物等の再生に要する費用次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、附

現行

定による防災街区整備地区計画の区域若しくは i)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもの のうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等 の基準に該当するもの (これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。) として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね 500 平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの i)~iii)(略)

3) (略)

- (b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区 計画に定められた同法第12条の5第2項第1号イの 施設、幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第1 項の規定による沿道地区計画に定められた同条第2項 第1号の施設及び密集市街地整備法第32条第1項の 規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第 2項第3号の施設で、災害復興市街地再開発事業により整備されるもの
- (c) <u>密集市街地整備法第32条第1項の規定による</u>防災街 区整備地区計画に定められた同条第2項第2号の施設

口 (略)

ハ その他の施設に係る費用

①~① (略)

① 歴史的建築物等の再生に要する費用 次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、附属

\neg	ᅮ	_
~~/	11-	~
LX		\star

属第II編イー13-(2)の2.の($\frac{36}{3}$)の規定による歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト
- (e) 災害復興市街地再開発事業

①~① (略)

(4) (略)

2~5 (略)

- 6 <u>急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援</u>に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。
 - (1) 事業の要件
 - 一 第一種市街地再開発事業であること
 - 二 <u>事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画(資</u> 金計画含む)の変更を実施することが確実と見込まれること
 - 三 耐火建築物(十分な耐震性能を有さない建築物を除く)が、 建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下であり、災害時に 市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊 急性が特に高い地区であること
 - 四 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が

現行

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト
- (e) 災害復興市街地再開発事業

①~⑨ (略)

(4) (略)

2~5 (略)

- 6 <u>都市・地域再生緊急促進事業</u>に係る基礎額は、(1)の各号の要件を 満たす事業に限り、(2)に定める額とする。
- (1) 事業の要件
 - 一 交付対象事業に関する都市計画が平成26年度度末までに決 定されていること
 - 二 <u>事業計画(資金計画を含む。)について地権者による合意形成が</u> 平成27年度度末までになされている事業であること
 - 三 次のいずれかの要件を満たす事業であること
 - <u>イ</u> 事業計画等の予定から3ヶ月以上事業が遅延しており、か つ、着工に至っていないもの
 - ロ 工事着工後工事が停止しているもの
 - <u>ハ</u> <u>工事着工後工事が停止するおそれが高いと地方公共団体が</u> <u>認めるもの</u>
 - 四 平成28年度までに着工することが確実と見込まれる事業で

困難であること

五 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が 市場の工事費動向(見込みを含む。)や市場価格と比較して適 切な価格であること

(2) 基礎額

変更される事業計画に基づく建設工事費(建築主体工事、屋内 設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工され た建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方 公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額(国の要綱に 基づき算定される額)を除く。なお、公共団体施行再開発事業の 場合、当該補助対象事業費に国費率の2倍の数値を乗じて得た額 を除く。この号において同じ。)の増加額から、変更前の事業計画 の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額の うち、公共団体施行再開発事業にあっては、3分の1に相当する 額、再開発組合等事業にあっては、地方公共団体の補助に要する 費用の額(当該額が増加額(変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額)の3分の2を超える ときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1 に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない 額の2分の1に相当する額を限度とする。

一 共同施設整備費(ただし、現に施工された建設工事のうち、 共同施設整備費に係る費用を除く。)の3分の1

あること

五 平成27年度12月24日時点における進捗状況を踏まえ、建築 工事費高騰の影響に対応するため、本事業の適用の必要性がある と認められる事業であること

現行

(2) 基礎額

次の一から三に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

一 第1項(3)に規定する共同施設整備費(平成28年度以降に 要したものに限る。)を合計した額の3分の1(ただし、表13-(2)-4(ア)欄に掲げる事業において(イ)欄に掲げる係数1.20 が適用される事業、第5項に規定する市街地再開発事業及び東 日本大震災復興交付金制度要綱別表1に掲げる市街地再開発

二 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100分の 23を乗じて得た額

(削除)

7・8 (略)

- Ⅱ (略)
- Ⅲ 防災街区整備事業
 - 1 本事業の基礎額は、公共団体施行防災街区整備事業にあっては、交付の対象となる事業に要する費用の 3 分の 1 に相当する金額とし、防災街区組合等事業にあっては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用(当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イー13-(2)の4.のⅢ各号に掲げる費用の額の合計額の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イー13-(2)の4.のⅢ各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した発生した場合の工事費増加分

現行

事業については5分の1と、表 13-(2)-4(ア)欄に掲げる事業において(イ)欄に掲げる係数 1.35 が適用される事業については10分の1とする。)

- 二 建築工事費(建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事 に要する費用。ただし、他の国庫補助金の補助額及び当該事業 以外の交付金の実施に要する経費(地方公共団体が、事業を実 施する者に対し、費用の一部を負担する場合にあっては当該負 担額)を除く。)に対し、100分の11.5を乗じて得た額
- 三 地権者が直近合意していた建築工事費から増額される額(た だし、当該増額分のうち他の国庫補助金の限度額及び当該事業 以外の交付金の交付の対象となる事業に要する費用に国費率 の2倍の数値を乗じて得た額を除く。)

7・8 (略)

- Ⅱ (略)
- Ⅲ 防災街区整備事業
 - 1 本事業の基礎額は、公共団体施行防災街区整備事業にあっては、交付の対象となる事業に要する費用の 3 分の 1 に相当する金額とし、防災街区組合等事業にあっては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用(当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イー13-(2)の7.のⅢ各号に掲げる費用の額の合計額の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イー13-(2)の7.のⅢ各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、都市・地域再生緊急促進事業にあっては、当該交付金の額に第6項に基づき算

<u>に対する支援</u>にあっては、当該交付金の額に第6項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表 13-(2)-4(ア)欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の交付対象額については(イ)欄の係数を乗じて得た額とする。

- (1) (2) (略)
- (3) 共同施設整備
 - イ 空地等に係る費用

(1)~(5) (略)

- ⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用 次に掲げる施設(道路法に定める道路を除く。)の整備費 のうち用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当額及 び建物買収費相当額を含む。)
 - (a) (略)
 - 1) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画 の区域若しくは i)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii)の倒壊危険性又はiii)の延 焼危険性等の基準に該当するもの(これらと同等の 水準を規定すると認められる基準に該当するものを 含む。)として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね 500 平方メートル 以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの

i)~iii) (略)

2) (略)

現行

出した額を加えた額とする。なお、表 13-(2)-4(\mathcal{P}) 欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の交付対象額については(\mathcal{A}) 欄の係数を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 共同施設整備
 - イ 空地等に係る費用

①~⑤ (略)

- ⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用 次に掲げる施設(道路法に定める道路を除く。)の整備費 のうち用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当額及 び建物買収費相当額を含む。)
 - (a) (略)
 - 1) 密集市街地整備法第3条第1項の規定による防災 再開発促進地区の区域、同法第32条第1項の規定に よる防災街区整備地区計画の区域若しくはi)の住 宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii) の倒壊危険性又はiii)の延焼危険性等の基準に該当 するもの(これらと同等の水準を規定すると認めら れる基準に該当するものを含む。)として地方公共団 体が定めた区域において整備されるもので、その面 積が概ね500平方メートル以上で、工事完了後、地方 公共団体が管理するもの
 - i)~iii) (略)
 - 2) (略)

(b) (略)

- ロ 供給処理施設に係る費用
 - (1)~(17) (略)
 - (® 地区計画等に定められた施設整備費 次に掲げる施設の整備に要する費用(用地費及び補償費 (地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を 含む。))
 - (a) <u>密集市街地整備法</u>第 120 条に規定する都市計画に定められた広場、公園又は緑地で防災街区整備事業により整備されるもののうち、次の要件をいずれも満たすもの

i)·ii) (略)

(b) (略)

(4) (略)

2~5 (略)

- 6 <u>急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援</u>に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。
 - (1) 事業の要件
 - 一 <u>事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画(資</u> 金計画含む)の変更を実施することが確実と見込まれること
 - 二 耐火建築物(十分な耐震性能を有さない建築物を除く)が、 建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下であり、災害時に 市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊 急性が特に高い地区であること

現行

(b) (略)

ロ 供給処理施設に係る費用

①~① (略)

- ⑩ 地区計画等に定められた施設整備費 次に掲げる施設の整備に要する費用(用地費及び補償費 (地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を 含む。))
 - (a) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法</u> <u>律</u>第 120 条に規定する都市計画に定められた広場、公 園又は緑地で防災街区整備事業により整備されるもの のうち、次の要件をいずれも満たすもの

i) • ii) (略)

(b) (略)

(4) (略)

2~5 (略)

- 6 <u>都市・地域再生緊急促進事業</u>に係る基礎額は、(1)の各号の要件を 満たす事業に限り、(2)に定める額とする。
 - (1)事業の要件
 - 一 交付対象事業に関する都市計画が平成26年度度末までに 決定されていること
 - 二 <u>事業計画(資金計画を含む。)について地権者による合意形</u> 成が平成27年度度末までになされている事業であること

三 <u>資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が</u> 困難であること

四 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が 市場の工事費動向(見込みを含む。)や市場価格と比較して適 切な価格であること

(削除)

(2) 基礎額

変更される事業計画に基づく建設工事費(建築主体工事、屋内 設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工され た建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方 公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額(国の要綱に 基づき算定される額)を除く。なお、公共団体施行防災街区整備 事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の2倍の数値を乗じて 得た額を除く。この号において同じ。)の増加額から、変更前の事 業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除い た額のうち、公共団体施行防災街区整備事業にあっては、3分の 1 に相当する額、防災街区組合等事業にあっては、地方公共団体 の補助に要する費用の額(当該額が増加額(変更前の事業計画の 建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額)の3

- 三 次のいずれかの要件を満たす事業であること
 - <u>イ</u> 事業計画等の予定から3ヶ月以上事業が遅延しており、 かつ、着工に至っていないもの
 - ロ 工事着工後工事が停止しているもの
 - <u>ハ</u> <u>工事着工後工事が停止するおそれが高いと地方公共団体</u>が認めるもの
- <u>四</u> <u>平成28年度までに着工することが確実と見込まれる事業</u> であること
- 五 平成27年度 12 月 24 日時点における進捗状況を踏まえ、 建築工事費高騰の影響に対応するため、本事業の適用の必要 性があると認められる事業であること

(2) 基礎額

次の一から三に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

改正案	現行
-----	----

分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。

一 共同施設整備費(ただし、現に施工された建設工事のうち、 共同施設整備費に係る費用を除く。)の3分の1

<u>二</u> 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100分の 23を乗じて得た額

(削除)

7 (略)

IV 都市再開発支援事業

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

(1) 附属第 II 編イー13-(2)の4. のIVの第1項に掲げる事業にあっては、当該事業に要する費用の3分の1とする。但し、

- 一 第1項(3)に規定する共同施設整備費(平成28年度以降に 要したものに限る。)を合計した額の3分の1(ただし、表13-(2)-4(ア)欄に掲げる事業において(イ)欄に掲げる係数1.20 が適用される事業及び第5項に規定する防災街区整備事業に ついては5分の1と、表13-(2)-4(ア)欄に掲げる事業にお いて(イ)欄に掲げる係数1.35が適用される事業については 10分の1とする。)
- 二 建築工事費(建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事 に要する費用。ただし、他の国庫補助金の補助額及び当該事 業以外の交付金の実施に要する経費(地方公共団体が、事業 を実施する者に対し、費用の一部を負担する場合にあっては 当該負担額)を除く。)に対し、100分の11.5を乗じて得た額
- 三 地権者が直近合意していた建築工事費から増額される額(た だし、当該増額分のうち他の国庫補助金の限度額及び当該事 業以外の交付金の交付の対象となる事業に要する費用に国費 率の2倍の数値を乗じて得た額を除く。)

7 (略)

Ⅳ 都市再開発支援事業

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

(1) 附属第Ⅱ編イー13-(2)の7.のIVの第1項に掲げる事業にあっては、当該事業に要する費用の3分の1とする。但し、

以下のいずれかの方針を含む地区再生計画又は街区整備計画 の策定に係る同項(1)又は(3)の事業並びにこれらの計画に基づくコーディネートとして同項(2)の事業を実施する場合にあっては、当該事業に要する費用の2分の1とする。

①~③ (略)

(2) 附属第Ⅱ編イー13-(2)の4.のⅣの第2項に掲げる補助にあっては、当該地方公共団体の補助に係る補助金の額の2分の1又は同項の各号に掲げる事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。

表 13-(2)-1.1 ~ 4 (略)

表 13-(2)-5

事業計画認可から竣工までの	施行者が負担する一定率
<u>期間</u>	
3年未満	<u>100分の3</u>
<u>5年未満</u>	<u>100分の5</u>
5年以上	<u>100 分の 7</u>

2. 雑則

1~9 (略)

10 この要綱の施行(令和7年4月1日)に際し、令和8年度末までに事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、イー13-(2)のI第6項又はⅢ第6項を適用する場合、附属第Ⅱ編イ-13-(2)の要件を満たすものに限る。

現行

以下のいずれかの方針を含む地区再生計画又は街区整備計画の策定に係る同項(1)又は(3)の事業並びにこれらの計画に基づくコーディネートとして同項(2)の事業を実施する場合にあっては、当該事業に要する費用の2分の1とする。

①~③ (略)

(2) 附属第Ⅱ編イー13-(2)の7.のⅣの第2項に掲げる補助にあっては、当該地方公共団体の補助に係る補助金の額の2分の1又は同項の各号に掲げる事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。

表 13-(2)-1.1 ~ 4 (略)

(新設)

2. 雑則

1~9 (略)

(新設)

イー13-(4)暮らし・にぎわい再生事業

本事業の交付の対象となる事業及び基礎額は次のとおりとする。

1 都市機能まちなか立地支援

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる 費用の合計の3分の1とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者 等に補助する額の2分の1又は当該費用の3分の1のいずれか低い 額とする。

- 一 調査設計計画費
 - イ 事業計画作成費

①~③ (略)

④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(令和6年国土交通省告示第8号。以下イー13-(4)関係部分において、「業務報酬基準」という。)をもとに算出した額を標準とする。

⑤~⑥ (略)

ロ~ハ (略)

二~六 (略)

2~8 (略)

表 13-(4) (略)

イー13-(6)都市再生区画整理事業に係る基礎額

1. 基礎額

本事業の基礎額は、次に定めるところによる。

イー13-(4)暮らし・にぎわい再生事業

本事業の交付の対象となる事業及び基礎額は次のとおりとする。

1 都市機能まちなか立地支援

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる 費用の合計の3分の1とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者 等に補助する額の2分の1又は当該費用の3分の1のいずれか低い 額とする。

- 一 調査設計計画費
 - イ 事業計画作成費

①~③ (略)

④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成31年国土交通省告示第98号。以下イー13-(4)関係部分において、「業務報酬基準」という。)をもとに算出した額を標準とする。

⑤~⑥ (略)

ロ~ハ (略)

二~六 (略)

2~8 (略)

表 13-(4) (略)

イー13-(6)都市再生区画整理事業に係る基礎額

1. 基礎額

本事業の基礎額は、次に定めるところによる。

1 都市再生事業計画案作成事業

ー・二 (略)

- 三 附属第 II 編イー13-(6)の3.の第1項第3号及び第4号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の2分の1とし、附属第 II 編イー13-(6)の5.の第1項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は事業計画の案の作成に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。
- 四 附属第 II 編イー13-(6)の3.の第1項<u>第5号</u>の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の2分の1とし、附属第 II 編イー13-(6)の5.の第1項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は事業計画の案の作成に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。

2 都市再生土地区画整理事業

一 附属第Ⅱ編イー13-(6)の1.の第2項イ又は口に掲げる事業のうち、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。

イ~カ (略)

二 前号の規定にかかわらず、附属第II編イー13-(6)の3.の第2項第2号ロ、ハ、二又はホ及び第3項第2号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する前号イから力までに掲げる費用の合計の2分の1とし、附属第II編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が

現行

1 都市再生事業計画案作成事業

ー・ニ (略)

- 三 附属第 II 編イー13-(6)の3.の第1項第3号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の2分の1とし、附属第 II 編イー13-(6)の5.の第1項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は事業計画の案の作成に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。
- 四 附属第 II 編イー13-(6)の3.の第1項第4号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の2分の1とし、附属第 II 編イー13-(6)の5.の第1項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は事業計画の案の作成に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。

2 都市再生土地区画整理事業

一 附属第Ⅱ編イー13-(6)の1.の第2項イ又は口に掲げる事業のうち、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。

イ~カ (略)

二 前号の規定にかかわらず、附属第 II 編イ-13-(6)の3.の第2項第2号ロ、ハ、二又はホ及び第3項第2号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1とし、附属第 II 編イ-13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合

土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。

三 附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.の第4項及び第5項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する第1号イから力までに掲げる費用の合計の2分の1とし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。

四 (略)

- 五 第1号及び第2号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー 13-(6)の3.の第2項又は第3項の要件に該当する地 区において行う事業については、次の式により算定した額 (X)の3分の1を限度とする。
 - X=(事業により確保される公共用地率-事業実施前の公共 用地率)×地区面積×用地単価×A
 - 十事業に要する公共施設整備費
 - + 立体換地建築物工事費
 - +都心居住建築物、公益施設、誘導施設(都市構造再編集中支援事業の補助対象に限る)、立体換地建築物、避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の建築物等の移転補償費
 - +浸水対策整地に係る移転補償費
 - +電線類地下埋設施設整備費
 - 十公開空地整備費
 - +防災関連施設整備費
 - +浸水対策施設整備費
 - +浸水対策整地費
 - +エリアマネジメント活動拠点施設整備費
 - 十地籍整備費

現行

等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。

三 附属第 II 編イー13-(6)の3.の第4項及び第5項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1とし、附属第 II 編イー13-(6)の5.の第2項第2号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の2分の1又は当該事業に要する費用の2分の1のいずれか低い額とする。

四 (略)

五 第1号及び第2号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー 13-(6)の3.の第2項又は第3項の要件に該当する地 区において行う事業については、次の式により算定した額 (X)の3分の1を限度とする。

改正案	現行
A=2/3 (ただし、附属第Ⅱ編イー13-(6)の3.	
の第2項第2号ロの要件に該当する地区	
において行われる事業については1と	
し、公益施設、誘導施設の整備が図られる	
ことが確実な場合には、道路用地につい	
て1とする。また、附属第Ⅱ編イー13-	
(6)の3.の第3項の要件に該当する地	
区において行われる事業については、0	
とする。)	
ただし、Xの算定に当たっては次のとおりとする。この場	
合においては、公開空地は公共用地とみなす。	
イ・ロ (略)	
ハ 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当	
する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対	
策整地に係る移転補償費(ただし、中断移転に要する転居	
費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る)は、	
以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われる	
ものに限ることとする。	
(1) その面積が20ha 以上であり、かつ、1,000棟以	
上の浸水被害が想定される浸水想定区域(水防法に定	
められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及	
び高潮浸水想定区域又は <u>津波防災地域づくりに関する</u>	
<u>法律</u> に定められる津波災害警戒区域をいう。)で行われ	
る事業であること。	
(2)~(4) (略)	
ニ・ホ (略)	
│ │	六 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イー13−(6)の
3. の第2項第2号ロ、ハ、二又はホ及び第3項第2号ロ又	3. の第2項第2号ロ、ハ、二又はホ及び第3項第2号ロ又

はハの要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額(X)の2分の1を限度とする。

はハの要件に該当する地区において行う事業については、前

号の式により算定した額(X)の2分の1を限度とする。

改正案	現行
七 第3号の事業に係る基礎額は、 <mark>第5号</mark> の式により算定した	七 第3号の事業に係る基礎額は、 <mark>次</mark> の式により算定した額
額(X)の2分の1を限度とする。	(X)の2分の1を限度とする。
	X=(事業により確保される公共用地率-事業実施前の公共
	用地率)×地区面積×用地単価×A
	+事業に要する公共施設整備費
	+立体換地建築物工事費
	+都心居住建築物、公益施設、誘導施設(都市構造再編
	集中支援事業の補助対象に限る)、立体換地建築物、
	避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物
	等の敷地上の <mark>建 築物等</mark> の移転補償費
	+浸水対策整地に係る移転補償費 +電線類地下埋設施設整備費
	十公開空地整備費
	十防災関連施設整備費
	+浸水対策施設整備費
	+浸水対策整地費
	+エリアマネジメント活動拠点施設整備費
	A = 2 ∕ 3 (ただし、附属第 II 編イー 1 3 − (6) の 3.
	の第2項第2号ロの要件に該当する地区
	において行われる事業については1と
	し、公益施設、誘導施設の整備が図られる
	ことが確実な場合には、道路用地につい
	て1とする。また、附属第Ⅱ編イー13-
	(6)の3.の第3項の要件に該当する地
	区において行われる事業については、 O とする。)
	ただし、Xの算定に当たっては次のとおりとする。この場
	合においては、公開空地は公共用地とみなす。
	イ・ロ (略)

改正案	
	ハ 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費(ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る)は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。 (1)その面積が20ha以上であり、かつ、1,000棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域(水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波地域づくりに関する法律に定められる津波災害警戒区域をいう。)で行われる事業であること。 (2)~(4) (略)
 3 被災市街地復興土地区画整理事業 一・二 (略) 三 第 1 号の事業に係る基礎額は、附属第 II 編イー 1 3 - (6) の3. の第 7 項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額(Z)の2分の1を限度とする。 	 3 被災市街地復興土地区画整理事業 一・二 (略) 三 第1号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー13-(6) の3.の第7項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額(Z)の2分の1を限度とする。
Z=(事業により確保される公共用地率-事業実施前の公共 用地率) ×地区面積×用地単価 +事業に要する公共施設整備費 +立体換地建築物工事費 +都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の 移転補償費 +浸水対策整地に係る移転補償費(第2項第七号ハの (1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるも のに限る)	Z=(事業により確保される公共用地率-事業実施前の公共 用地率) ×地区面積×用地単価 +事業に要する公共施設整備費 +立体換地建築物工事費 +都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の 移転補償費 +浸水対策整地に係る移転補償費(第2項第七号ハの (1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるも のに限る)

- 十電線類地下埋設施設整備費
- +公開空地整備費+防災関連施設整備費
- 十浸水対策施設整備費
- +浸水対策整地費(第2項第七号ハの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る)
- +津波防災整地費(東日本大震災の被災地にかかる推進地域又は計画区域で行うものに限る(東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く))
- +液状化対策推進工事費
- +公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地 以外の土地に存する建築物等(公共用地となるべき 土地についての換地に存するものに限る。)の移転補 償費
- +エリアマネジメント活動拠点施設整備費
- 十地籍整備費

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は 公共用地とみなす。また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第2項七号二によるものとする。

- 4 (略)
- 5 国の交付に係る時限
 - 1. 第3項第一号ワの規定、同項第三号の津波防災整地費及び液状化対策推進工事費の規定は東日本大震災からの復興の基本方針3(イ)又は(ロ)に該当する事業で、平成27年度末までに着手した事業に限るものとする。
- 2. 3. (略)

表 13-(6) (略)

現行

- +電線類地下埋設施設整備費
- +公開空地整備費+防災関連施設整備費
- 十浸水対策施設整備費
- +浸水対策整地費(第2項第七号ハの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る)
- +津波防災整地費(東日本大震災の被災地にかかる推進地域又は計画区域で行うものに限る(東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く))
- +液状化対策推進工事費
- +公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地 以外の土地に存する建築物等(公共用地となるべき 土地についての換地に存するものに限る。)の移転補 償費

+エリアマネジメント活動拠点施設整備費

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は 公共用地とみなす。また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第2項七号二によるものとする。

- 4 (略)
- 5 国の交付に係る時限
 - 1. 第3項第一号ワの規定、同項第三号の津波防災整地費及び液状化対策推進工事費の規定は東日本大震災からの復興の基本方針3(イ)又は(ロ)に該当する事業で、平成27年度度末までに着手した事業に限るものとする。

2. 3. (略)

表 13-(6) (略)

現行

イー13-(8)都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額

1. 基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあっては、 次に定める事業に要する費用の3分の1(ただし、次のイから二 までに掲げる事業については2分の1とする。)とする。

また、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合(ただし、2のヲ及びワにおける事業を除く。)は、当該地方公 共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は 事業の実施に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。

2のヲ及びワに掲げる事業については、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合、次に掲げる1)及び2)の条件(バス(BRTを除く。以下同じ。)に関する施設の整備にあたっては、1)から3)までの条件)を満たす場合に限り、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の2分の1(ただし、地方公共団体が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客株式会社及び大手民鉄に補助する場合は、事業の実施に要する費用の3分の1)のいずれか低い額とする。

1)地方公共団体が策定する立地適正化計画又は<u>広域的な</u>立地 適正化の方針(以下イー13-(8)関係部分において立地適正 化計画及び立地適正化の方針を併せて「立地適正化計画等」とい う。)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成1

イー13-(8)都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額

1. 基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあっては、 次に定める事業に要する費用の3分の1(ただし、次のイから二 までに掲げる事業については2分の1とする。)とする。

また、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合(ただし、2のヲ及びワにおける事業を除く。)は、当該地方公 共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又 は事業の実施に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。

なお、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合、次に掲げる1)及び2)の条件(バス(BRTを除く。以下同じ。)に関する施設の整備にあたっては、1)から3)までの条件)を満たす場合に限り、前段の規定にかかわらず当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の2分の1(ただし、地方公共団体が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客株式会社及び大手民鉄に補助する場合は、事業の実施に要する費用の3分の1)のいずれか低い額とする。

1)地方公共団体が策定する<u>附属第 I 編イー13-(8)の2.</u> <u>の第1号イに掲げる</u>立地適正化計画<u>(以下イー13-(8)関係</u> <u>部分において「立地適正化計画」という。)</u>又は<u>同号イに掲げる</u>立 地適正化の方針<u>(以下イー13-(8)関係部分において「立地</u>

9年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画 (以下イー13-(8)関係部分において「地域公共交通計画」 という。)において、本事業の実施に関連する実効性のある取組 が即地的・具体的に位置づけられていること。

2)・3) (略)

1)・2) (略)

- イ 立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、次に掲げる事業。
 - (1)居住誘導区域内で人口密度 4 O人/ha以上の区域において実施する事業
 - (2) 居住誘導区域外において実施する事業のうち、次の(i) 又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域を結ぶバス路 線等の公共交通に係る事業(ただし、都市計画区域外にお いては、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区 域と地域生活拠点を結ぶバス路線等の公共交通に係る事 業に限る。)

(i)·(ii) (略)

(3) (略)

現行

適正化の方針」という。) (以下イー13-(8)関係部分において立地適正化計画及び立地適正化の方針を併せて「立地適正化計画等」という。)及び附属第 II 編イー13-(8)の4.に掲げる地域公共交通計画(以下イー13-(8)関係部分において「地域公共交通計画」という。)において、本事業の実施に関連する実効性のある取組が即地的・具体的に位置づけられていること。

2)・3) (略)

1)・2) (略)

- イ 立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、次に掲げる事業。
 - (1) <u>附属第Ⅱ編イー13−(8)の2. の第1号イに掲げる</u> 居住誘導区域<u>(以下イ−13−(8)関係部分において「居</u> 住誘導区域」という。) 内で人口密度40人/ha以上の 区域において実施する事業
 - (2) 居住誘導区域外において実施する事業のうち、次の(i) 又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域を結ぶバス路 線等の公共交通に係る事業(ただし、都市計画区域外においては、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域と附属第 II 編イー13-(8)の2.の第1号イに掲げる地域生活拠点(以下イー13-(8)関係部分において「地域生活拠点」という。)を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業に限る。)

(i)·(ii) (略)

(3) (略)

現行 改正案 口 (略) (略) (削除) ハ 滞在快適性等向上区域又は都市再生特別措置法(平成14年 法律第22号) 第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域 において法定協議会が行う地区交通戦略(ただし、国土交通大 臣の認定を受けているものに限る。) に位置付けられた事業 ハ 民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について203 二 民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について203 0年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組 0年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組 む地域等として環境省が選定した地域等(脱炭素先行地域)に む地域等として環境省が選定した地域等(脱炭素先行地域)に おいて実施する事業 おいて実施する事業 ニ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平 (新設) 成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想に おいて定められている同条第2項第1号の区域で行われるバ リアフリー交通施設の整備

1 整備計画の作成等に関する事業

イ (略)

ロ 交通まちづくり活動推進事業

立地適正化計画等に位置づけられているもの又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)に基づくものであり、かつ、公共交通の利用を効果的に促進するための公共交通実態分析、アンケート調査、専門家の派遣、社会実験等に要する費用とする。

ハ (略)

2 公共的空間等の整備に関する事業

イ・ロ (略)

- 1 整備計画の作成等に関する事業
 - イ (略)
 - ロ 交通まちづくり活動推進事業 公共交通の利用を効果的に促進するための公共交通実態 分析、アンケート調査、専門家の派遣、社会実験等に要する 費用とする。

ハ (略)

2 公共的空間等の整備に関する事業

イ・ロ (略)

ハ 歩行空間の整備

歩行空間の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1)・(2) (略)

ニ 駐車場の整備

次の(i)から(iii)までのいずれかの条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする(ただし、別に積算が可能なものにあってはこの限りではない。)。また、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。

(i)都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第7条に基づき市町村が作成する低炭素まちづくり計画(以下「低炭素まちづくり計画」という。)に

現行

ハ 歩行空間の整備

都市機能誘導区域または居住誘導区域内の歩行空間(ただし、立地適正化計画に位置づけられているものに限る。)、地域生活拠点内の歩行空間又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)策定地区または附属第 II 編イー13-(8)の2.の第1号ハの要件に該当する地区内の歩行空間の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) • (2) (略)

ニ 駐車場の整備

次の(i)から(iii)までの条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする(ただし、別に積算が可能なものにあってはこの限りではない。)。また、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。

(i) <u>立地適正化計画等及び</u>都市の低炭素化の促進に関する 法律(平成24年法律第84号)第7条に基づき市町村 が作成する低炭素まちづくり計画(以下「低炭素まちづ

おいて位置付けられている又は位置付けられることが 確実と見込まれる駐車台数が概ね100台以上(計画に おいて複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合 は、合計で概ね100台以上)の駐車施設。

(ii)低炭素まちづくり計画において位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる駐車場のうち、総合交通戦略及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第27条の16第一項に基づき地方公共団体が作成する地域公共交通利便増進実施計画(以下イー13-(8)関係部分において「利便増進実施計画」という。)に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置するパーク・アンド・ライド用の駐車施設及び自動二輪車専用の駐車施設。

(iii) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 施設整備費

当該駐車場の工事に要する費用で建設費の4分の1に 相当する額

ホ・へ (略)

ト 荷捌き駐車施設の整備

現行

くり計画」という。)において位置付けられている又は 位置付けられることが確実と見込まれる駐車台数が概 ね100台以上(計画において複数箇所で一体の駐車施 設を形成している場合は、合計で概ね100台以上)の 駐車施設。

(ii) 立地適正化計画等及び低炭素まちづくり計画において位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる駐車場のうち、戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。) 及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第27条の16第一項に基づき地方公共団体が作成する地域公共交通利便増進実施計画(以下イー13ー(8)関係部分において「利便増進実施計画」という。)に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置するパーク・アンド・ライド用の駐車施設及び自動二輪車専用の駐車施設。

(iii) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 設備工事費

当該駐車場の設備工事等に要する費用で建設費の4分の1に相当する額

ホ・へ (略)

ト 荷捌き駐車施設の整備

1 ha 以上の区域又は10店舗以上の地上権者等を対象とする、荷捌きのための駐車施設(以下イー13-(8) 関係部分において「荷捌き駐車施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。(複数箇所で一体の荷捌き駐車施設を形成している場合は、合計で当該要件を満たす場合も対象とする。)

(1)・(2) (略)

チ 自転車駐車場の整備

自転車駐車場(シェアリングポートを含めてエリア全体で一体的に整備する場合を除く。駐車台数200台以上(整備計画に位置づけられ、複数箇所でネットワークを形成している場合は合計で200台以上))の駐車施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画又は総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)、及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上(複数箇所設置の場合は合計で50台以上)の駐車施設の整備に要する費用とする。

(1) • (2) (略)

リ バリアフリー交通施設の整備

エレベーター、エスカレーター、動く歩道、ユニバーサルデザイン対応駐車場等の施設の整備(附属第 II 編イー 13-(8)の4.のロ又はハの事業の一部として整備されるものを除く。)に要する費用のうち、次に掲げるもの。

現行

1 ha 以上の区域又は10店舗以上の地上権者等を対象とする、荷捌きのための駐車施設(以下イー13-(8) 関係部分において「荷捌き駐車施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1)・(2) (略)

チ 自転車駐車場の整備

自転車駐車場(シェアリングポートを含めてエリア全体で一体的に整備する場合を除く。駐車台数200台以上(整備計画に位置づけられ、複数箇所でネットワークを形成している場合は合計で200台以上))の駐車施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画、戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上(複数箇所設置の場合は合計で50台以上)の駐車施設の整備に要する費用とする。

(1)・(2) (略)

リ バリアフリー交通施設の整備

都市機能誘導区域または居住誘導区域、地域生活拠点(ただし、立地適正化計画に位置づけられているものに限る。)、 附属第 II 編イー13-(8)の2.の第1号ハの要件に該当する地区又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)策定地区内において行われるエ

現行

(1)・(2) (略)

ヌ・ル (略)

ヲ LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備

LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通(総合交通戦略 (ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。) に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の 骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に 位置づけられているものに限る。ただし、いずれの場合も、 事業に必要な特許等を受けている又は受けることが確実な ものに限る。)に関する停留所、車両基地及び軌道(軌道緑 化を含む。)及び架線等の施設(車両(車両改造を含む。) を除く。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。た だし、立地適正化計画又は総合交通戦略(ただし、国土交 通大臣の認定を受けているものに限る。)、及び利便増進実 施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進再編事業に 係るものに限り、民間建築物との合築や民間施設の一部を 購入する費用を含むものとする。

(1)・(2) (略)

ワ 附属第 II 編イー 1 3 - (8) の 4. の口の (1) から (10) まで の施設の代替となる又は附属第 II 編イー 1 3 - (8) の 4. の

レベーター、エスカレーター、動く歩道、ユニバーサルデザイン対応駐車場等の施設の整備(附属第 II 編イー13ー(8)の4.のロ又はハの事業の一部として整備されるものを除く。)に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1)・(2) (略)

ヌ・ル (略)

ヲ LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備

LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通(戦略に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものに限る。ただし、いずれの場合も、事業に必要な特許等を受けている又は受けることが確実なものに限る。)に関する停留所、車両基地及び軌道(軌道緑化を含む。)及び架線等の施設(車両(車両改造を含む。)を除く。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画、戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進再編事業に係るものに限り、民間建築物との合築や民間施設の一部を購入する費用を含むものとする。

(1)・(2) (略)

ワ 附属第 II 編イー 13 - (8) の4.の口の(1)から(10)まで の施設の代替となる又は附属第 II 編イー 13 - (8)の4.の

口の(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備

- (i) (略)
- (ii) 総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。) に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置付けられているものであって、附属第Ⅱ編イー13-(8)の4.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する駅施設の整備に要する費用(公共交通事業者が負担すべきものを除く。)のうち、次に掲げるもの。

(1)・(2) (略)

- (iii) 総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものであって、附属第 II 編イー13-(8)の4.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する架線、レール及び枕木等の鉄道施設等(車両(車両改造を含む。)を除く。)の整備に要する費用(公共交通事業者が負担すべきものを除く。)のうち、次に掲げるもの。
- (1) (2) (略)
- 3 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業

現行

口の(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備

- (i) (略)
- (ii) 附属第 II 編イー13-(8)の2.の第2号に掲げる戦略に位置付けられているもの、地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置付けられているものであって、附属第 II 編イー13-(8)の4.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する駅施設の整備に要する費用(公共交通事業者が負担すべきものを除く。)のうち、次に掲げるもの。
- (1) (2) (略)
- (iii) 立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものであって、附属第 II 編イー13-(8)の4.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する架線、レール及び枕木等の鉄道施設等(車両(車両改造を含む。)を除く。)の整備に要する費用(公共交通事業者が負担すべきものを除く。)のうち、次に掲げるもの。

(1)・(2) (略)

3 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業

公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業に当たっては、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の出資によって設立された法人以外のものが行う場合にあっては次のイ及び口を除くこととし、1地区における口に係る基礎額の合計額(設計費を除く。)は、400,00千円を限度とする。

イ・ロ (略)

ハ 公共空間等の利活用の増進に資する施設の整備

ベンチ等の休憩施設や植栽施設、電源設備、給排水設備、パークレット等の景観形成又は街路空間の利活用の増進に資する施設(以下、イー13-(8)関係部分において「公共空間等の利活用の増進に資する施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の基本設計 に要する費用

② 実施設計費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の実施設計

現行

地方公共団体が行う公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業に当たっては、次に掲げる費用の合計額とし、地方公共団体以外のものが行う事業にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が当該事業を行うものに補助する費用の額の2分の1とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の出資によって設立された法人以外のものが行う場合にあっては次のイ及び口を除くこととし、1地区における口に係る基礎額の合計額(設計費を除く。)は、400,000千円を限度とする。

イ・ロ (略)

ハ 歩行活動の増加に資する施設の整備

ベンチ等の休憩施設や植栽施設、電源設備、給排水設備、パークレット等の景観形成又は街路空間の利活用の増進に資する施設(以下、イー13-(8)関係部分において「<u>歩行活動の増加</u>に資する施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。<u>ただし、1.の第2号ハと一体となって効果</u>を発現するものに限る。

(1) 設計費

① 基本設計費

<u>歩行活動の増加</u>に資する施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

<u>歩行活動の増加</u>に資する施設の実施設計に要する費

に要する費用

(2) 施設整備費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の工事に要する費用

二 (略)

ホ 案内標識の整備

案内標識の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) • (2) (略)

ヘ・ト (略)

2. 雑則

1~3 (略)

4 経過措置

令和8年度末までに事業を開始する場合は、令和6年12月17日改正の要綱に基づき支援を受けることができるものとする。

イー13-(10)防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

- 1 政策課題対応タイプの基礎額
 - 一 政策課題対応タイプの補助金の額<u>(第六号又は第七号に該当する場合においては、国及び地方公共団体による施行者等への補助金の額の合計又はこれに相当する額)</u>は、補助対象事業の建設工事費(他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。)に、附属第 II 編イー13-(10)

現行

用

(2) 施設整備費

歩行活動の増加に資する施設の工事に要する費用

二 (略)

ホ 案内標識の整備

<u>地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けている</u> <u>ものに限る。)に基づいて行われる</u>案内標識の整備に要する費 用のうち、次に掲げるもの。

(1)・(2) (略)

ヘ・ト (略)

2. 雑則

1~3 (略)

<u>(</u>新設)

イー13-(10)防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

- 1 政策課題対応タイプの基礎額
 - 一 政策課題対応タイプの補助金の額は、補助対象事業の建設工事費(他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。)に、附属第Ⅱ編イー13ー(10)3.第3項第一号に規定する必須要件のみに該当するものについては100分の3を、必須要件に加え同3.第4項第一号イからへに

規定する選択要件の $_{-}$ に該当するものについては 100 分の 5 を、 $_{-}$ に 該当するものについては 100 分の 7 をそれぞれ乗じて得た額とする。 ただし、次の $_{-}$ (1) から $_{-}$ (11) に掲げる対策のうち該当する対策について

現行

それぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。

100 分の 3 を、必須要件に加え同 3. 第 4 項第一号イからへに規定する 選択要件の<u>うち、二つ</u>に該当するものについては 100 分の 5 を、<u>三つ</u> に該当するものについては 100 分の 7 をそれぞれ乗じて得た額とする。 ただし、次の(1) から(11) に掲げる対策のうち該当する対策について それぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。

3. 第3項第一号に規定する必須要件のみに該当するものについては

- (1) (略)
- (2) 子育て対策(必須)

子育て支援機能の確保、<u>転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育でに配慮した対策</u>を図るために付加的に要する 費用(住宅部分を除く。)

(3) 子育て対策 (選択)

遮音性の確保、<u>子育で支援スペース、地域開放型コミュニティス</u>ペースの確保を図るために付加的に要する費用

(4) 防災対策(必須)

特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用

(5) 防災対策(選択)

災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の 整備費、用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当額及び建物 買収費相当額を含む。)等、地震時等における帰宅困難者等の支援

- (1) (略)
- (2) 子育て対策(必須)

子育て支援機能の確保、<u>子育でに配慮したバリアフリー化、子育でに配慮した防犯性の確保等を図るために付加的に要する費用</u>

(3) 子育て対策(選択)

遮音性の確保、<u>可変性の確保、地域支援機能</u>の確保を図るために 付加的に要する費用

(4) 防災対策(必須)

特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用及び災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。)等、地震時等における帰宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用

(5) 防災対策(選択)

災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の 整備費、用地費及び補償費(地区内残留者の用地費相当額及び建物 買収費相当額を含む。)等、地震時等における帰宅困難者等の支援

又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備、雨水貯留浸透施設の整備並びに 災害時に利用可能な給水関連施設の整備に伴い付加的に要する費用

- (6) (7) (略)
- (8) 環境対策(必須)

構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策並 びに共用排水管の更新対策による地球環境の改善に資する措置を図 るために付加的に要する費用

(9) 環境対策(選択)

(削除)

<u>イ</u>・□ (略)

ハ 優良な緑地確保の取組の推進

優良緑地確保計画の認定基準に適合するために付加的に要す る費用

(10) • (11) (略)

二 (略)

三 第一号に規定する補助対象事業の建設工事費には、次の(1)から(4) までに掲げる費用については含めないものとする。

(1)子育て対策(必須)

住宅部分において、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育でに配慮した対策、住戸の躯体天井高さの確保、宅配ボックスの設置を行うために付加的に要する費用

現行

又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備並びに雨水貯留浸透施設の整備に 伴い付加的に要する費用

- (6) (7) (略)
- (8) 環境対策(必須)

<u>住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣</u> <u>化対策</u>による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用

- (9) 環境対策(選択)
 - イ ライフサイクルコスト対策

構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策 並びに共用排水管の更新対策による地球環境の改善に資する措 置を図るために付加的に要する費用

<u>□·八</u> (略)

(新設)

(10)・(11) (略)

二 (略)

<u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>(2)防災対策(必須)</u>	
<u>都市部に存する事業における、災害時に避難場所として活用可能</u>	
な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費(地区内	
残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。) 等、地震時	
等における帰宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用	
<u>(3)防災対策(必須)</u>	
都市部に存する事業における雨水貯留浸透施設の整備に伴い付加	
<u>的に要する費用</u>	
<u>(4) 環境対策(必須)</u>	
住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣	
化対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要	
<u>する費用</u>	
四 第三号(1)から(4)までの費用の算出は、これに相当するものとして	_(新設)_
別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととす	
<u>る。</u>	
<u>五</u> 施行者等が地方公共団体以外の事業にあっては、第一号(5)又は(11)	_ <u>(新設)</u>
に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分	
の1以内、かつ、当該対策のために付加的に要する費用に対して地方公	
共団体が施行者等に補助する額の2分の1以内とする。	
<u>六</u> 施行者等が地方公共団体の事業にあっては、第一号(5)又は(11)に対	_ <u>(新設)</u>
する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1	
<u>以内とする。</u>	
2・3 (略)	2・3 (略)

イー16 住環境整備事業に係る基礎額

イー16-(1)市街地再開発事業に係る基礎額

1 本事業の基礎額は、事業主体が施行者に補助する費用の2分の 1、又は、表イー16-(1)-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、 (い)欄に掲げる項目のうち〇を付したものの費用を合計した 額の3分の1のいずれか低い額とする。(注10)

表イー16-(1)-1 (略)

(注1)~(注9) (略)

(注10)

急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費 増加額に対する支援に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす 事業に限り、(2)に定める額とする。

- (1) 事業の要件
 - 一 第一種市街地再開発事業であること
 - 二 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画 (資金計画含む)の変更を実施することが確実と見込まれ ること
 - 三 耐火建築物(十分な耐震性能を有さない建築物を除く)が、建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること
 - <u>四</u> <u>資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施</u> 行が困難であること
 - 五 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向(見込みを含む。)や市場価格と比較して適切な価格であること
- (2) 基礎額

変更される事業計画に基づく建設工事費(建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工され

現行

イー16 住環境整備事業に係る基礎額

イー16-(1)市街地再開発事業に係る基礎額

1 本事業の基礎額は、事業主体が施行者に補助する費用の2分の 1、又は、表イー16-(1)-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、 (い)欄に掲げる項目のうち〇を付したものの費用を合計した 額の3分の1のいずれか低い額とする。

表イー16-(1)-1 (略)

(注1)~(注9) (略) (新設)

た建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額(国の要綱に基づき算定される額)を除く。以下この号において同じ。)の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表イー16-(1)-6に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、地方公共団体の補助に要する費用の額(当該額が増加額(変更前の事業計画の建設工事費に表イー16-(1)-6に掲げる率を乗じた額を除いた額)の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除いた額)の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。

- 一 共同施設整備費 (ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。) の3分の1
- <u>二</u> <u>変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100分の</u> 23を乗じて得た額

表イー16-(1)-6

事業計画認可から竣工までの期間	施行者が負担する一定率
<u>3 年未満</u>	<u>100分の3</u>
<u>5 年未満</u>	<u>100分の 5</u>
5年以上	<u>100分の 7</u>

2 (略)

(削除)

(新設)

- 2 (略)
- 3 次の各号に適合する区域に立地する住宅の新築を行うものに ついては、補助する費用を原則として半額とする。

現行

- <u>イ</u> 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域
- <u>口</u> 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第

現行

3~9 (略)

10 この要綱の施行(令和7年4月1日)に際し、令和9年3月31 日までに事業着手しているものについては、なお従前の例によ ることができる。ただし、(注10)の規定を適用する場合、附属 第Ⅱ編イー16-(1)の要件を満たすものに限る。

イー16-(2)優良建築物等整備事業に係る基礎額

1 本事業の基礎額は、事業主体が行う事業については、表イー1 6-(2)-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる 項目のうち〇を付したものの費用を合計した額(以下、この項に おいて「対象事業費の額」という。)の3分の1(都市再構築型 優良建築物等整備事業のうち人口密度維持タイプにあっては対 象事業費の額の2分の1、高齢社会対応タイプにあっては対象 事業費の額の5分の2とし、既存ストック再生型優良建築物等 整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費 用を補助する場合にあっては、イー16-(12)①第4項及び 第5項並びに住宅・建築物防災力緊急促進事業交付要綱(令和7 年3月31日付け国住街第145号、国住市第99号、国住木111号)第 3第6項第3号及び第3第7項第3号)に規定する額)とし、事 業主体以外の施行者が行う事業については、事業主体が施行者 に補助する費用の2分の1、又は、対象事業費の額の3分の1の いずれか低い額(都市再構築型優良建築物等整備事業のうち高 齢社会対応タイプにあっては、対象事業費の額の3分の2を超 えない範囲の額について事業主体が施行者に補助する費用の5 分の2、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟 改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合に あっては、イー16-(12)①第4項及び第5項並びに住宅・ 建築物防災力緊急促進事業交付要綱(令和7年3月31日付け国 住街第145号、国住市第99号、国住木111号)第3第6項第3号及

14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、 浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)

4~10 (略)

(新設)

イー16-(2)優良建築物等整備事業に係る基礎額

1 本事業の基礎額は、事業主体が行う事業については、表イー1 6-(2)-1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる 項目のうち〇を付したものの費用を合計した額(以下、この項に おいて「対象事業費の額」という。)の3分の1(都市再構築型 優良建築物等整備事業のうち人口密度維持タイプにあっては対 象事業費の額の2分の1、高齢社会対応タイプにあっては対象 事業費の額の5分の2とし、既存ストック再生型優良建築物等 整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費 用を補助する場合にあっては、イー16-(12)①第4項及び 第5項並びに地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付 要綱(令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号)第 3第6項第3号及び第3第7項第三号)に規定する額)とし、事 業主体以外の施行者が行う事業については、事業主体が施行者 に補助する費用の2分の1、又は、対象事業費の額の3分の1の いずれか低い額(都市再構築型優良建築物等整備事業のうち高 齢社会対応タイプにあっては、対象事業費の額の3分の2を超 えない範囲の額について事業主体が施行者に補助する費用の5 分の2、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟 改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合に あっては、イー16-(12)①第4項及び第5項並びに地域防 災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱(令和3年3月 31日付け国住街第223号、国住市第156号)第3第6項第3号及び

改正案	現行
<u>び第3第7項第3号</u>)に規定する額)	<u>第3第7項第三号</u>)に規定する額)
表イー16-(2)-1 (略)	表イー16-(2)-1 (略)
2 (略)	2 (略)
(削除)	3 次の各号に適合する区域に立地する住宅の新築を行うものについては、補助する費用を原則として半額とする。ただし、令和6年3月31日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。 一 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域 こ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)。
3 本改正要綱の施行(平成29年4月1日)の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。	4 本改正要綱の施行(平成29年4月1日)の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
4 本改正要綱の施行(令和6年4月1日)の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。	5 本改正要綱の施行(令和6年4月1日)の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
5 本改正要綱の施行(令和7年4月1日)の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。	<u>(新設)</u>
イー16一(4)基本計画等作成等事業に係る基礎額	イー16一(4)基本計画等作成等事業に係る基礎額 本事業の基礎額は以下のとおりとする。

本事業の基礎額は以下のとおりとする。

- 一 <u>初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び</u> 空地の暫定利用の実施
- (1) 事業主体の行う事業については、<u>初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施</u>に要する費用の3分の1とする。ただし、以下のいずれかの方針を含む市街地総合再生基本計画の作成又は計画コーディネート業務の実施にあっては、その実施に要する費用の2分の1とする。

①~③ (略)

- (2) 事業主体以外の施行者が行う事業については、<u>初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施</u>に関し事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、当該事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。
- (3) <u>初動期支援業務の総事業費は 300,000 千円を限度、交付期間</u> は最初の交付決定のあった年度から 1 5 年間かつ通算 1 0 年間 を限度とする。(ただし、権利変換計画認可を期限とする。)

(削除)

現行

一 基本計画等作成

(1) 事業主体の行う事業については、基本計画等の作成に要する費用 (当該基本計画等の作成に要する費用が次の基本計画等作成費 単価表により算出した額を超える場合には、その額) の3分の1とする。ただし、以下のいずれかの方針を含む市街地総合再生基本計画の作成又は計画コーディネート業務の実施にあっては、その実施に要する費用の2分の1とする。

①~③ (略)

- (2) 事業主体以外の施行者が行う事業については、基本計画等の作成に関し事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、当該基本計画等の作成に要する費用(当該基本計画等の作成に要する費用が次の基本計画等作成単価表により算出した額を超える場合には、その額)の3分の1のいずれか低い額とする。
- (3) 基本計画等の作成に要する費用のうち、市街地総合再生基本計画又は、基本計画の策定に要する費用については、(1)及び(2)の規定に関わらず、総事業費(交付期間は最初の交付決定から5年間かつ通算3年間)50,000千円を限度額とする。

基本計画等作成費単価表

計画名	<u>単価</u>	<u>備考</u>	
市街地総合再生基本計画	1地区当たり		
	18,000 千円		
事業化の促進を行う	1 地区当たり		
場合又は耐震化に関	22,500 千円		
する計画作成を行う			
<u>場合</u>			
計画コーディネート業務	1地区当たり		
	60,000 千円		
基本計画	調査地区面積	調査地区面積が 1ha	
	<u>1ha 当たり 2, 879</u>	未満の場合は、2,879	

改正案		現行		
	##===	<u>千円</u>	千円とする。	
	<u>推進計画</u> 	調査地区面積 1ha当たり6,587	調査地区面積が 1ha 未満の場合は、6,587	
	(2+)	<u>千円</u>	<u>千円とする。</u>	
<u>(削除)</u>	│ <u>_(注)</u> │ <u>1</u> 市街地総合再生基本計	十画及び推進計画 <i>の</i>	作成に係る交付金の交	<u>:付</u>
	は、その最初の交付決定 し、市街地総合再生基本			
	は、この限りでない。			
(4) 計画コーディネート業務に要する費用は1地区当たり 60,000	│ <u>2</u> <u>計画コーディネート業</u> │ 定する都市再生緊急整備		『万再生法第2条第3項に ↓上の市街地総合再生計	

する。

(4) 計画コーティネート業務に要する費用は1地区当たり 60,000 千円を限度とする。また、当該業務は都市再生法第2条第3項に 規定する都市再生緊急整備地域内又は5ha 以上の市街地総合再 生計画地区内で行われるものとし、その最初の交付決定のあった 年度から10年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含め た5年間を限度とする。

(削除)

- (5) リノベーション及び空地の暫定利用に係る交付金の交付は、 まちづくりの計画に位置付けられてから3年間を限度とする。
- ニ まちなみ形成の推進 (略)
- イー16-(8)住宅市街地総合整備事業に係る基礎額
 - 1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。
 - 一、二 (略)
 - 三 居住環境形成施設整備事業次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象

3 事業コーディネート業務については、床面積が 1,000 m以上の保留 床を賃貸運営しようとする保留床管理法人が、都市計画決定された市 街地再開発事業を含む都市再生法第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊 急整備地域内又は市街地総合再生計画地区内で行うものとする。ただ し、施設建築物工事着工前に行うものに限る。

地区内で行われるものとし、その最初の交付決定のあった年度から1

0年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度と

- 4 リノベーション及び空地の暫定利用に係る交付金の交付は、まちづくりの計画に位置付けられてから3年間を限度とする。
- 二 まちなみ形成の推進 (略)
- イー16-(8)住宅市街地総合整備事業に係る基礎額
 - 1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。
 - 一、二 (略)
 - 三 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象

となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(附帯工事費を含む。)が、「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号国住市第101号国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。

イ・ロ (略)

四~六 (略)

七 防災街区整備事業

イ 基礎額

地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の3分の1とし、防災街区整備事業組合等が施行する事業については、地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該事業費の3分の1のいずれか低い額とする。なお当該費用は表イ-16-(8)-5及び表イ-16-(8)-6の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち〇を付したものの費用を合計した額とする。また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合の工事費増加分に対する支援にあっては、当該交付金の額

となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(附帯工事費を含む。)が、「今和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和6年3月29日付け国住備第459号、国住整第123号国住市第87号国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。

イ・ロ (略)

四~六 (略)

七 防災街区整備事業

イ 基礎額

地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の3分の1とし、防災街区整備事業組合等が施行する事業については、地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該事業費の3分の1のいずれか低い額とする。なお当該費用は表イ-16-(8)-5及び表イ-16-(8)-6の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち〇を付したものの費用を合計した額とする。

改正案	現行
に口に基づき算出した額を加えた額とする。	
<u>ロ</u> <u>急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合の工</u>	<u>(新設)</u>
事費増加額に対する支援に係る基礎額は、aの各号の要件	
<u>を満たす事業に限り、bに定める額とする。</u>	
<u>a</u> 事業の要件	
(1) 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業	
計画(資金計画含む)の変更を実施することが確実と	
<u>見込まれること</u>	
(2) 耐火建築物(十分な耐震性能を有さない建築物を除	
く)が、建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下	
であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高	
<u>い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であ</u>	
<u>ること</u>	
(3) 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお	
事業施行が困難であること	
(4) 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処	
分単価が市場の工事費動向(見込みを含む。)や市場	
<u>価格と比較して適切な価格であること</u>	
<u>b</u> 基礎額	
変更される事業計画に基づく建設工事費(建築主体工	
事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただ	
し、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建	
設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助	
金又は交付金の限度額(国の要綱に基づき算定される	
額)を除く。なお、地方公共団体が施行する事業の場合、	

改正案	現行
当該補助対象事業費に国費率の2倍の数値を乗じて得	
た類を除く 以下この是において同じ)の増加類から	

当該補助対家事業質に国質率の2倍の数値を乗して停た額を除く。以下この号において同じ。)の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に次表イ-16-(8)-12に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、地方公共団体が施行する事業にあっては、3分の1に相当する額、防災街区整備事業組合等が施行する事業にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の額(当該額が増加額(変更前の事業計画の建設工事費に次表イ-16-(8)-12に掲げる率を乗じた額を除いた額)の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。)の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。

- (1) 共同施設整備費(ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。)の3分の1
- (2) 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、1 00分の23を乗じて得た額

表イ-16-(8)-12

事業計画認可から竣工までの期間	施行者が負担する一定率
3年未満	<u>100分の3</u>
<u>5 年未満</u>	<u>100分の5</u>
5年以上	<u>100分の7</u>

(新設)

// 共同施設整備の算定方法の特例

□ 共同施設整備の算定方法の特例

共同施設整備に要する費用は、次のaにbを加えた額とする。

- a 包括積算施設の整備に要する費用 共同施設整備のうち次表イ-16-(8)- 13に掲げる 施設の整備等に係る主体工事、付帯工事及び外構工事に要 する費用に階数の区分に応じ、それぞれ次表イ-16-(8)
 - <u>1 4</u>に掲げる数値を乗じて得た額
- b 個別積算施設の整備に要する費用 共同施設整備のうち次表イ-16-(8)- <u>13</u>に掲げる 施設以外の整備に要する費用

表イ-16-(8)-<u>13</u> (略) 表イ-16-(8)-<u>14</u> (略)

八~十四(略)

十五 住宅の新築に係る特例

1に規定する二号、三号、八号、十四号に掲げる以下のイかつ口に該当する区域における住宅の新築については、補助対象外とする。ただし、密集住宅市街地整備型(附属第Ⅱ編イー16ー(8)4.第二号口)に掲げる要件に該当する区域は除く。

イ・ロ (略)

2・3 (略)

4 防災街区整備事業のうち令和8年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、第1項第7号口を適用する場合、附属第 II 編イー16-(8) 15. 第5項第8号の要件を満たすものに限る。

現行

共同施設整備に要する費用は、次のaにbを加えた額とする。

- a 包括積算施設の整備に要する費用 共同施設整備のうち次表イ-16-(8)- <u>12</u>に掲げる 施設の整備等に係る主体工事、付帯工事及び外構工事に要 する費用に階数の区分に応じ、それぞれ次表イ-16-(8)
- b 個別積算施設の整備に要する費用 共同施設整備のうち次表イ-16-(8)- <u>12</u>に掲げる 施設以外の整備に要する費用

- **13**に掲げる数値を乗じて得た額

表イ-16-(8)-<u>12</u> (略) 表イ-16-(8)-<u>13</u> (略)

八~十四(略)

十五 住宅の新築に係る特例

1に規定する二号、三号、八号、十四号に掲げる以下のイかつ口に該当する区域における住宅の新築については、8号の規定に基づき算出される補助金額に1/2を乗じた額とする。ただし、密集住宅市街地整備型(附属第II編イー16-(8)4.第二号口)に掲げる要件に該当する区域は除く。

イ・ロ (略)

2・3 (略)

4 防災街区整備事業のうち令和8年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、第1項第7号ロを適用する場合、附属第Ⅱ編イー16-(8)23.第6項の要件を満たすものに限る。

イー16-(12) 住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額 イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額 1~13 (略)

- 14 本事業の基礎額は、第1項から第 13 項までにより算出した基礎額 (地方公共団体が当該事業を行う場合の基礎額を除く。) のうち、事業主体が事務事業者に対して交付する額とする。ただし、附属第 II 編イ-16-(12)-①3.第 14 号イの事業に係る基礎額の算出にあっては、第1項から第 13 項まで及び第 15 項において、「民間事業者等」を「民間事業者等(事務事業者を除く。)」に、「地方公共団体が補助する額」を「事務事業者が補助するために必要な費用として地方公共団体が事務事業者に交付する額」に読み替え、附属第 II 編イ-16-(12)-①3.第 14 号ロの事業に係る基礎額の算出にあっては、第1項第1号及び第2項第1号を次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。
 - ー 第1項第1号は次のように読み替える。
 - 「一 本事業の基礎額は、当該事業における次号ニに掲げる経費の額の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」
 - 二 第2項第1号は次のように読み替える。
 - 「一 本事業の基礎額は、当該事業における次号ニに掲げる経費の額の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」
- 15 (略)
- イー16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等
 - 1 本事業の基礎額等は、表イ-16-(12)-1に掲げるとおりとする。<u>ただし、この要綱の施行(令和7年4月1日)の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例</u>による。

イー16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額 イー16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額 1~13 (略)

14 本事業の基礎額は、第1項から第13項までにより算出した基礎額(地方公共団体が行う事業を除く。)のうち、事業主体が事務事業者に対して交付する額とする。

15 (略)

現行 改正案 表イ-16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基 表イ-16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基 磁額等 礎額等 経費 施行者 交付対象事業の内容 限度額 交付率 経費 施行者 交付対象事業の内容 限度額 交付率 危険住宅の 危険住 移転を行う者に対して 危険住宅の除却に 2分の1 危険住宅の 危 険 住 移転を行う者に対して 危険住宅の除却に 2分の1 除却等に要し宅の移し危険住宅の除却等に要 要する費用につい 除却等に要 宅の移 危険住宅の除却等に要 要する費用につい する費用を交付する事 ては1戸当たり「令 ては1戸当たり「令 する経費 転を行 する経費 転を行 する費用を交付する事 (除却等費) う者 (除却等費) う者 和6年度における 和7年度における 住宅局所管事業に 住宅局所管事業に 係る標準建設費等 係る標準建設費等 について」(令和7 について」(令和6 年3月31日付け国 年3月29日付け国 住備第599号、国住 住備第459号、国住 整第222号、国住市 整第123号、国住市 第87号国土交通事 第101号国十交通事 務次官通知) 第9に 務次官通知) 第9に より算出した除却 より算出した除却 工事費を限度とし、 工事費を限度とし、 その他除却等に要 その他除却等に要 する費用 (動産移転 する費用(動産移転 費等) については1 費等) については1

費)

から借入れた場合にお

いて、当該借入金利子

10 戸未満の急傾斜

地崩壊危険区域及

から借入れた場合にお 10 戸未満の急傾斜

地崩壊危険区域及

いて、当該借入金利子

費)

	現行
(年利率 8.5%を限度 とする。)に相当する額 の費用を交付する事業 で出水による災害 危険区域について の費用を交付する事業 は、1戸当たり 7,318千円(建物 4,650千円、土地 2,060千円、敷地造 成608千円)を限度 とする。	(年利率 8.5%を限度 とする。)に相当する額 の費用を交付する事業 だ出水による災害 危険区域について の費用を交付する事業 は、1戸当たり 7,318千円(建物 4,650千円、土地 2,060千円、敷地造 成608千円)を限度 とする。
事業推進経 地方公 事業計画の策定、対象 サ	事業推進経費 地方公共団体 事業計画の策定、対象地域の調査等
<u>(削除)</u> イー16ー(17) <u>削除</u>	イー16ー(17) <u>都市・地域再生緊急促進事業に係る基礎額</u>
ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 水道・下水道事業 ロー7ー(1)ー①~④ (略)	ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 水道・下水道事業 ロー7ー(1)ー①~④ (略)
ロー7ー(1)一⑤水道総合地震対策事業に係る基礎額 (略)	ロー7ー(1)一⑤水道総合地震対策事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。
イ. (略)	イ.基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

口. 国費率

(1) 導水管・送水管耐震化事業

(1)1/3

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定 による奄美群島において行う事業にあっては1/2

(2) 基幹水道構造物の耐震化事業

(1)1/3

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定 による奄美群島において行う事業にあっては1/2

(3) 緊急遮断弁

1 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定 による奄美群島において行う事業にあっては1/2

(4) 導水管・送水管複線化事業

1/3

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(1)—⑤の3. に掲げる交付対象事業。

現行

口. 国費率

(1)1/3

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美 群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定 による奄美群島において行う事業にあっては1/2

改正案	現行
<u>(5)重要施設配水管</u>	
<u>① 1 / 3</u>	
②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の	
規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美	
群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条の規定	
<u>による奄美群島において行う事業にあっては 1 / 2</u>	
(6) 貯留施設(耐震性貯水槽)	
<u>① 1 / 4</u>	
(ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が	
<u>行う事業にあっては、1/3)</u>	
②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の	
規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美	
群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条の規定	
<u>による奄美群島において行う事業にあっては 1 / 2</u>	
<u>(7)給水車</u>	
<u>1 1 / 4</u>	
②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の	
規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美	
群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条の規定	
<u>による奄美群島において行う事業にあっては 1 / 2</u>	
(8) 配水池	

改正案	現行
<u>① 1 / 4</u>	
(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が	
<u>行う事業にあっては、1/3)</u>	
②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の	
規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美	
群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第1条の規定	
による奄美群島において行う事業にあっては 1/2	
<u>(9)緊急時用連絡管</u>	
<u>① 1 / 4</u>	
<u>(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体</u>	
<u>が行う事業にあっては、1/3)</u>	
②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の	
規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群	
島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条の規定によ	
る奄美群島において行う事業にあっては1/2	
<u>① 1 / 4</u>	
(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が	
<u>行う事業にあっては、1/3)</u>	

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の 規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群 島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定によ

る奄美群島において行**う**事業にあっては1/2

改正案	現行
(11) 浄水場の防災拠点化 ① 1 / 4 ②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2	
ロー7ー(1)一⑥緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額(略)	ロー7ー(1)ー⑥緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。 イ.基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(1)—⑥の3.に掲げる交付対象事業。 ロ.国費率
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	(1)配水池 ①1/4 (ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては、1/3) ②①にかかわらず、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	(2)緊急時用連絡管

改正案	現行
	① 1 / 4
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	(3) 貯留施設 ①1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては、1/3) ②1にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2
(削除)(水道総合地震対策事業に移行)	(4) 大容量送水管 ①1/4 (ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては、1/3) ②①にかかわらず、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2

改正案	現行
(削除)(生活基盤近代化事業に移行)	<u>(5)重要施設配水管</u>
	①附属第Ⅱ編ロー7ー(1)―⑥の2.(5)に掲げる交付対象事業
	<u>のうち①に掲げる事業</u>
	<u>ア</u> 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあっては 1/4
	<u>但し、</u>
	(ア)単位管延長が20 メートル以上であるものについては4/10
	<u>(イ)単位管延長が6 メートル以上20 メートル未満であるものについては</u>
	<u>1/3</u>
	(ウ) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管
	延長が1 メートル以上であるものについては4/10
	<u>イ</u> 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあっては 1/3
	<u>但し、</u>
	<u>(ア)単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10</u>
	(イ) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管
	延長が1 メートル以上であるものについては4/10
	ウ ア及びイにかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10
	エ ア、イ及びウにかかわらず、放射線量分析機器については 1/4
	<u>オ</u> ア、イ、ウ及びエにかかわらず、離島振興法(昭和23年法律
	第72号) 第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定さ
	れた地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第18
	9号)第1条の規定による奄美群島については 1/2 (北海道の放射
	線分析機器については 1/4)_
	②附属第Ⅱ編ロ-7-(1)—⑥の2.(5)に掲げる交付対象事業

改正案	現行
	のうち②に掲げる事業 ア 1/4 (ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては、1/3) イ アにかかわらず、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2
<u>(1)</u> 取水施設耐災害性強化事業 (略)	(6) 取水施設耐災害性強化事業 ① 1/3 ②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2
<u>(2)</u> 水道施設耐災害性強化事業 (略)	(7) 水道施設耐災害性強化事業 ① 1/3 ②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2

ロー7ー(1)一⑦水道施設アセットマネジメント推進事業に係る基礎|ロー7ー(1)一⑦水道管路耐震化等推進事業に係る基礎額

額

本事業の基礎額は、次のイ、に係る費用に、ロ、の国費率を乗じた 額とする。

イ. (略)

口. 国費率

(1) 老朽管更新事業

1/4

(2) 水道管路緊急改善事業

①附属第Ⅱ編ロー7ー(1)ー⑦の3.(2)に掲げる交付対象事業の

うち①に掲げる事業

1/3

②附属第Ⅱ編ロー7ー(1)ー⑦の3.(2)に掲げる交付対象事業の

うち②に掲げる事業

<u>ア 1/4</u>

イ アにかかわらず、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条 |

本事業の基礎額は、次のイ、に係る費用に、ロ、の国費率を乗じた 額とする。

イ. (略)

口. 国費率

(1) 老朽管更新事業

1 1 / 3

(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄 管の更新事業にあっては、1/4)

21/2

(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄 管の更新事業にあっては、1/3)

31/4

(2) 水道管路緊急改善事業

(1)1/3

21にかかわらず、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条

改正案	現行
の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び	の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄
奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条	美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規
の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2	定による奄美群島において行う事業にあっては1/2
の別とによる电关付局において117事業にのうでは1/2	たによる电关件局において1] プサ米にのうでは 1/2
(3)~(7) (略)	(3)~(7) (略)
ロー7ー(1)ー⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額	ロー7ー(1)ー⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額
本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた	本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた
額とする。	額とする。
イ. (略)	 イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲
	本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(1)—®の3. に掲
	げる交付対象事業。
口.国費率	ロ、国費率
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
(1) (4) (41)	(T) (T) (MI)
(5) <u>水道施設 D X 推進事業</u> 1/3	(5) <u>水道施設台帳電子化促進事業</u> 1/3
(6)~(9) (略)	(6)~(9) (略)
(10) 水道基盤強化計画策定事業 1/2	_ <u>(新設)</u>
ロー7ー (1) 一⑨ (略)	ロー7ー (1) 一⑨ (略)
ロー7ー(2)一 ⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた	ロー 7 - (2) - ⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた

現行

額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(2)-®の2. に 掲げる交付対象事業。

口. 国費率

① 計画策定等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 施設整備

下水道法施行令第 24 条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

③ 撤去等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする(ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3分の2又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第4条の規定に基づく、交付申請年度の前年度に通知される国庫負担率を適用した費用とする。なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第

額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(2)-®の2. に 掲げる交付対象事業。

口. 国費率

① 計画策定等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 施設整備

下水道法施行令第 24 条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

(新設)

改正案	現行
百五十号) 第4条又は激甚災害に対処するための特別の財政援助	
等に関する法律施行令(昭和三十七年政令四百三号)第6条の規	
定に基づく特別財政援助額により国庫負担率の嵩上げをする場	
合は、交付申請年度の前年度に通知される当該負担率を適用した	
<u>費用とする)。</u>	
ロー10 都市再生整備計画事業	口一10 都市再生整備計画事業
ロー10ー(1)都市再生整備計画事業に係る基礎額	ロー10ー(1)都市再生整備計画事業に係る基礎額
(略)	(略)
2. 雜則	2. 雑則
1 (略)	1 (略)
(削除)	2 附属第Ⅱ編ロー10ー(1)5において、事前復興まちづくり計画
	等に防災拠点として位置付けられた区域であることを要件としている
	ことについては、令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等に防
	<u>災拠点を位置付けることが確実と見込まれる場合には、この限りでな</u>
	<u>u, </u>
<u>2</u> ~ <u>5</u> (略)	<u>3</u> ~ <u>6</u> (略)
6 附属第Ⅱ編ロー10-(1)4.1において、交付対象事業から除	<u>(新設)</u>
くこととしていることについては、令和8年度末までに国に提出され	
ている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。	
7 附属第Ⅱ編ロー10ー(1)4.2~4において、交付対象事業から	<u>(新設)</u>
除くこととしていること、及び表 10-(1)の3.地域創造支援事業、5.	
公園、12. 高次都市施設、14. 既存建造物活用事業において、水防法第	
14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する	

改正案	現行
雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区	
<u>域においては利用者の安全を確保するための対策が実施されることを</u>	
要件としていることについては、令和9年度末までに国に提出されて	
いる都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。	
8 本改正要綱の施行(令和7年4月1日)の際、現に国に提出されてい	<u>(新設)</u>
る都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受	
<u>けられるものとする。</u>	
ロー16 住環境整備事業	ロー16 住環境整備事業
ロー16ー(17) <u>削除</u>	ロー16ー(17) 都市・地域再生緊急促進事業に係る基礎額